

# 第 3 回 鶴 岡 市 総 合 計 画 審 議 会 企 画 専 門 委 員 会

平成 26 年 1 月 28 日  
午後 7 時 0 0 分～  
市役所 6 階大会議室

## 次 第

1 開 会

2 あ い さ つ

3 協 議

(1) 鶴岡市総合計画後期基本計画の策定について

(2) その他

4 閉 会

### 第3回企画専門委員会配布予定資料一覧

- 資料1 鶴岡市総合計画後期基本計画（案）の施策体系新旧対照表
- 資料2 鶴岡市総合計画後期基本計画（案）
  
- 参考資料1 第2回総合計画審議会での主な意見
- 参考資料2 第2回企画専門委員会での主な意見
- 参考資料3 鶴岡まちづくり塾での主な意見（第2回協議）
- 参考資料4 各地域審議会での主な意見（第2回協議）

※下線部分は変更点

第1章

それぞれの地域の生活環境をより安全で安心なものにするために、一人ひとりの心がつながりあう確かな地域コミュニティを構築します

現基本計画の施策体系		後期基本計画の施策体系	
第1節 互いに顔が見える地域 コミュニティづくり	(1) 互助精神、コミュニティ意識の醸成 (2) 身近な地域課題に住民自らが取り組む仕組みづくり (3) 住民自治組織の強化と地域活動の担い手の確保、リーダーの育成	第1節 互いに顔が見える地域 コミュニティづくり	(1) 互助精神、コミュニティ意識の醸成 (2) 身近な地域課題に住民自らが取り組む仕組みづくり (3) 住民自治組織の強化と地域活動の担い手の確保、リーダーの育成
第2節 地域の防災・防犯力の強化	(1) 防災基盤の強化 (2) 地域防災力の確保 (3) 自主防災活動への参加促進と活動の充実 (4) 交通安全教育の推進 (5) 地域の防犯体制の整備	第2節 地域の防災・防犯力の強化	(1) 防災基盤の強化 (2) 地域防災力の確保 (3) 自主防災活動への参加促進と活動の充実 (4) 交通安全教育の推進 (5) 地域の防犯体制の整備
第3節 消防・救急体制の強化	(1) 消防力の充実 (2) 新たな住宅防火対策の推進 (3) 救命救急体制の整備 (4) 消防団員の確保	第3節 消防・救急体制の強化	(1) 消防力の充実 (2) 新たな住宅防火対策の推進 (3) 救命救急体制の整備 (4) 消防団員の確保
第4節 環境の美化・保全活動の 推進	(1) 地球環境保全対策の推進 (2) 自然環境の保全 (3) 地域の環境美化・保全 (4) 環境教育の推進	第4節 <u>資源循環型社会の形成</u>	<u>(1) 新たな廃棄物処理施設の整備</u> <u>(2) ごみ減量化・資源化の推進</u> <u>(3) 資源循環型社会への転換</u> <u>(4) 地下水の保全・涵養と適正な利用</u>
第5節 資源循環型社会の形成	(1) 資源循環型社会への転換 (2) ごみ減量化・資源化の推進 (3) 環境に配慮したエネルギーの活用 (4) 地下水の保全・涵養と適正な利用	第5節 <u>エネルギーの地産地消の推進</u>	<u>(1) 再生可能エネルギーの導入拡大</u> <u>(2) 多様な主体の参加と連携によるエネルギー関連施策の推進</u>
		第6節 <u>環境の美化・保全活動の推進</u>	<u>(1) 地球環境保全対策の推進</u> <u>(2) 自然環境の保全</u> <u>(3) 地域の環境美化・保全</u> <u>(4) 環境教育の推進</u>

鶴岡市総合計画後期基本計画(案)の施策体系新旧対照表

第2章

一人ひとりがいきいきと健やかに暮らすことができる健康福祉社会を形成します

現基本計画の施策体系		後期基本計画の施策体系	
第1節	<p>こころと体の健康増進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) すこやかに生み育てる環境の整備</li> <li>(2) 生活習慣病・がん予防と健康寿命の延伸</li> <li>(3) こころの健康づくりと自殺の予防</li> <li>(4) 市民との協働による健康づくり活動の推進</li> <li>(5) 豊かな森林資源を生かした健康づくりの推進</li> </ul>	第1節	<p><u>少子化対策の推進と健やかな子どもの育成</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>少子化対策の推進</u></li> <li>(2) <u>子どもの健やかな成長の促進</u></li> <li>(3) <u>仕事と子育ての両立支援</u></li> </ul>
第2節	<p>温かい福祉の地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市民と協働した見守り・支え合いの仕組みづくり</li> <li>(2) 新たな福祉課題に対応できる総合的支援体制の整備</li> </ul>	第2節	<p><u>こころと体の健康増進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>すこやかに生み育てる環境の整備</u></li> <li>(2) <u>生活習慣病・がん予防と健康寿命の延伸</u></li> <li>(3) <u>こころの健康づくりと自殺の予防</u></li> <li>(4) <u>市民との協働による健康づくり活動の推進</u></li> <li>(5) <u>豊かな森林資源を生かした健康づくりの推進</u></li> </ul>
第3節	<p>障害者の自立生活の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害者の相談支援体制の充実</li> <li>(2) 障害者の地域生活支援の充実</li> </ul>	第3節	<p><u>温かい福祉の地域づくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>市民と協働した見守り・支え合いの仕組みづくり</u></li> <li>(2) <u>新たな福祉課題に対応できる総合的支援体制の整備</u></li> </ul>
第4節	<p>高齢者がいきいきとした地域の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 介護保険制度の適切な運営</li> <li>(2) 介護予防の充実</li> <li>(3) 地域で高齢者を支える地域包括ケア体制の整備</li> <li>(4) 高齢者の社会参加の促進</li> </ul>	第4節	<p><u>障害者の自立生活の実現</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>障害者の相談支援体制の充実</u></li> <li>(2) <u>障害者の地域生活支援の充実</u></li> </ul>
第5節	<p>健やかな子どもの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 子どもの健やかな成長の促進</li> <li>(2) 仕事と子育ての両立支援</li> </ul>	第5節	<p><u>高齢者がいきいきとした地域の実現</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>介護保険制度の適切な運営</u></li> <li>(2) <u>介護予防の充実</u></li> <li>(3) <u>認知症支援策の充実</u></li> <li>(4) <u>地域で高齢者を支える地域包括ケア体制の整備</u></li> <li>(5) <u>高齢者の社会参加の促進</u></li> </ul>
第6節	<p>医療の提供体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 荘内病院を中心とした地域医療連携の推進と医療の機能分担</li> <li>(2) 災害医療を含む救急医療体制の整備</li> <li>(3) 医師及び看護師などの医療従事者の確保</li> <li>(4) 在宅患者及び家族に対するサポート体制の充実</li> </ul>	第6節	<p><u>医療の提供体制の充実</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>荘内病院を中心とした地域医療連携の推進と医療の機能分担</u></li> <li>(2) <u>災害医療・救急医療体制の整備と高度医療への対応</u></li> <li>(3) <u>医師及び看護師などの医療従事者の確保</u></li> <li>(4) <u>在宅患者及び家族に対する支援体制の充実</u></li> </ul>

鶴岡市総合計画後期基本計画(案)の施策体系新旧対照表

第3章

未来を担う子どもたちが、よりよい環境のもとでいきいきと育ち、それぞれの世代がともに学びあえる地域社会を創ります

現基本計画の施策体系		後期基本計画の施策体系	
第1節 学校教育の充実	(1) 「知育」、「徳育」、「体育」のバランスのとれた学校教育の推進 (2) 適正な教育環境整備 (3) 高等学校教育の充実	第1節 学校教育の充実	(1) 「知育」、「徳育」、「体育」のバランスのとれた学校教育の推進 (2) 適正な教育環境整備 (3) 高等学校教育の充実
第2節 高等教育機関の充実	(1) 高等教育機関の充実と学術研究機能の集積	第2節 高等教育機関の充実	(1) 高等教育機関の充実と学術研究機能の集積
第3節 地域のなかでの人づくり	(1) 生涯学習を通じた人づくり、地域づくり (2) 社会教育施設等の充実 (3) 地域社会で子どもを育てる環境づくり (4) 豊かな自然のなかでの子どもの育成 (5) 男女共同参画の推進	第3節 地域のなかでの人づくり	(1) 生涯学習を通じた人づくり、地域づくり (2) 社会教育施設等の充実 (3) 地域社会で子どもを育てる環境づくり (4) 豊かな自然のなかでの子どもの育成 (5) 男女共同参画の推進
第4節 芸術の振興と文化資源の保存継承	(1) 市民の芸術活動の環境の充実 (2) 伝統文化の継承と文化資源の保存研究	第4節 芸術の振興と文化資源の保存継承	(1) 市民の芸術活動の環境の充実 (2) <u>伝統文化と文化資源の保存継承</u>
第5節 市民スポーツの振興	(1) 市民の健康・生涯スポーツの場の形成 (2) 地域の活力となる競技スポーツの振興 (3) 充実したスポーツ施設の運営	第5節 市民スポーツの振興	(1) 市民の健康・生涯スポーツの場の形成 (2) 地域の活力となる競技スポーツの振興 (3) 充実したスポーツ施設の運営
第6節 都市交流の推進	(1) 国内都市交流の推進	第6節 都市交流の推進	(1) 国内都市交流の推進
第7節 国際交流の推進	(1) 「草の根国際交流」活動の推進 (2) 国際都市交流の推進 (3) 多文化共生の推進	第7節 国際交流の推進	(1) <u>多文化共生の推進</u> (2) 国際都市交流の推進

鶴岡市総合計画後期基本計画(案)の施策体系新旧対照表

4章

恵まれた豊かな自然と風土を生かし、人と人の交流を図りながら、産地の「顔」づくりと安全で安心な食料づくりを進め、農林水産業をいきいきと発展させます

現基本計画の施策体系		後期基本計画の施策体系			
第1節	持続的に発展する農業の振興	(1) 農業の担い手の安定的な育成・確保 (2) 地域の特性を生かした産地づくりと多角化 (3) 環境保全型農業の推進 (4) 農業生産基盤と農山村の環境整備	第1節	持続的に発展する農業の振興	(1) 農業の担い手の安定的な育成・確保 (2) 地域の特性を生かした産地づくり____ (3) _____ (4) 農業生産基盤と農山村の環境整備
第2節	森林資源の有効な保全と活用	(1) 適正な森林経営と循環システムの構築 (2) 森林環境の保全 (3) 地域資源としての森林の利活用 (4) 森林バイオマスの利活用	第2節	森林資源の有効な保全と活用	(1) 適正な森林経営と循環システムの構築 (2) 森林環境の保全 (3) 地域資源としての森林の利活用 (4) 森林バイオマスの利活用
第3節	安定した水産業の振興	(1) 安定した漁業経営の推進 (2) 漁業の担い手の確保	第3節	安定した水産業の振興	(1) 安定した漁業経営の推進 (2) 漁業の担い手の確保
第4節	農山漁村の地域づくりと交流人口の拡大	(1) 多様な主体の参画による農山漁村づくり (2) 交流人口の拡大による地域の活性化	第4節	農山漁村の地域づくりと交流人口の拡大	(1) 多様な主体の参画による農山漁村づくり (2) 交流人口の拡大による地域の活性化
第5節	新たな技術・流通等に関する研究開発の推進	(1) 新たな生産加工技術・流通等に関する研究開発の推進	第5節	<u>農林水産業の6次産業化の促進</u>	(1) <u>農林水産業の6次産業化の支援</u> (2) <u>新たな生産加工技術・流通等に関する研究開発の推進</u> (3) <u>地産地消の推進</u>

鶴岡市総合計画後期基本計画(案)の施策体系新旧対照表

第5章

地域に根ざす産業を守り育てるとともに、これからの時代をひらく新しい産業を振興し、それぞれの地域をいっそう元気にします

現基本計画の施策体系		後期基本計画の施策体系	
第1節	地域の強みを生かした地力ある産業の振興	(1) 競争力のある企業の集積 (2) 伝統産業の再構築と地場産業の振興	第1節 <u>雇用の促進とはたらく力を高める人づくり</u> (1) 若年層の職業意識・能力形成と地元就職の促進 (2) 就業構造の変化に対応したキャリア形成と就業機会の創出 (3) 先進的な事業活動を支える人材の育成
第2節	まちの賑わいを創る産業の振興	(1) 地域に根ざした魅力ある個店・商店街づくり (2) 多様な交流による中心商店街の活性化 (3) 新たなニーズに対応したサービス産業の振興	第2節 <u>地域の強みを生かした地力ある産業の振興</u> (1) 競争力のある企業の集積 (2) 伝統産業の再構築と地場産業の振興
第3節	はたらく力と意欲を高める人づくり	(1) 先進的な事業活動を支える人材の育成 (2) 就業構造の変化に対応したキャリア形成と就業機会の創出 (3) 若年層の職業意識・能力形成と地元就職の促進	第3節 <u>まちの賑わいを創る産業の振興</u> (1) 地域に根ざした魅力ある個店・商店街づくり (2) 多様な交流による中心商店街の活性化 (3) 新たなニーズに対応したサービス産業の振興
第4節	鶴岡ならではの観光の振興	(1) 多様な観光ニーズを踏まえた誘客の促進 (2) 温泉地や宿坊街の魅力の向上と賑わい創出 (3) 観光客受け入れ環境の充実 (4) 観光推進組織の強化と人材の育成 (5) 特産品の育成と物産展の充実	第4節 鶴岡ならではの観光の振興 (1) 多様な観光ニーズを踏まえた誘客の促進 (2) 温泉地や宿坊街の魅力の向上と賑わい創出 (3) 観光客受け入れ環境の充実 (4) 観光推進組織の強化と人材の育成 (5) 特産品の育成と物産展の充実

鶴岡市総合計画後期基本計画(案)の施策体系新旧対照表

第6章

地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します

現基本計画の施策体系		後期基本計画の施策体系	
第1節 快適な都市環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 快適な市街地と集落の基盤形成</li> <li>(2) 歴史や伝統・文化を大切にしたい誇りの持てる地域づくり</li> <li>(3) 地域の個性を生かした景観形成</li> <li>(4) 賑わいある中心市街地の形成</li> <li>(5) 多様で複合的な公園・緑地の整備</li> </ul>	第1節 快適な都市環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 快適な市街地と集落の基盤形成</li> <li>(2) 歴史や伝統・文化を大切にしたい誇りの持てる地域づくり</li> <li>(3) 地域の特性を生かした景観形成</li> <li>(4) 賑わいある中心市街地の形成</li> <li>(5) 多様で複合的な公園・緑地の整備・保全</li> </ul>
第2節 交流・連携の推進と基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 東北日本海沿岸地域等との連携と交流の推進</li> <li>(2) 高速交通ネットワークの充実</li> <li>(3) 情報社会に対応した環境整備の推進</li> <li>(4) 幹線道路網の整備</li> <li>(5) 中心市街地における歩行回遊性の向上</li> <li>(6) 道路利用者の視点にたった市道整備と管理</li> <li>(7) 公共交通ネットワークの確保</li> <li>(8) 港湾の利活用と魅力の創出</li> </ul>	第2節 交流・連携の推進と基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 東北日本海沿岸地域等との連携と交流の推進</li> <li>(2) 高速交通ネットワークの充実</li> <li>(3) 情報社会に対応した環境整備の推進</li> <li>(4) 幹線道路網の整備</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>(5) <u>道路利用者の視点にたった市道整備と管理</u></li> <li>(6) <u>公共交通ネットワークの確保</u></li> <li>(7) <u>港湾の利活用と魅力の創出</u></li> </ul>
第3節 安全・安心な生活基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 快適で安全・安心な住まいづくり</li> <li>(2) 住宅・建築物の耐震化の向上</li> <li>(3) 既存ストックの維持管理と有効活用</li> <li>(4) 安全な水の安定供給</li> <li>(5) 下水道事業の健全経営と効率的な運営</li> </ul>	第3節 安全・安心な生活基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 快適で安全・安心な住環境整備</li> <li>(2) 住宅・建築物の耐震化の向上</li> <li>(3) 既存ストックの維持管理と有効活用</li> <li>(4) 安全な水の安定供給</li> <li>(5) 下水道事業の健全経営と効率的な運営</li> <li>(6) <u>雨水対策の推進</u></li> </ul>
第4節 治水と市土の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 河川の整備</li> <li>(2) 砂防施設等の整備</li> <li>(3) 海岸の整備</li> </ul>	第4節 治水と市土の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 河川の整備</li> <li>(2) 砂防施設等の整備</li> <li>(3) 海岸の整備</li> </ul>



## 鶴岡市総合計画後期基本計画（案）

鶴 岡 市

## 目 次

### I 序

- 1 計画の策定趣旨 . . . . . 1
- 2 総合計画の構成と計画期間 . . . . . 1

### II 本編

- 1 本市を取り巻く状況 . . . . . 3
- 2 鶴岡の未来を創造する成長戦略 . . . . . 5
- 3 地域振興のビジョンに基づく施策 . . . . . 12
- 4 分野別の施策 . . . . . 21
  - 第1章 . . . . . 21
  - 第2章 . . . . . 32
  - 第3章 . . . . . 45
  - 第4章 . . . . . 55
  - 第5章 . . . . . 67
  - 第6章 . . . . . 75

### III 計画の推進のために

- 1 市民・地域・行政の協調・協力による総合力の発揮 . . . . . 86
- 2 地方分権改革への対応と行財政改革の推進 . . . . . 86
- 3 地域の実態を踏まえた国などへの提言要望 . . . . . 87

# I 序

## 1 計画の策定趣旨

平成 17 年 10 月 1 日に 6 市町村の合併により誕生した鶴岡市は、平成 21 年 1 月に「人 暮らし 自然 みんないきいき 心やすらぐ文化をつむぐ悠久のまち 鶴岡」をめざす都市像とする「生命いきいき文化都市創造プラン 鶴岡市総合計画」を策定しました。この総合計画は基本構想と基本計画から構成されており、基本計画については必要に応じ 5 年をめぐりに見直すこととしています。

基本構想では、めざす都市像の実現のため、まちづくりの基本方針として「健康福祉都市の形成」、「学術産業都市の構築」、「森林文化都市の創造」の 3 つの方針を掲げており、あわせて施策の大綱として 6 つの大綱を示しています。そして基本計画のなかではその大綱に基づき分野ごとの施策の方向などについて記載しています。

本市では今、少子化などの自然減を主要因とする人口の減少が顕著に進行しています。そして、そのことが産業や社会福祉などの市民の生産活動や日常生活にどのような影響を与えるか、なかなか見通せない状況にあるなか、地域社会の維持・存続そのものにも大きな懸念が生じています。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災とそれに伴う巨大津波は、多くの人命と財産を喪失させ、あわせて発生した福島原子力発電所の事故は、エネルギー政策はもとより、多くの人の暮らしや産業面など、多方面に渡り甚大な影響を及ぼしています。不測の大規模災害に備えるため、防災対策の強化を図り、市民の生命・財産を守る体制をしっかりと構築するとともに、市民の暮らしを守る安全安心なエネルギーを安定的に確保していくことなどが必要とされています。

さらに、経済雇用環境についても依然として厳しい状況にあり、特に安定して働く場の確保は、若者の地元への定着や市民生活の安定に直結するものであることから、極めて重要な課題となっています。

こうした社会情勢の変化に中長期的な視点で適切に対応するため、地域の実態、課題等の把握に努め、各種施策を的確に推進することが必要であり、このたびこれまでの基本計画を見直し、後期基本計画を策定いたしました。

## 2 総合計画の構成と計画期間

鶴岡市総合計画は、基本構想と基本計画で構成し、各種施策の実施にあたっては実施計画を策定しながら、これに基づき推進します。

### (1) 基本構想

基本構想においては、鶴岡市のめざす都市像を掲げ、まちづくりの基本方針を示すとともに、各々の施策の大綱と計画を推進するにあたっての方針を示しています。基本構想の計画期間は、平成 21 年度から平成 30 年度までの 10 年間としています。

## (2) 基本計画

基本計画においては、①の基本構想に基づき、各分野において行う施策の方向性と主要な施策等を示しています。平成 25 年度に見直した基本計画を後期基本計画とし、その計画期間は、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間とします。

## (3) 実施計画

実施計画においては、施策の実施にあたり、諸情勢の変化や地域の実情に照らし合わせて課題を捉え直し、必要に応じて施策を見直しながら、毎年度向こう 3 年間に進めていくべき主な施策を示します。

## Ⅱ 本編

### 1 本市を取り巻く状況

#### (1) 少子高齢化を伴う人口減少の進行

日本の総人口は、平成 22 年国勢調査において 1 億 2,805 万人と発表され、前回調査時の平成 17 年からわずか 0.2%の増となっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると今後日本の人口は減少する見通しであり、平成 52 年（2040 年）の総人口は、すべての都道府県で平成 22 年を下回り、平成 72 年（2060 年）では 8,674 万人までに減少するとされています。

本市においても合併以降、人口の減少が続いており、平成 17 年国勢調査で 142,384 人だった人口は、平成 22 年では 136,623 人となっています。同研究所の本市の将来推計人口は、平成 32 年（2020 年）で 122,805 人、平成 42 年（2030 年）で 108,296 人、そして平成 52 年（2040 年）には 94,090 人までに減少するとされています。また、平成 52 年（2040 年）の人口割合についても年少人口（0-14 歳）9.9%、生産年齢人口（15-64 歳）49.9%、老年人口（65 歳以上）40.2%と予測されており、平成 22 年国勢調査の年少人口 12.8%、生産年齢人口 58.3%、老年人口 28.7%と比較し、少子高齢化が進行することが見通されています。

合計特殊出生率についても、平成 24 年で 1.46 となっており、人口維持の目安とされる 2.07 とはかなり乖離しています。

人口構造の変化や人口の減少は、経済や産業、社会保障制度など社会全体に大きな影響を与えるとともに、地域コミュニティの崩壊や地域活力の低下、さらには税収減による行政サービスの低下などにつながる懸念があり、本市においてもその対策は大きな課題となっています。

#### (2) 地域経済・雇用情勢の低迷

平成 20 年秋のリーマンショックは、100 年に一度の経済危機と言われる世界同時不況をもたらしました。日本経済においては、円高とデフレの悪循環もあって、いわゆる産業空洞化が進む中で、平成 23 年 3 月には東日本大震災とそれに伴う原発事故が発生し、欧州政府の債務危機などとあわせ、内外の様々なショックに見舞われました。

その後、平成 24 年 12 月に第 2 次安倍内閣が発足すると、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略からなる「三本の矢」を掲げ、「アベノミクス」といわれるデフレと円高からの脱却をめざした経済政策のもと、過度な円高の動きが修正されはじめており、輸出環境の改善や経済対策の効果などを背景に、今後の景気の回復が期待されています。

鶴岡地区の雇用情勢について見ると、有効求人倍率が平成 21 年度（平均）に 0.45 を記録して以降、徐々に回復傾向が見られ、平成 24 年度には一時的に 1 倍を超えるなど、明るい兆しも見受けられます。しかし、求人の内容を見ると希望する職種が少ない、あるいは非正規雇用・パートの割合が高いといった実態もあり、加えて本市の大手企業の国内生産拠点の再編の動きが見られるなど、地域の雇用状況は依然として厳しいものがあり、中長期的な観点から安定した雇用を創出・確保する取組みを進めていく必要があります。

また、若者の雇用対策は、若者が地域に定住することに直結するものであり、先に述べた少子化の問題とも密接に関係することから、そうした観点からも一層重要な課題となっています。

### (3) 自然災害に対する不安の高まり

東日本大震災の発生により、多くの人々が生活に甚大な影響を受け、さらに原子力発電所の事故により放射性物質が拡散し、生活の基盤である住居や仕事の喪失のほか、健康や産業への影響など、その被害は広範かつ長期に渡る見通しとなっています。

そうした大震災ばかりでなく、近年ではこれまでに経験したことのない集中豪雨や爆弾低気圧と呼ばれる暴風雨、それらに伴う土砂災害、さらには竜巻なども発生しており、異常気象による被害の増加が懸念されています。集中豪雨による冠水被害や、暴風雨による農業用ハウスの倒壊など、本市においても被害が発生しており、そうした自然災害から安全・安心な暮らしを守るまちづくりの推進が求められています。

また、大震災により日本のエネルギー供給体制の脆弱性も露呈しており、災害時に備えた安全・安心で安定的なエネルギーの確保も求められています。

今後、大震災や異常気象などの自然災害に強いまちづくりを推進するため、ハード・ソフト両面での取組みが必要となっています。

### (4) 地球環境・資源の制約の高まり

地球温暖化の防止は、人類が直面する共通課題になっており、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑制するため、二酸化炭素排出の原因になっている化石エネルギーから再生可能エネルギーへの転換、省エネルギーなどに関する技術開発や普及、森林の育成・保全などによる二酸化炭素の吸収・固定など、低炭素社会の実現に向けた取組みが求められています。

国のエネルギー政策においては、原発を巡る動向などに、今なお不透明な部分がありますが、現状としては中心的発電を火力発電にシフトし、エネルギーの必要量の確保が図られています。しかしながら、地球温暖化の問題や輸入に頼る化石燃料の安全保障の問題、国外への富の流出といったような課題もあり、国では環境・エネルギー分野を主要な成長分野と位置付け、市場と雇用の創出に取り組むとともに、再生可能エネルギーの導入拡大といっそうの省エネルギーに取り組むこととしています。

また、原油や希少金属、水資源などの天然資源の確保は先進各国における重要な課題となっており、低炭素化や天然資源の適切な利用も背景として、大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした社会から資源が循環していく社会への転換が求められています。

本市においても木質バイオマスの活用や小規模水力発電をはじめとした再生可能エネルギーの導入拡大など、地域の資源や特性を生かし、低炭素社会の形成、資源循環型社会への転換に向けた取組みに力を入れていく必要があります。

## 2 鶴岡の未来を創造する成長戦略

### ～鶴岡ルネサンス宣言に基づくまちづくりの推進～

本市は、庄内藩の城下町として栄え、学問や文化、伝統を重んじる気風が現在まで脈々と息づいています。しかし、地域の現状は少子高齢化が進行するなか、人口は減少傾向にあり、地域活力の低下や地域コミュニティの崩壊といったことが懸念されるとともに、全国的なデフレ傾向の中、地域経済は低迷し、安定した雇用の場や若者が生きがいを持って働ける場が少ないといった状況も見られます。

地域経済の活性化や若年層の定着、まちづくりが大きな課題となっている今、行政だけの力では十分な行政サービスの提供が難しくなっている面もあり、市民、地域、行政が協調、協力し、地域の再生に取り組んでいくことが求められています。

そこで、本市では「ルネサンス（再生）」という考え方を重視しながら、地域の総合力を発揮することで、持続可能な希望あふれる鶴岡市を市民とともに構築していくことをめざします。これを「鶴岡ルネサンス宣言」として本市の未来を創造する成長戦略に据え、以下に掲げる文化都市宣言に基づく施策を後期基本計画の中核的取組みとして推進します。

#### (1) 地場の可能性をのばす「創造文化都市」

本市にある様々な地場の資源を生かして、産業や文化を中心とする本市の可能性を伸ばしていきます。

本市の農業は、知的な工夫を積み重ね、多様で良質な作物を生産し、豊かな食文化を育んできました。そうした食文化を地域振興に生かすとともに、農林水産業の6次産業化や安心・安全な農産物の生産などを推進します。

また、若年層の定着につながる雇用対策を積極的に進めるとともに、文化都心である中心市街地への文化会館の整備や中心市街地活性化の取組みなど、産業や文化を中心とする本市の可能性を伸ばしていきます。

#### ○主な施策

##### ①若年層の定着などにつながる雇用対策の推進

若年層が早い段階から働くことの意義について認識を深め、職業意識と能力や知識を形成できるよう支援することにより、新卒者の職場定着を図るとともに、若年求職者の就職支援に努めます。また、若年層の地元企業就職を促進する取組みを促進するとともに、Uターン希望者に対する情報提供機能の強化を図ります。

##### ②食文化創造都市の推進

地域の食文化を観光、飲食業、農林水産業、食品製造業などの産業振興や市民生活の向上、学術振興に生かすため、広く市民・事業者と連携して各種の推進事業に取り組むとともに、ユネス

コ創造都市ネットワークへの加盟をはじめとした国内外との交流を推進し、鶴岡食文化創造都市の実現をめざします。

### ③絹織産業・文化の伝承と新たな振興策の推進

本市の近代化の礎となった絹織産業の文化を後世に保存伝承しながら、絹の新たな文化価値を創造することで地域の持続的発展を図ります。

### ④市民の多様な文化活動を支える拠点施設「新文化会館」の整備

老朽化した文化会館を改築し、本格的な舞台設備と大規模ホールを有する新文化会館を整備し、市民の参加・協力による運営を行うとともに、優れた文化・芸術の鑑賞機会を充実させ、芸術文化活動の振興を図ります。

### ⑤農商工観連携、産学官連携による農林水産業の6次産業化の推進

本市の農林水産物の付加価値を高め、有利な販売に結びつけるため、地元高等教育機関や県立の試験研究機関の存在、食品製造業など多くの企業立地といった環境を生かし、これらとの連携や協力体制を強化するとともに、新たな農林水産加工品の開発や流通販売システムの改善などを促進します。

### ⑥中心市街地の活性化

都市機能の集積やまちなか居住の誘導を図り、地域の特性に合わせたまちづくりを推進し、住み、暮らし、活動する場としての魅力ある中心市街地の形成とその充実を図ります。

### ⑦地産地消の推進

地場産食材の積極的な利用などにより農林水産業を支援するため、学校給食における鶴岡産農林水産物の利用率向上を図るとともに、市民の食生活を通じて、鶴岡の食と食文化を支える農林水産業や農林水産物への理解を促進します。

### ⑧環境保全型農業の推進

有機農産物や特別栽培農産物など、化学肥料や農薬の使用を控えた安全・安心な農産物を消費者に提供するため、環境に優しく質の高い食料の生産地をめざし、耕畜連携による有機性堆肥を活用した環境保全型農業を推進します。



## (2) 人と人の繋がりから交流人口を拡大する「観光文化都市」

人と人とのつながりを大切にして集客・交流の拡大を図ります。

豊富な観光資源を一層生かしながら地域産業の活性化を図っていくために、高速交通ネットワークなどを活用しながら、温泉地の活性化の取組みやグリーン・ブルーツーリズムなど地域の強みを発揮した観光の振興を推進します。

また、広域連携を進め、観光誘客につながる効果的な情報発信に努めるとともに、外国人観光客の誘致に向けた取組みを推進するなど、交流人口の拡大を図ります。

### ○主な施策

#### ①高速交通ネットワークの整備促進と観光誘客の推進

日本海沿岸東北自動車道（新潟県境区間）や山形自動車道路（月山道路区間）の整備、庄内空港の運行拡充、羽越本線の高速化など、高速交通ネットワークの整備促進を図るとともに日沿道のインターチェンジ周辺整備を推進し、それにより交流の活発化や物流の効率化、さらには観光誘客の推進を図ります。

#### ②加茂水族館の利用促進を通じた交流人口の拡大

リニューアルした加茂水族館「クラゲドリーム館」を、クラゲをはじめとする海洋生物に直接親しむことができる貴重な学習・展示施設としてだけではなく、鶴岡ならではの魅力を発信する観光拠点施設として活用し、交流人口の拡大を推進します。

#### ③温泉街や宿坊街の魅力の向上と賑わいの創出

温泉地域にある多様な食材を観光振興に生かす仕組みづくりや温泉街歩きガイドによる案内、また宿坊街を活用した体験交流メニューの創出など、温泉街や宿坊街の新たな魅力付けや付加サービスの実施に取り組むとともに、地域住民や有識者と協力してエリア全体の魅力アップが図られるようなまちづくりを進めます。

#### ④広域連携を生かした観光振興の推進

国の「広域観光連携圏域」の認定の動きも視野に入れながら、JRや日本海きらきら羽越観光圏市町村、県及び周辺市町村と一体となり、山形DCを初めとして、広域連携を生かした観光振興を推進します。

#### ⑤観光誘客につながる効果的な観光情報の発信

本市の観光資源のPRとリピーターにつながる誘客を促進するため、旅行代理店とのネットワークの強化を図り、早期の情報提供や旅行ニーズを把握するとともに、ICTの活用や旅行情報誌、映画のほか、観光大使による本市PRなど、観光誘客につながる効果的な情報発信を推進します。

#### ⑥インバウンド観光の推進

外国人観光客の誘客に向け、北東・東南アジア地域を主な対象として、山形県国際観光推進協議会や隣県と一体となった取組みにより、出羽三山や黒川能など本市が誇る観光資源を積極的に宣伝するとともに、受入環境の充実を図ります。

### ⑦着地型、滞在型、体験型等の新しい観点からの観光振興

観光ニーズの多様化に対応するため、農林水産業や商工業の分野とも連携し、鶴岡の食の積極的な紹介や提供、グリーン・ブルーツーリズムの展開など、本市が有する優れた観光資源と体験メニューの組み合わせなどにより、テーマ観光や体験型観光を一層充実させ、観光誘客を推進します。

## (3) 知を活かす「学術文化都市」

高等教育機関の集積を本市の戦略的資源として地域振興に生かし、新時代における都市の品格を高めます。

慶應義塾大学先端生命科学研究所（以下「慶應先端研」という。）の世界最先端の研究開発を一層促進しながら、バイオ関連産業や研究機関の集積を図るとともに、山形大学農学部（以下「山大農学部」という。）、鶴岡工業高等専門学校（以下「鶴岡高専」という。）及び東北公益文科大学大学院の本市高等教育機関と地域産業との連携を進め、バイオクラスターの形成を促進します。また、慶應先端研の研究成果を市民の健康長寿に役立て、地域の健康増進や医療の充実につなげるとともに、バイオ分野などにおける若い人材の育成や誘致を図ります。

### ○主な施策

#### ①慶應先端研の研究開発の促進

若年層や優れた人材の流入や定着、交流、また地域の産業の高度化、新たな知識集約型産業の創造や誘致など、本市の諸々の分野の振興発展の基盤を築くため、バイオクラスター形成の中核であり、世界的に最先端の研究で成果を上げている慶應先端研の研究開発を一層促進します。

#### ②バイオを核とした高度な産業集積の促進

次代を担う成長分野での新しい産業の振興を図るため、高等教育機関の研究成果をもとに、医療、食品、環境などバイオに関する研究機関や企業が集積するクラスターを形成するとともに、その受け皿となる鶴岡バイオサイエンスパークを整備します。

#### ③がん研究などを生かした健康・医療地域づくりの推進

慶應先端研のがん研究などを未来の市民の健康長寿に役立てるため、「鶴岡みらい健康調査」に協力、支援するとともに、地域の医療機関や保健、福祉などと連携し、地域の健康増進や医療の充実を図ります。

#### ④若い人材の育成と誘致

これからの時代に求められるバイオ分野などの人材を育成するため、高等教育機関が輩出する人材が地域に定着し、また若年層や優れた人材が流入するよう高等教育機関が展開する人材育成事業を支援します。

#### ⑤山大農学部及び鶴岡高専との地域産学官連携による施策の推進

企業との共同開発研究など産学官連携の強化を図るため、高等教育機関を核として設置してい

る産学官連携協議会等の組織活動について、地域課題の解決をめざす取組みなどを促進します。

#### ⑥高等教育機関の連携

高等教育機関の集積を生かし、学術文化都市形成を総合的に推進するため、各機関の教育研究機能の一層の充実を図るとともに、相互の交流や連携を促進します。

## (4) 暮らす環境を整える「安心文化都市」

市民一人ひとりが健康で生き生きと安心して暮らせる環境を整えます。

本市の少子化の実態を踏まえ、結婚活動への支援や子育て支援、母子の健康・医療の充実など、総合的な少子化対策に積極的に取り組むとともに、人口減少傾向に歯止めをかけるため本市への移住・定住を促進します。また、災害に強いまちづくりや医療、福祉体制の充実、健康診断受診率全国一をめざす取組み、地域コミュニティの活性化につながる取組みなど、地域で安心して暮らせる取組みを推進します。

### ○主な施策

#### ①総合的な少子化対策の推進

少子化傾向に歯止めをかけるため、結婚に向けた活動の支援や、妊婦健診の受診・不妊治療への支援、出産・子育ての負担軽減策の実施など子どもを産み育てやすい環境の整備のほか、若者の雇用促進や産業の振興、良好な生活環境や教育環境の整備など、総合的に少子化対策を推進します。

#### ②移住・定住の促進

人口減少の進行が予測されるなか、流入者を増やし人口の増加を図るため、首都圏在住者などに対する鶴岡のPR活動やU I Jターンに関する相談事業、受入企業などの情報発信、地域の魅力や課題を知る機会の提供など、本市への移住・定住を促進します。

#### ③自然災害に強いまちづくりの推進

異常気象などの自然災害による被害をできるだけ未然に防ぐため、建築物や道路、橋梁などの耐震化や長寿命化、機能強化に加え、治山・治水対策を推進し社会基盤整備を進めるほか、消防機能や、防災拠点機能、自主防災活動の充実を図り、自然災害に強いまちづくりを推進します。

#### ④地域コミュニティ活性化の推進

人口減少や高齢化が進展するなか、活力ある地域社会を維持していくため、子どもから高齢者まで、多くの住民がまちづくりに参加できる機会づくりの推進や、身近な地域課題に住民が主体的に取り組む体制づくり、地域活動の担い手の確保や地域リーダーの育成など、地域コミュニティの活性化を推進します。

#### ⑤健診受診率日本一をめざした施策の推進

病気の早期発見や早期治療を促し健康寿命の延伸を図るため、各種健康診査と保健指導の実施体制の整備、特定健診や特定保健指導の委託機関との連携強化、がん検診の受診率向上の推進など、健診受診率日本一をめざした施策を推進します。

#### ⑥空き家の適正管理と有効活用

快適で安全・安心な住環境を確保するため、空き家、空き地の所有者に適正管理を促し、空き家の発生を抑制するために、民間組織と連携し、良好な住環境整備や地域活性化につながる空き家などの活用に取り組みます。

#### ⑦庄内病院の機能充実

市民に安全・安心な医療を提供するため、医師の確保や医療従事者のスキルアップ・養成・確保、さらには高度医療などに対応した高度医療機器や医療情報システムの整備、地域医療連携の推進などにより、地域における医療提供体制の充実を図るとともに、災害時の患者受入れなどを想定した訓練の実施などにより災害時医療体制の充実を図ります。

#### ⑧公共交通輸送対策の推進

広範な市域における日常の交通手段を確保するため、既存バス路線の路線維持や運行確保を図るとともに、地域や民間主体で行う新たな公共交通システムの導入などの支援により地域の公共交通を維持します。

## (5) 自然と共に生きる「森林文化都市」

恵まれた自然を生かし、自然と共に生きる地域づくりを推進します。

本市は、東北一広い面積を有し、豊富な森林資源に恵まれています。その恵まれた森林を生かし、公共施設への地場産材の利用促進や市民の森に親しむ機会の創出、森林のなかでの子どもの育成などに取り組むとともに、子どもたちへの自然について学ぶ機会の提供や、さらには木質バイオマスの活用、小規模水力発電などの再生可能エネルギーの導入拡大を図ります。

また、農山村の過疎地域に暮らす人々の生活維持を支援し、地域の活性化を図ります。

### ○主な施策

#### ①庄内自然博物館構想の推進

高館山自然休養林、ラムサール条約登録地である大山上池・下池、隣接する都沢湿地周辺の豊かな自然条件を活用し、子どもたちが楽しく自然科学について学ぶことができるよう自然学習交流館「ほとりあ」を拠点とする学習活動を推進します。

#### ②森に親しむ機会の創出

市民が気軽に森林に親しみ、心安らげる空間として活用できるよう遊歩道や案内板、標識など森林内の施設の整備を推進するとともに、森林や木を活用したイベントの実施や森林浴、森林散策などの情報発信により、市民が森林に親しむ機会の拡充を図ります。

#### ③地域産材の利用促進

木材の地産地消を進め、森林所有者も安定的に森林施業に従事できるよう、地域産材による家づくりの推進など、地域産材へ理解と消費を促すとともに、公共建築物についても、地域産材の利用を積極的に進めます。

#### ④持続可能な森林経営基盤の整備

森林の荒廃を防ぎ、森林資源の循環を促すため、林道、作業道の路網整備を推進し、その適切な維持管理に努めるとともに、森林経営計画を活用した小規模林地の集約化施業や低級材のバイオマス利用の促進により、木材生産コストを低減し、森林経営の安定化を図ります。

#### ⑤豊かな自然のなかでの子どもの育成

豊かな自然環境のなかでの学びや多様な体験を通じて、子どもたちの探究心、生命の重みを感じる心、郷土に対する誇りと愛着を育み、心身共に元気で逞しい成長を促進するため、子どもたちが、学校や地域活動において、森林、海浜、田園などの自然に親しみながら学ぶ機会を積極的に提供します。

#### ⑥再生可能エネルギーの導入拡大

本市の恵まれた地域資源や特性を生かし、小規模水力発電や木質バイオマスの活用などにより、産業振興や雇用の創出など、地域の活性化につながる再生可能エネルギーの導入を推進します。

#### ⑦過疎地域の活性化

環境保全や水資源の供給などに大きな役割を果たしてきた農山村集落の住民の定住を図るため、その優れた景観の維持・保全と、防災対策・生活環境の整備を進めるとともに、集落支援員や地域おこし協力隊を配置するなど、過疎地域の生活維持を支援し、活性化を図ります。

### 3 地域振興のビジョンに基づく施策

本市は、社会経済情勢の大きな変革の中、明るい新時代をひらいていくため、平成 17 年に 6 市町村が合併し、誕生しました。その結果、全国有数の広大な面積を持ち、自然や歴史、文化面などにおいて、豊富で多様な地域資源を有する市となりました。

一方で、合併後に中心部のみに機能が集積し、周辺部が活力を失くしていくのではないかと懸念されたことから、平成 19 年度には旧町村地域の振興を図ることを目的に、藤島・羽黒・櫛引・朝日・温海の 5 地域において「地域振興ビジョン」を策定しました。

今後も各地域の資源をより一層高度に活用し、地域の振興を図っていくとともに、各地域の実態を踏まえ、合併後もそれぞれの生活が守られ、安心して暮らせるよう、また明るい希望を持てる地域社会を実現するため、所要の施策を講じていく必要があります。

市町村合併の理念である「多様性の発揮」を実現するため、引き続きそれぞれの地域の持つ特性を最大限に生かした個性豊かな地域づくりを進め、真にいきいきと暮らし続けることができる活力に満ちた豊かな地域社会をめざします。

#### (1) 藤島地域

##### ○地域振興の方向

藤島地域には多くの農業関係機関が集積し、歴史的にも庄内農業の中心的役割を担ってきた地域です。また、合併前から地域の主要な産業である農業を核とした「人と環境にやさしいまちづくり」を基本理念に、エコタウンプロジェクトを推進し、持続可能な循環型社会をめざしてきました。今後も、農業関連資源を生かした地域振興を積極的に進めるとともに、引き続き、エコタウンプロジェクトの推進を図ります。

また、これまでまちづくりに活用してきた「ふじ」や伝統芸能である「獅子踊り」など、地域が育んできた貴重な地域資源を次世代にしっかりと継承し、有効に活用することにより、市内外の交流の拡大を図り、地域の振興が図られるよう努めます。

#### 1) 農業関連資源を生かした地域振興の実現

##### ○施策の方向

藤島元町地域に集積する農業関連施設やエコタウンの取組みなど、庄内農業の中心である藤島の魅力を積極的に発信し、農業を基幹産業とする藤島地域の振興、活性化を推進します。また、地域住民、特に子どもたちに庄内農業の未来や魅力に関心を持たせ、地域への誇りと愛着を育む施策を推進します。

##### ○主な施策

###### ①人と環境にやさしい農業の推進

地域の主要な産業である農業を核とした「人と環境にやさしいまちづくり」を基本理念に、エコタウンプロジェクトのこれまでに蓄積されたノウハウなどを生かし、環境に配慮した人と環境にやさしい藤島地域ならではの農業を推進します。

## ②庄内農業の魅力発信

農産物の知名度アップと販路拡大に向け、集積する農業関連施設や人と環境にやさしい農業の取組みなど、庄内農業の中心である藤島地域の魅力を積極的に発信するとともに、農業分野における特色ある資源を生かした地域振興策を一層推進します。

## ③食農教育などを通じたふるさと意識の醸成

地域の未来を担う子どもたちに、地元の主産業である農業について食農教育や農業体験学習などを通じて学ぶ機会を提供することにより、庄内農業への関心を深め、地域に対する誇りと愛着を育みます。

## ④庄内農業高等学校と地域との連携

庄内農業高等学校のこれまでの伝統及び教育活動の特色などを踏まえつつ、より魅力ある学校として発展することを支援するとともに、地域の活性化を図るため、庄内農業高等学校地域連携協議会を中心として、同校と地域や関係団体などとの連携を強化します。

## 2) ふじの里づくりの推進

### ○施策の方向

ふじにこだわった歴史公園の整備やふじの里づくりの推進など、地域資源、特性等を生かした取組みを一層発展させながら、地域住民が誇りと愛着をもって暮らしていける地域づくりと、活力あるまちづくりを推進します。

また、伝統芸能の継承は、地域に誇りと愛着をもたらし、地域コミュニティにおける人と人とのつながりを保つなど、その果たす効果は大きいことから、伝統芸能を育成し、地域コミュニティづくりにつなげていきます。

### ○主な施策

#### ①歴史公園を活用した藤島地域の魅力発信

ふじにこだわった歴史公園の開園を契機として、歴史公園をテーマ性のある地域資源として活用し、にぎわいのある地域づくりを推進するとともに、訪れる人もふじの魅力を体感できる里となるような取組みを展開し、交流人口の拡大を図ります。

#### ②住民協働によるふじ棚などの適正な維持管理の推進

市民の主体性をまちづくりに生かし、公共施設などのふじ棚や歴史公園の適正な維持管理について、地域住民、ボランティア、各種団体、行政などが協働で取り組むパートナーシップの構築を図ります。

#### ③伝統芸能の育成と地域コミュニティづくり

藤島地域は、「獅子郷」といわれるほど獅子踊りが多く保存・伝承されており、伝統芸能の伝承は、地域のふるさと意識やコミュニティ意識を醸成し、地域への誇りを抱かせ、人と人とが共生し、うるおいのある地域社会づくりに貢献するなど、その果たす効果は大きいことから、伝統芸能を育成し、地域コミュニティづくりにつなげます。

## (2) 羽黒地域

### ○地域振興の方向

羽黒地域は、出羽三山の信仰文化とそれに伴う歴史文化遺産、門前集落の街並や松ヶ岡開墾場など価値の高い歴史的景観を有し、また、月山山麓に広がる中山間地は豊かな農村環境に恵まれています。さらに映画をテーマにした新たな観光拠点がつくられるなど、観光と農業を基軸とした地域の発展が見込まれており、観光、中山間地の資源活用を通して交流人口の増加による地域の振興を図ります。

### 1) 観光の振興

#### ○施策の方向

手向門前町の魅力向上のため、伝統的建築や「講」、精進料理など有形無形の歴史的文化的資産の保全継承とそれらを活用した来訪者の増加に向けた取組みを推進します。松ヶ岡開墾場については、地域の振興団体へ支援を行い蚕室などの保存整備を推進し、有効活用を図ります。また、映画を活用した誘客、既存の観光施設の連携による周遊型の観光誘客施策を強化するなど、これらの観光振興を市民との協働で進めます。

#### ○主な施策

##### ①出羽三山・修験の里再生による歴史文化の継承と発信

住民意識の醸成を図りながら、手向宿坊街の修景整備や歴史的景観の保全活動、精進料理プロジェクトなど歴史的背景を持つ地域活動の維持継承、さらにはまちあるきコースの検討や講演会、シンポジウムの開催など、それらを観光資源として活用し発信する活動を支援します。

##### ②松ヶ岡開墾場の歴史的環境保存活用による地域活性化

松ヶ岡開墾場の歴史的風致形成建造物である蚕室、本陣を保全、活用し、住民が主体となって地域づくりが進められるよう、松ヶ岡地域振興ビジョンの各種事業を支援します。

##### ③周遊・滞在型観光誘客の強化

地域の観光振興を図るため、民間による映画ロケ誘致や映画を活用した誘客事業に対し支援するとともに、出羽三山をはじめとする既存の観光施設との連携による周遊・滞在型の観光誘客策を強化します。

### 2) 農業の振興

#### ○施策の方向

羽黒地域の特産物である庄内柿やアスパラガスなどの園芸作物について、高品質な農産物の生産体制の確立と新商品開発や土づくりなどによる付加価値の向上を図り、産地のブランド化につなげます。また、中山間地域の耕作放棄地を再生し、優良農地の確保と農地の有効活用を図ります。月山高原ハーモニーパークや月山高原活性化センターなどの既存施設については、地域の生産者や民間による有効活用も図り、市民農園や農業体験を通じた都市交流の拡大、地域の活性化を図ります。



## ○主な施策

### ①条件不利地、遊休農地の再生と活用

優良農地の確保を図るため、条件不利地や遊休農地の整備を行うとともに、月山麓畑作団地内における遊休農地の有効活用のため、市民農園の整備などにより都市部の住民と継続的な交流のできる場を確保します。

### ②都市と農村の交流による地域活性化

市民農園の整備や月山高原ハーモニーパークのリニューアル、月山高原活性化センターなどの民間による有効活用を図り、これらを利用した体験プログラムを整備し、観光と農業の連携による観光ルートづくりを進め、都市住民と中山間地域交流の拡大を図ります。

### ③園芸作物の産地強化による振興

羽黒地域の特産物である庄内柿やアスパラガスなどの園芸作物について、高品質で安定的な栽培方法の確立、新商品の開発や土づくりなどの耕畜連携の推進による付加価値の向上、農業産出額の増加を図るため、生産者や農協などの関係機関と連携し、研修会やシンポジウムの開催、情報発信などを行います。

## (3) 櫛引地域

### ○地域振興の方向

櫛引地域は、農業を主要な産業としており、なかでも果樹生産については庄内でも有数の産地になっています。また、黒川能に代表されるような貴重な伝統芸能や伝統行事が各集落に伝承されているなど、豊かな農業資源や歴史文化資源の集積があります。

これらの地域資源を生かした地域振興を図るため、フルーツの里づくり、グリーン・ツーリズムと観光の推進、歴史・文化の里整備を地域振興の3つの柱として、各種振興策を一体的に推進します。

#### 1) フルーツの里づくり

##### ○施策の方向

果樹生産について、担い手の育成や生産基盤の安定化を図りながらブランド化に向けた取り組みを一層推進するとともに、観光資源としての活用も促進するなど、「フルーツの里づくり」を進め、果樹生産の分野において本市の先駆的な役割を果たします。

## ○主な施策

### ①果樹生産基盤の整備推進

国県事業などを積極的に活用しながら振興品種への改植や高生産性施設などの整備を推進し、果樹生産基盤の安定化を図ります。

### ②フルーツの里ブランド化の推進

庄内地方で随一の多品目果樹産地として、優れた生産基盤を土台に高品質の果樹生産に取り組むとともに、産直販売や加工、観光果樹園などとの相乗効果を高めながら、櫛引地域産の果樹のブランド化を一層推進します。

### ③観光果樹園の拡大とネットワーク化

体験型観光ニーズとして需要の高まりを見せる観光果樹園について、魅力ある観光資源として育成を図るとともに、周辺観光施設とも連携し、観光客の回遊を促すようなネットワーク化を推進します。

### ④果樹生産農家の担い手育成と樹園地集積の推進

高齢化が進む果樹生産農家の後継者対策として、果樹生産における受委託の調査研究や組織化・法人化に向けた取組みを支援し、樹園地の集積や新たな担い手の育成を図るとともに、果樹生産を新たな雇用の場として捉え、雇用の創出につなげます。

## 2) グリーン・ツーリズムと観光の推進

### ○施策の方向

櫛引地域では、農業体験を取り入れた修学旅行の受入れや農家民宿の取組みが活発に行われているほか、産直施設や観光果樹園、自然や歴史文化などの地域資源も多くあることから、それらを有機的に組み合わせ活用することで交流人口を拡大するなど、グリーン・ツーリズムと観光を一体的に推進します。

### ○主な施策

#### ①都市と農村の交流活動の推進

県外からの修学旅行や農業体験の受入れ、首都圏での農産物販売など、都市と農村の交流を起点にした地域のPRや農村への理解を広げるとともに、地域の担い手の意欲喚起や農産物の販路拡大に向けた取組みなどを支援します。

#### ②民宿村構想の推進

農業経営の安定と交流人口の拡大を目的とした「民宿村構想」を推進するため、農家民宿の取組みの拡大や運営する農家の資質向上のための研修、さらには観光分野との連携について支援します。

#### ③ワーキングホリデーやファームステイなどの取組みの推進

農家のワーキングホリデーやファームステイなどの取組みを支援し、農業労働力の確保や農産物の販路拡大などにつなげるとともに、U・Iターンや新規就農者の増加を図ります。

## 3) 歴史・文化の里整備

### ○施策の方向

櫛引地域を代表する文化財である「黒川能」や「丸岡城跡と加藤清正墓碑」をはじめとした各集落に伝承されている歴史文化資源について、その保存伝承や掘り起こしなどを行い、郷土愛の育みや地域コミュニティの求心力につなげます。また、それらを更に磨き上げ、魅力ある地域資源として活用することで、交流人口の拡大を図ります。

## ○主な施策

### ①黒川能における有形・無形文化財としての価値継承

伝承組織と連携協力しながら、能役者などの後継者育成や地域住民の保存伝承に対する機運醸成を図るとともに、「黒川能面装束図譜」の発刊などにより地域内外への情報発信を行うほか、黒川能に関する情報のデータベース化を進めるなど、後世への貴重な記録資料の整備を推進します。

### ②歴史遺産継承の取組みによる交流人口の拡大

丸岡城跡史跡公園内に、加藤清正・忠廣ゆかりの歴史遺産資料を展示公開するガイダンス施設を整備し、これを契機に観光振興による地域の活性化や新たな賑わいの創出、次世代を担う子どもへの郷土愛の醸成を図ります。

### ③魅力ある地域資源の活用による賑わいの創出

各集落に伝わる天狗舞、獅子舞などの伝統芸能や地域の祭りのなかで継承されている伝統行事、また横綱柏戸記念館などの地域資源について、改めてその価値を掘り起こしながら地域全体で共有・支援し、賑わいの創出につなげます。

## (4) 朝日地域

### ○地域振興の方向

朝日地域の資源は、美しく豊かな自然や森林の恵み・山郷の生活文化であり、月山ワインに代表される特産品は、森林の恵みと住民の知恵の結晶であると言えます。そうした自然環境を保全しながら農林業の振興を図るとともに、壮大な自然を活用した自然体験学習プログラムの開発・提供により心と体の健康や癒しの場をつくります。また、定住対策として、地域コミュニティの維持や生活環境の整備を図ります。

### 1)山の恵みを活かした複合農業の推進

#### ○施策の方向

地域の特産品である月山ワインの消費拡大と、加工品の開発による山ぶどうの安定生産をめざすとともに、特用林産物などの生産、加工、開発と販路の確立のための仕組みを構築します。

また、豊富な森林資源などの再生可能エネルギーを活用するための基盤づくりを推進します。

## ○主な施策

### ①山ぶどう加工品開発の推進

朝日地域の山ぶどうは、地域を代表する特産品「月山ワイン」の原料となる特用林産物であり、その栽培のさらなる振興に努めるとともに、新品種ワインの醸造と新たな加工品開発に取り組みます。

### ②「山の恵み」産地化の推進

豊かな自然から生まれる特用林産物などの「山の恵み」は地域の財産であり、将来に渡り守り受け継いでいくため特産品の栽培・加工技術の開発に取り組みながら、里山の保全と「山の恵み」の産地化を推進します。

### ③地域特性を生かした再生可能エネルギー活用

雪や水資源、森林資源など、再生可能エネルギーが豊富な朝日地域はエネルギーの地産地消を推進する優位性があることから、雪冷熱や小規模水力発電、木質バイオマスの活用などを推進します。

## 2)山村生活文化の継承による地域づくり

### ○施策の方向

住む人自身が山村生活の文化を理解し、継承することによって、交流や外部人材の誘致につなげ、自然・歴史・環境学習事業の展開を図り、森林文化都市の中核を担います。

また、集落自治機能を維持し、心豊かに生活できる地域づくりを推進します。

### ○主な施策

#### ①六十里越街道「癒しと再生の道」づくり

庄内と内陸を結ぶ物流・交易の道として長い歴史を持つ六十里越街道を「癒しと再生の道」として、その魅力をさらに高めるため、新たなプログラム開発とガイド養成、マーケットの開拓、新規周遊ルートの開設などを推進します。

#### ②自然体験学習活動の推進

大鳥自然の家などの施設を活用し、自然体験学習活動を推進するため、地元住民と協働で多様な自然体験学習プログラムを提供するなど、地域の魅力を高めるためのプログラムを充実させるとともに、自然体験学習活動の拠点機能の整備を進めます。

#### ③観光資源の再生と人材活用

朝日地域にはアウトドアスポーツに気軽に親しむことができる豊かな自然に恵まれており、そうした観光資源を十分に活用するため、観光客の満足度を上げ、再び訪れたいくなるような基盤づくりに取り組みます。

#### ④移住・定住の促進

過疎、高齢化、集落の規模の縮小による自治機能の低下に歯止めをかけ、住みやすい地域をつくるため、山間・豪雪地にあっても後継者が定住しやすい環境をつくとともに、朝日地域の豊かな自然や景観、山村生活文化などの魅力を発信して、移住・定住を促進します。

## (5) 温海地域

### ○地域振興の方向

日本海東北自動車道（あつみ温泉 I C～鶴岡 J C T間）の開通や予定される日本海沿岸東北自動車道の全線開通、鼠ヶ関 I C（仮称）の設置など社会基盤の整備による環境変化を的確に捉え、交流人口の拡大を図ります。また、豊かな自然と歴史が生み出す「温海かぶ」などの食文化、「しな織」などの伝統工芸、その他多様な資源を最大限に生かし、行政と住民が一体となって地域振興を図るとともに、資源維持のための後継者育成に取り組みます。

## 1) あつみ温泉の振興

### ○施策の方向

あつみ温泉は温海川沿いの「かじか通り」が整備され、日本海東北自動車道開通の効果もあり観光客は増加傾向にあります。この機を捉え、多様な旅行ニーズに対応するため、「そぞろ歩きが楽しいあつみ温泉のまちづくり」を目標に、温泉街のさらなる魅力づくりと周辺環境の整備を推進するとともに、おもてなしの質を高めて観光客の増加を図ります。

### ○主な施策

#### ①おもてなしの景観づくりの推進

「そぞろ歩きの楽しいあつみ温泉」の実現に向け、かじか通りと葉月橋通りを景観づくりの重点区域として、住民との協働によるおもてなしの心が伝わる景観づくりを推進するとともに、空き店舗の活用を支援します。

#### ②温泉周辺の観光スポットの整備

温海岳や天魄山、湯見ヶ滝などのトレッキングコースや温泉周辺で開催されるイベントなど、観光資源の魅力の向上を促進し、あつみ温泉との結びつきを強化するとともに、温泉街の歴史的、文化的資源を新たな観光スポットとして整備し、滞在型、体験型旅行の誘客を図ります。

#### ③観光ガイドの育成と観光案内機能の強化

あつみ温泉の活性化に携わる各団体が、あつみ観光協会を中心に主体的かつ効果的に活動できるよう支援するとともに、観光ガイドの育成や観光案内機能を強化し、人によるおもてなしの充実を図ります。

## 2) 海・水産業を生かした地域振興

### ○施策の方向

温海地域は、日本海に面し豊かな海洋資源に恵まれており、特に鼠ヶ関は漁業やヨット、海水浴などの海洋レジャーの拠点となっています。この鼠ヶ関を拠点として温海地域の新鮮な魚介類を広くPRし、漁業の振興を図るとともに、年間を通して海に親しむことができる海洋レジャー基地としての整備を推進し、交流人口の増加を図ります。

### ○主な施策

#### ①新鮮な魚介類のPRとブランド化の推進

漁業の振興と後継者の育成を図るため、鼠ヶ関地内において新鮮な魚介類を提供する食堂や直売所の整備を推進するとともに、産地表示や出荷ルールの取決めなど、漁業者自らのブランド化の取り組みやイベント開催によるPR活動を支援します。

#### ②水産加工品の研究開発

漁業者の所得向上や安定的な収入の確保のため、温海地域の魚介類や食文化を広くPRし、販路の拡大を図るとともに、新たな加工品の研究開発を支援します。

#### ③海洋レジャー基地としての環境整備

鼠ヶ関地内の「はなさき路」周辺について、マリーナ、マリパーク、キャンプ場などのレジャー施設や念珠関跡、弁天島などの史跡・景勝地、さらに漁港が隣接する立地などを生かし、観

光拠点としての整備を進めるとともに、海を活用した体験メニューの構築や指導者の養成、農業・林業などとの連携強化など、温海地域の体験プログラムの拠点としての整備を図ります。

### 3) 交流を核とした地域振興

#### ○施策の方向

高速交通ネットワークの充実や旅行形態が団体型から個人型に変化し、旅行ニーズも多様化していることから、豊かな自然や歴史、伝統文化などあらゆる地域資源を活用し、農山漁村体験や海洋レジャーなどを通して交流人口の増加を図るとともに、各地区の多様な食文化や生活文化を有機的に連動させ、地産地消の推進や地域特産品の活用による農林水産業の活性化を図ります。

#### ○主な施策

##### ①インターチェンジ周辺の土地利用の推進

産業振興や地域の活性化を図るため、日本海東北自動車道の「あつみ温泉 I C」、「いらがわ I C」及び「鼠ヶ関 I C（仮称）」周辺の土地の有効活用と環境整備を推進します。

##### ②温海地域全体をフィールドとした体験プログラムの開発と指導者養成

教育旅行や体験型旅行の受入れに向け、体験プログラムの開発や指導者を養成するため、地域で旅行客の受入れについて活動する団体を支援します。

##### ③体験型・滞在型旅行や教育旅行の誘致に向けた環境整備と P R

各自治会や団体において独自に開催されているイベントなどを有機的に結びつけ、体験プログラムとして再構成するとともに、実施体制の確保と P R の強化に取り組みます。

##### ④地域内連携による地産地消の推進

観光客に対する安全・安心で特色のある食の提供と地域内産業の活性化を図るため、地産地消コーディネーターを養成し、地域の食材や食文化を大消費地である「あつみ温泉」の旅館に提供するシステムを構築します。

##### ⑤地域特産品の活用と育成

地域の活性化を図るため、「温海かぶ」や「しな織」、「温海こけし」などの特産品の活用や P R の強化に取り組むとともに、その生産技法や品質を維持・継承できるよう後継者の育成に取り組みます。

## 4 分野別の施策

### 第1章

それぞれの地域の生活環境をより安全で安心なものにするために、一人ひとりの心がつながりあう確かな地域コミュニティを構築します

#### 第1節 互いに顔が見える地域コミュニティづくり

##### (1) 互助精神、コミュニティ意識の醸成

###### ○施策の方向

本市の※地域コミュニティ基本方針に掲げる「市民がまちづくりの主演として個性あふれ豊かさを実感できる地域社会」を築くには、お互いに助け合う精神や心の通った人間関係が大変重要であり、地域内でのお互いの関係が良好に保たれるよう、住民のコミュニティ意識の向上を図ります。

###### ○主な施策

- ①コミュニティ意識が醸成され、近隣の良好なコミュニティ関係が築かれるよう、子どもから高齢者までの各年代層にわたって多くの住民がまちづくりに参加できる機会づくりを推進します。
- ②子どもが地域の一員として、地域の活動を共に体験し、互いに助け合う精神を培い、豊かな人間関係が築かれるよう、地域と学校がさらに連携を深め、防災活動や地域の伝統的な行事や祭りなど地域での活動への参加を促進します。

##### (2) 身近な地域課題に住民自らが取り組む仕組みづくり

###### ○施策の方向

地域的な課題や狭い地域で対応する方が効果的な課題など身近な地域課題については地域住民が主体的に取り組んでいけるよう、活力ある組織体制づくりを推進します。

また、地域の各種団体が連携する場としての活動拠点の充実や住民への情報提供などにより、地域の事情に応じたコミュニティ活動が行いやすい環境を整えます。

※地域コミュニティ基本方針  
平成25年3月に策定した本市の地域コミュニティ施策を推進する上の方針。

○主な施策

- ①防災、防犯、高齢者支援など地域にどのような課題があるのか住民自らが把握し、身近な課題について共通の意識を持てるよう機会づくりを推進します。
- ②地域の課題を具体的に協議し、地域のなかで、自分のできることをお互いに提供し、支え合える体制づくりを推進します。
- ③住民自治組織で実施する生涯学習事業が、地域課題の解決や新たな地域づくり活動につながるよう、その取組みを支援します。
- ④住民自治組織を単位に担当職員を配置するなど、住民が主体となったコミュニティ活動に行政が持つ情報やノウハウが活かされるよう支援します。
- ⑤地域コミュニティ機能を発揮できる活力ある組織の整備や地域課題に対応する取組みを、担当部局が連携し支援します。
- ⑥住民自治活動の拠点である※コミュニティセンター及び※自治公民館などの機能の拡充を図るとともに、地域のコミュニティ活動の活発化を推進します。
- ⑦近隣住民同士がお互いに顔がわかるような関係のもとに助け合いの仕組みを築くため、隣組単位による住民自治活動の充実を図ります。

**(3) 住民自治組織の強化と地域活動の担い手の確保、リーダーの育成**

○施策の方向

増加する地域の課題や住民ニーズに対応するためには、地域課題などに対応できる住民自治組織の強化が必要となることから、地域活動の担い手を確保します。

○主な施策

- ①経験豊富な高齢者と団塊の世代の人材活用を積極的に推進します。
- ②町内会長など住民自治組織の中核となる地域リーダーを育成します。
- ③地域内でボランティア活動ができる仕組みをつくとともに、活動の調整役（ボランティアコーディネーター）となる人材を養成します。
- ④地域活動の担い手の減少や住民ニーズの多様化など、時代の変化に応じた住民自治組織活動の見直しや、住民・役員の負担軽減につながる取組みを推進します。
- ⑤町内会などの単位自治組織の機能を補完し、創造的な地域づくりを推進する広域的なコミュニティの組織づくりとその活動を支援します。

※コミュニティセンター

鶴岡市コミュニティセンター設置及び管理条例等により小学校区等の区域にコミュニティセンター、地域活動センター等の名称で設置される地域活動の拠点施設のこと。

※自治公民館

町内会や集落等の住民自治組織が設置する社会教育法第42条に規定されている公民館類似施設のこと。



## 第2節 地域の防災・防犯力の強化

### (1) 防災基盤の強化

#### ○施策の方向

社会基盤をより災害に強いものに整備するとともに、災害時に迅速な応急対応が図られるよう情報伝達手段、防災拠点施設や機能を充実し、また、的確な復旧対策が進められるよう関係機関、関係団体との協力体制を深め、防災基盤を強化します。

#### ○主な施策

- ①建築物、道路、橋梁などの安全点検や耐震化を推進し、また、治山や治水対策を促進するなど、より災害に強い社会基盤を整備します。
- ②災害時の情報伝達手段を整備するとともに、避難所となる施設に防災資機材を配備するなど防災拠点機能の充実を図ります。
- ③水道、電力、ガスなどのライフラインや通信手段の確保及び復旧、救護物資の調達などにおける民間事業者や関係行政機関、近隣自治体などとの協力体制を構築します。

### (2) 地域防災力の確保

#### ○施策の方向

小規模集落の増加、核家族化の進行、就労形態の多様化、生活の個別化などにより地域防災力の主な担い手になる成年層の住民の多くが日中不在となる状況にあり、平日における災害時の対応に支障が生じることが懸念されることから、地域内の防災活動の中核となる人材を確保し、災害時の自主防災活動体制を整備します。また、身体障害者など災害時要援護者の避難などを支援するため、町内会や集落より小規模な単位である隣組単位の救助体制などの整備を促進します。

また、高齢化、過疎化などにより地域の防災活動が困難な場合は、集落を越えた広域的な体制も必要と考えられるため、防災活動が機能できる地域コミュニティ組織体制を構築します。

#### ○主な施策

- ①自主防災組織における中核的人材の確保や育成を推進します。
- ②災害時に全ての住民が避難できるようにするため、自主防災活動体制の構築を支援します。
- ③各種災害に対する※ハザードマップを作成し災害予防、減災対策に関する

#### ※ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。

情報の周知を図るとともに、※災害時要援護者避難支援計画に基づき避難支援に取り組みます。

**※災害時要援護者避難支援計画**

災害発生時における災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、高齢者や障害者等の災害時要援護者に対する支援のあり方について、市としての基本的な考え方をまとめたもの。

### (3) 自主防災活動への参加促進と活動の充実

#### ○施策の方向

自主防災活動が地域住民相互の助け合いの心とマンパワーを最大限に発揮できるようにするために、若年層や転入者などの参加の促進、消防団との連携の強化など多様な取組みを促進します。

また、住民の防災意識の向上と知識の普及を推進するとともに、自主防災組織が実施している防災訓練について、災害初期を想定した訓練に加え、避難所開設にともなう訓練を取り入れるなど内容の充実を図ります。

#### ○主な施策

- ①自主防災組織が実施する防災訓練や研修会などを実効性のあるものとするため、訓練内容などの充実を図ります。

### (4) 交通安全教育の推進

#### ○施策の方向

子どもや高齢者を交通事故の被害から守るとともに、高齢ドライバーの増加に伴い高齢者が交通事故の加害者となる事例の増加が懸念されることから、交通安全意識の向上を図るための教育活動を推進します。

#### ○主な施策

- ①学齢期前の子どもの基本的な交通マナーや交通安全に対する地域の指導及び高齢者の交通安全意識や運転マナーの向上を図るため、多様な機会を活用した交通安全教育に取り組みます。

### (5) 地域の防犯体制の整備

#### ○施策の方向

近年の犯罪は、地域的な見回り活動などでは対応できない、振り込め詐欺、悪質な訪問販売等、知能犯的な犯罪が増加傾向にあるなど、手口の多様化、犯罪行為の迅速化が進んでいることから、犯罪の変貌に対応した地域住民と防犯関係機関を結ぶ情報伝達網を構築し、防犯体制を整備します。

#### ○主な施策

- ①地域の防犯活動の充実を推進するとともに、児童生徒の犯罪被害防止と交通安全対策として行われている危険箇所の把握や見守り活動を支援します。
- ②高齢者を狙った消費者詐欺などの犯罪被害を防止するため、防犯対策に関する必要な情報を収集し、適切な提供に努めます。
- ③地域住民、防犯組織、警察及び行政が緊密に連携し、犯罪情報の迅速な周知や伝達ができる体制を構築します。

### 第3節 消防・救急体制の強化

#### (1) 消防力の充実

##### ○施策の方向

広大な市域のなか、地震や風水害など大規模な自然災害や火災から市民を守るため、消防防災施設の整備などにより機動力を強化し消防力を充実します。

##### ○主な施策

- ①社会環境が変化するなか、複雑多様化する各種災害に即応できる消防施設や設備、資機材の計画的整備を推進します。
- ②消防防災活動における関係機関との連携や災害時応援・受援体制の整備を推進します。

#### (2) 新たな住宅防火対策の推進

##### ○施策の方向

住宅からの出火防止のため、火災予防広報活動を積極的に展開し、市民の防火・防災意識の高揚を図ります。

##### ○主な施策

- ①住宅火災による逃げ遅れを防ぐため、消防団及び自主防災組織などとの連携強化により、住宅用火災警報器の早期設置を促進します。
- ②住宅火災の延焼拡大を防ぐため、防災品をはじめとする住宅用消火器、安全調理器具などの普及を推進します。
- ③高齢者世帯などからの火災の発生を防ぐため、福祉関係者をはじめとす

る関係機関との連携により※防火訪問などを行い、防火意識のさらなる高揚を図ります。

### (3) 救命救急体制の整備

#### ○施策の方向

救急患者の救命率の向上を図るため、救急業務の高度化に対応した救急隊員の育成と広大な市域に対応した救急体制の整備を推進するとともに、市民による応急手当の技術を高めます。

#### ○主な施策

- ①救命救急に関する技術をはじめとする隊員教育を一層推進するとともに、高規格救急自動車や高度救急処置用資機材を計画的に整備します。
- ②※AED（自動体外式除細動器）の使用を含めた応急手当の知識や技術の普及とAEDの設置を推進します。
- ③自主防災組織や事業所のリーダーを対象に応急手当普及員を養成し、地域住民に普及することにより、一家に一人の「救急隊員」の養成を推進します。
- ④児童生徒を対象とした応急手当の講習や市内を巡回する配送業者による的確な救急処置を可能とするための講習など、多様な応急手当講習を推進します。

### (4) 消防団員の確保

#### ○施策の方向

社会環境、就業構造の変化に伴う消防団員の減少を抑えるため、事業所からの消防団に対する一層の理解と協力を得られる環境を整備します。また、消防団員の多くがサラリーマン化し、日中の災害発生時において団員の確保が困難となっていることから、地域の協力体制の確立と魅力ある消防団づくりを推進します。

#### ○主な施策

- ①消防団に対する事業所からの協力を得るために、消防団協力事業所表示制度の普及を図るなど、活動への理解を促進します。
- ②団員が参加、活動しやすい事業運営をめざしながら、魅力ある消防団づくりを推進します。
- ③消防団活動協力員制度の充実を図るとともに、自主防災組織との協力体制を構築します。

#### ※防火訪問

高齢者世帯などの自宅へ訪問し、住宅用火災警報器、防災物品などの周知又は多種の相談を受けることで火災予防を図っていく事業。

#### ※AED(自動体外式除細動器)

心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器のこと。  
(2004年7月より医療従事者ではない一般市民でも使用できるようになった。)

## 第4節 資源循環型社会の形成

### (1) 新たな廃棄物処理施設の整備

#### ○施策の方向

老朽化している廃棄物処理施設の更新にあたっては、地域の生活環境や地球環境に配慮し、排出される熱利用などを考慮した施設を整備します。

#### ○主な施策

①循環型社会の構築を目的とした全体計画に基づき、排熱を利用した発電機能を備えるなど、環境に配慮した新たな廃棄物処理施設の整備を推進します。

### (2) ごみ減量化・資源化の推進

#### ○施策の方向

廃棄物の分別排出、収集、適正な処理を確保するとともに、処理施設の整備や維持管理のコスト低減を図るため、排出抑制、再使用、再資源化の3R（リデュース、リユース、リサイクル）事業を推進します。

#### ○主な施策

- ①市民、事業者、行政がそれぞれ責任を持って3Rを推進するとともに、廃棄物減量等推進員の活動強化を図り、ごみ減量化を促進します。
- ②廃棄物の分別排出、収集、処理の適正化に努め、資源化率向上と廃棄物関連事業費の低減化を図ります。
- ③市民、事業者によるリサイクル活動の推進と集団資源回収運動への支援を行い、運動の拡大を図ります。
- ④民間主導型のごみ減量・資源化を促進するため、国・県の各種支援制度の情報提供などを行いながら、食物残さの肥料化など、資源循環型社会の形成に積極的に取り組む事業者の拡大を図ります。
- ⑤下水道などの整備や浄化槽の普及によるし尿の排出量を的確に把握し、適正なし尿の収集と処理に努めます。
- ⑥一般廃棄物の処理施設や最終処分場について、廃棄物の排出抑制などによる現有機能の延命を図りながら、耐用年数や処理能力などを勘案し、将来の処理量に見合った処理施設を整備し、適正な処理及び処分の機能を確保します。

### (3) 資源循環型社会への転換

#### ○施策の方向

生活環境や自然環境の保全、環境負荷の低減を目指し、市民、事業者、行政、研究機関等が協働して、省資源・省エネルギー型の市民生活や事業活動を持続可能な形で展開し、資源循環型社会を形成します。

#### ○主な施策

- ①省資源・省エネルギーを意識した生活を促すため、その意義や必要性などについて情報発信し、大量消費、大量廃棄から資源循環型の生活様式への転換を促進します。
- ②※LED照明などの省エネルギーに貢献する新しい技術を使った設備、機器等の導入を推進します。
- ③事業活動に伴う環境負荷を低減するため、排出事業者のごみ資源化など廃棄物を減らす取組みを促進します。
- ④研究機関との連携により、地域の環境の保全や向上に寄与する技術開発や仕組みづくりを推進します。

#### ※LED照明

発光ダイオード (LED) を使用した照明器具で、省エネルギー・長寿命が特徴。

### (4) 地下水の保全・涵養と適正な利用

#### ○施策の方向

地下水の保全・涵養を推進するとともに、水質汚染の防止を図りながら適正な利用を促進します。

#### ○主な施策

- ①森林や農地の保全を通じて地下水源を涵養するとともに、関係機関と連携し水位や水質の観測を行い地盤沈下や水質汚染等の環境被害を未然に防止します。
- ②庄内南部地域地下水利用対策協議会などの活動を支援し、地下水の利用者に対して地下水資源の保全のため適正な利用を働きかけます。

## 第5節 エネルギーの地産地消の推進

### (1) 再生可能エネルギーの導入拡大

#### ○施策の方向

本市の恵まれた自然環境や高等教育機関の集積など、地域の資源や特性を生かし、産業振興や雇用の創出などの地域の活性化につながる※再生可能エネルギーの導入を推進します。

#### ○主な施策

- ①本市の※地域エネルギービジョンに掲げる将来の姿を実現するため、そのビジョンに基づく取組みを推進します。
- ②地域に富が循環し、地域振興につながる再生可能エネルギーの導入を推進します。
- ③本市の恵まれた水資源や充実した農業用水路などを活用し、小規模水力発電を推進します。
- ④本市の恵まれた森林資源などを活用し、木質バイオマスの利用を推進します。

### (2) 多様な主体の参加と連携によるエネルギー関連施策の推進

#### ○施策の方向

各種エネルギー関連施策を推進するため、※産学官公民の各主体の積極的な参加を促し、互いが持つ強みを有機的に連携させ、地域の総合力を発揮できるようにします。

#### ○主な施策

- ①産学官公民の多様な主体の連携のもと、地域のシーズやニーズの把握に努め、新たなエネルギー関連事業の掘り起こしを図ります。
- ②再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、市民への普及啓発や、子どもへの環境・エネルギー教育を推進します。

#### ※再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、バイオマス等の枯渇しないエネルギー。

#### ※地域エネルギービジョン

平成25年5月に策定した本市エネルギー政策を推進する上での指針。

#### ※産学官公民

市民、地域、NPO、企業、高等教育機関、行政等。

## 第6節 環境の美化・保全活動の推進

### (1) 地球環境保全対策の推進

#### ○施策の方向

地球温暖化対策をはじめとする地球環境保全のための取組みについて、各行政機関が率先することはもとより、市民、事業者の意識向上と普及を図るとともに、推進体制を強化し、国・県と連携した取組みを推進します。

#### ○主な施策

- ①※鶴岡市地球温暖化対策実行計画に基づき、市の施設における温室効果ガスの排出量を削減します。
- ②※「環境つるおか推進協議会」の組織力の強化を図るとともに、関係機関、団体などとのネットワークの形成を推進します。
- ③国・県との連携により、家庭や事業所における地球温暖化対策の意識の向上を図るとともに、「家庭のアクション」や「事業所のアクション」などの各種取組みを推進します。

### (2) 自然環境の保全

#### ○施策の方向

農林水産資源を育み、水源の涵養や市土の保全など多面的な機能を有する本市の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐために、原生的な自然や森林から海に至るまでの貴重な自然環境を保全、再生します。また、市民が自然からの恩恵を享受し、自然に対する理解を深め、ふれあいを促進するための取組みを進めます。

#### ○主な施策

- ①市民と行政が協力し、自然環境の維持保全に努め、外来生物による生態系への被害防止など地域の貴重な動植物の保護や調査活動を推進します。
- ②自然環境への理解や関心を深め、保全意識の高揚を図るとともに、自然体験による学習活動など、自然にふれあう機会を創出します。
- ③高館山自然休養林、※ラムサール条約登録地である大山上池・下池、隣接する都沢湿地周辺の豊かな自然条件を活用して、子どもたちが楽しく自然科学について学ぶことができるよう、自然学習交流館「ほとりあ」を拠点とする学習活動を推進します。

#### ※鶴岡市地球温暖化対策実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき策定した、市役所関係施設全体の実行計画。平成20年に第1次、平成25年には第2次実行計画を策定。

#### ※環境つるおか推進協議会

「地球温暖化対策の推進に関する法律」の規定に基づき、本市の地球環境対策を推進することを目的に、平成21年2月に設立された地域協議会

#### ※ラムサール条約登録地

1971年にイランのラムサールで採択された「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」により定められた基準に沿って「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に登録された湿地のこと。



### (3) 地域の環境美化・保全

#### ○施策の方向

快適な生活環境と豊かな自然環境を維持、保全していくため、公害防止や生活環境保全の対策を進めるとともに、不法投棄や散在性廃棄物のない環境づくりやクリーン作戦を通じた地域美化意識の醸成に努め、地域に適した環境美化・保全運動を推進します。

#### ○主な施策

- ①事業所などに対する公害防止対策の指導や市民生活に伴う環境汚染防止に向けた意識の向上を図るとともに、生活環境の維持、保全に関する苦情や相談に適切に対処します。
- ②※庄内地区不法投棄防止対策協議会や※鶴岡市不法投棄監視通報ネットワークなどと連携を図り、情報を共有し不法投棄防止に努めるとともに、不法投棄された箇所についてはさらなる環境被害防止のために、速やかな原状回復に努めます。
- ③クリーン作戦などの市民や団体が取り組む環境美化活動を支援するとともに、国内外や河川域からもたらされる海岸漂着ごみについては、地域の住民や関係団体などと連携し、その対策を推進します。

### (4) 環境教育の推進

#### ○施策の方向

自然保護や環境保全について、市民一人ひとりの意識とマナーの向上を図るとともに、環境の保全などに率先して取り組む人材を育成するため、一般市民、児童・生徒、さらには企業を対象にした各種の環境教育活動を推進します。

#### ○主な施策

- ①「環境フェア」などの普及啓発イベントを行政、市民団体、企業が協働で開催し、市民への意識啓発を図ります。
- ②市民の環境意識の向上を図るための教室や講座などを開催するとともに、環境の保全などについて主体的・実践的に行動する人材の育成を推進します。
- ③環境広報紙である「エコ通信」の発行により、環境に関する的確な情報を提供し、市民への普及啓発を図ります。

#### ※庄内地区不法投棄防止対策協議会

山形県庄内総合支庁が事務局となり不法投棄防止対策の推進に取り組む関連官公庁、関連業界・団体等からなる組織。

#### ※鶴岡市不法投棄監視通報ネットワーク

不法投棄の防止のため、鶴岡市が事務局を務め自治組織や行政機関、関連官公庁・団体等が連携して監視や通報に取り組む体制。

## 第2章

一人ひとりがいきいきと健やかに暮らすことができる健康福祉社会を形成します

### 第1節 少子化対策の推進と健やかな子どもの育成

#### (1) 少子化対策の推進

##### ○施策の方向

人口の減少が続き、少子高齢化が急激なスピードで進むなか、少子化を食い止め、次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境を整備するため、安全・安心な出産や子育ての負担軽減について取り組むほか、雇用対策や生活環境整備、さらには若者の結婚に向けた活動への支援を進めるなど、ここに記載する主な施策のほか、他章他節に記載する施策も含めて総合的に少子化対策を推進します。

##### ○主な施策

- ①定期的な妊婦健診の受診や妊娠に伴う疾病の早期発見、早期治療を促進するとともに、不妊治療への支援を行い、安全・安心な妊娠・出産を推進します。
- ②子育てに係る負担を軽減するため、子どもの保育料や医療費について支援します。
- ③在宅での子育てを支援するため、一時保育や育児サークルを支援するとともに、自由来館型児童館や子育て広場（まんまルーム）の充実などを図ります。
- ④少子化の一因となっている未婚化・晩婚化の進行に歯止めをかけるため、結婚を希望する未婚の男女に出会いの場を提供するなど、地域全体で結婚を支援する環境づくりを進めます。

#### (2) 子どもの健やかな成長の促進

##### ○施策の方向

子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化し、育児に不安を抱える親世代も多く、社会的な子育て支援がより必要となっていることから、子どもの育ちや子育てを支援していくため、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、民間団体、行政などが相互に協力しながら、安心して子どもを健やかに育てられる環境づくりを推進します。特に、乳幼児期の養育の重要性について家庭や

地域社会の理解を深めるとともに、保育所、幼稚園などが中核となった総合的な幼児教育の推進と地域住民が子育て支援活動に参加しやすい環境をつくります。

また、本市の自然環境や伝統的資源を生かした子育てを進めるため、地域の特性や環境に即した子育て支援策を推進します。

### ○主な施策

- ①子どもの健全な発達につながるような保護者のかかわり方について、適切なアドバイスや情報提供などにより、保護者の育児力を高める取組みを推進します。
- ②保護者による健全な子育てが困難な事例も生じていることから、市民に対し子育て意識を喚起し、地域特性に応じた子育て支援活動を推進します。
- ③すべての子育て家庭に向けたイベント開催や情報の発信などを展開し、また、悩みを持つ親が気軽に交流できる場として、子ども家庭支援センターの一層の定着を図ります。
- ④虐待を受けた子どもや虐待をしてしまう親、障害のある子どもがいる家庭、ひとり親家庭など、社会的に支援が必要な子どもや家庭の自立を支援します。
- ⑤※自閉症スペクトラム障害や※学習障害、※注意欠陥多動性障害などの発達障害のある子どもを早期に発見し、発達支援体制を充実するため、総合保健福祉センター内に発達障害児の支援システムを構築します。
- ⑥過疎化の進展している地域や三世帯同居が多い地域、新興住宅地など子育てに関する地域特性も多様化しており、地域の特性や環境に即した子育て支援を推進します。
- ⑦市街地と自然環境に恵まれた郊外地における保育園や幼稚園、児童館、小学校などの相互交流を促進するとともに、豊かな自然を生かした子どもの遊びや森林体験、農業体験などを提供する場の確保や人材の確保、育成を図ります。

## (3) 仕事と子育ての両立支援

### ○施策の方向

核家族、共働き家庭の増加に対応し、保育所、児童館、※放課後児童クラブなどの保育サービスの一層の充実を図るとともに、男性も積極的に子育てできるような働き方の見直しや企業への意識啓発の促進など、男性も女性も子育てしながら働きやすい職場環境や雇用環境を整備します。

#### ※自閉症スペクトラム障害

軽度の自閉症からアスペルガー症候群まで広汎性発達障害を連続的にとらえた概念の総称。

#### ※学習障害

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す状態を示すもの。

#### ※注意欠陥多動性障害

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多様性を特徴とする行動障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

#### ※放課後児童クラブ

保護者が労働などにより、昼間家庭にいない概ね10歳未満の児童に対し、授業の終了後などに小学校の余裕教室、児童館などを利用して、遊びや生活の場を提供して児童の健全な育成を図るもの。

### ○主な施策

- ①保育所の適正な配置を進めながら、低年齢児保育や保育時間の延長、障害児保育、一時保育、病児・病後児保育など保護者の多様なニーズに対応できる施設整備や保育体制を充実します。
- ②放課後などの児童の遊びや生活の場として、児童館や放課後児童クラブの設置を促進するとともに、経験豊かな高齢者など地域の人材を活用した交流活動や各種事業と連携した運営を推進します。
- ③仕事と生活の調和を図る※ワーク・ライフ・バランスがとれるよう、特に子育て期における長時間労働の是正、※フレックス制や※テレワークなど多様な働き方の実現に向けて、先進的取組み事例の紹介などにより、職場や家庭、地域における意識の醸成を図ります。
- ④仕事と子育ての両立を支援するための労働福祉関係法制度や各種支援施策の周知を図り、企業など働く場における仕事と子育ての両立支援に向けた取組みを促します。

#### ※ワーク・ライフ・バランス

やりがいや充実感を感じながら、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できる社会の実現に向けた取組。

#### ※フレックス制

労働者自身が一定の定められた時間帯の中で、始業及び終業の時刻を決定することができる変形労働時間制のひとつ。

#### ※テレワーク

情報通信手段を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。

## 第2節 心と体の健康増進

### (1) すこやかに生み育てる環境の整備

#### ○施策の方向

急速に進む少子高齢化、生活の多様化、核家族化のなか、産後うつ病や育児不安から起こる子育て困難や虐待を予防するとともに、未熟児や発達障害児などへの支援を充実するため、医療、福祉、教育との連携を強化し、安全・安心な出産や健やかな子どもを育む環境を整備します。

#### ○主な施策

- ①全ての産婦に産後うつ病質問票を使用した訪問指導を実施し、育児不安を持つ母への支援や虐待の未然防止を推進します。
- ②全乳児訪問や乳幼児健診、歯科健診を実施し、言語発達に遅れのある児、肥満など経過観察の必要な児に対する相談支援事業の充実を図り、乳幼児の健やかな成長発達を支援します。
- ③妊産婦の禁煙及び受動喫煙の防止を促進し、未熟児出生などを予防するとともに、未熟児や発達障害児について、専門機関などと連携を図り適切な療育につながるよう支援します。
- ④全ての子どもがたくましく健やかに成長できるよう、思春期からの心身の健康づくりや性に対する正しい知識の習得により望まない妊娠を避けるとともに、学校などとも連携し、母性や父性を育み、親子が共に育ち合

う環境づくりを進めます。

- ⑤乳幼児の感染症や合併症の未然防止を図るため、予防接種を適正かつ安全に実施できるよう関係機関と連携を図り、市民への周知啓発や受診勧奨を推進します。

## (2) 生活習慣病・がん予防と健康寿命の延伸

### ○施策の方向

長期療養や死亡原因の多くを占める生活習慣病やがんを予防し、市民の生活の質を高め、活動的な高齢期を実現します。また、医療機関や健診機関、職場における健康づくりを進める職域保健との連携により、若年期からの健診受診を勧めて、疾病の早期発見と早期治療を促進します。また寝たきり予防や認知症予防対策を推進するとともに、自分の健康は自分で守るという意識を醸成し、健康寿命の延伸を図ります。

### ○主な施策

- ①※ヘルスアップ事業で成果を得た「一人ひとりの健康課題に着目し、自らが課題克服に向けて生活習慣を見直し積極的に健康づくりに取り組むための活動」を推進するため、※ヘルスアップセミナーなどを実施し、健康づくり活動に取り組む環境を整備します。
- ②市民が健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、適切な運動、休養、食生活の習慣化や禁煙に取り組むことができるよう支援します。
- ③各種健診を受診した市民が健診結果を正しく理解することは、自主的に健康づくりに取り組む意識付けとなることから、健診と保健指導の実施体制を整備します。
- ④医療保険者が実施する※特定健診や特定保健指導の受診率及び実施率向上に向け、委託機関との連携を図るとともに、※KDBシステムによる健診結果の活用など個別の健康課題の改善に取り組みやすい支援体制の充実を図ります。
- ⑤がんの早期発見と早期治療のため、がん検診の受診率向上に向けた取り組みを推進するとともに、検診機関など医療と連携した精密検診受診勧奨を徹底して行います。
- ⑥慶應先端研が実施する「鶴岡みらい健康調査」に協力、支援し、未来の市民の健康づくりに役立てます。
- ⑦地域の医療・保健・福祉などとの連携により、地域の健康増進や医療の充実を図ります。
- ⑧住み慣れた地域で活動的な高齢期を過ごすため、若いときからの生活習慣病の予防や生活体力の維持、向上のために運動習慣の継続など介護予防事業と連携した支援を推進します。

#### ※ヘルスアップ事業

平成12年にスタートした「健康日本21」の理念に基づく生活習慣病の一次予防を目的とし、個別支援プログラムの開発を進めた国のモデル事業。鶴岡市では平成12年度から4年間、「国民生活習慣改善モデル事業」に取り組み、引き続き平成16～18年度までの3年間、厚生労働省の指定を受け「国保ヘルスアップモデル事業」を行っている。

#### ※ヘルスアップセミナー

7年間のヘルスアップモデル事業で本市が開発した12週間個別支援プログラムのこと。(健診結果で生活習慣病予防が必要とされた40歳から60歳までの市民を対象に実施するとともに、健康づくりサポーターの育成を図るもの。)

#### ※特定健診・特定保健指導

メタボリックシンドローム(内臓脂肪型肥満)に着目して生活習慣病の早期発見と予防を目的として実施する、医療保険者に義務付けられた健康診断や保健指導のこと。

#### ※KDBシステム

国保データベースシステムのこと。

⑨総合的な保健・医療情報を得られるようホームページへの掲載やプライバシー保護に配慮しながら、※ICTを活用した関係機関との連携を促進します。

※ICT

Information and Communication Technologyの略。情報・通信に関連する技術。

### (3) こころの健康づくりと自殺の予防

#### ○施策の方向

うつ病などの精神疾患に関する知識の普及、プライバシーに配慮した気軽に相談できるこころの相談体制の充実を図ります。また、幼少期、児童期、青年期、壮年期、老年期に合わせた精神衛生向上を図るため各種関係機関等とのネットワーク化を進めるなど、こころの病の予防と早期発見と早期対応につなげる対策を講じて、こころの健康づくりを推進します。

#### ○主な施策

- ①こころの健康に関する講演会の開催などにより、うつ病に対する理解を深め、こころの病の予防と早期発見と早期対応を図り、自殺予防対策を推進します。
- ②産後うつ病、児童や生徒の不登校、若者のひきこもり、成人期や高齢期のうつなどに合わせた相談体制を整備します。
- ③地域住民の健康づくりを進める地域保健、学校保健、職域保健の関係者や精神科医などの専門家、関係機関などからなる精神衛生の向上を図る事業の推進組織を活用し、地域のネットワークを構築します。
- ④「※県立こころの医療センター（仮称）」との連携により、こころの健康づくりを推進します。

※県立こころの医療センター（仮称）

平成 26 年度中の開院を予定している県立鶴岡病院の移転新築により設置される精神科単科病院。

### (4) 市民との協働による健康づくり活動の推進

#### ○施策の方向

総合保健福祉センターを拠点とした各種健康施策を推進するとともに、市民自らが地域の健康課題に主体的に取り組む組織（保健衛生推進員、食生活改善推進員、健康づくりを目的とし自主的に活動するグループなど）の支援、育成を図り、保健、医療、福祉、教育などの関係機関との協働による健康づくり活動を推進します。

#### ○主な施策

- ①保健衛生推進員会や食生活改善推進員活動を支援、育成し、地域における健康づくりのための環境整備を推進します。
- ②健康づくり自主グループや子育てをしている保護者などによる自主的な子育てサークルなどの活動を支援し、健康づくりを推進するための担い手

を育成します。

## (5) 豊かな森林資源を生かした健康づくりの推進

### ○施策の方向

森林が心身の健康にもたらす効果として、免疫力や抗がん能力の向上、ストレスの軽減、血圧の低下などが期待されており、科学的な研究も進んでいます。また、森林内において人間に備わる五感を働かせることで、親と子の育ち合いや高齢者の介護予防などにも効果が期待されることから、本市の豊かな森林資源を活用した健康づくりを推進します。

### ○主な施策

- ①本市の豊かな森林空間を市民の保養、健康づくり、子どもの育成の場として活用します。

## 第3節 温かい福祉の地域づくり

### (1) 市民と協働した見守り・支え合いの仕組みづくり

#### ○施策の方向

これまで培ってきた地域のなかの市民による福祉活動を一層進め、市民が主体的に地域の生活課題を発見し、その対応に向け行動する地域社会づくりを推進します。また、こうした市民の活動と公的な福祉サービスが、支えを必要とする人に一体的に提供される福祉コミュニティを創造します。

#### ○主な施策

- ①「近隣」「町内会、自治会」「小学校区」「中学校区」「市全域」の5層の区域のなかで、それぞれが役割分担を持ちながら、主体的に市民の生活課題に取り組む重層的な支え合いの体制を構築します。
- ②地域福祉推進の中核的な役割を果たしている社会福祉協議会や民生委員児童委員への支援を強化するとともに、地域支え合い活動の拡充や福祉協力員など、市民の福祉活動への参加を促進します。
- ③地域のなかで取り組まれてきた市民の主体的な支え合いの活動を一層進めるため、地域福祉リーダーの育成や市民の地域課題の理解の促進などを図るとともに、地域の住民活動と公的サービスの連携を深めていきます。
- ④地域のなかで住民の総合的な相談に応じ、さまざまな地域資源を調整、活用しながら問題解決にあたる※コミュニティソーシャルワークの導入を

#### ※コミュニティソーシャルワーク

さまざまな生活課題を抱えた人に対し、その相談に応じ、地域の中にある公的なサービスや家族、近隣、地域住民、民間サービスなどを調整、活用しながら、地域ぐるみで住民の生活の質を高めていく活動。

進めます。

## (2) 新たな福祉課題に対応できる総合的支援体制の整備

### ○施策の方向

複雑かつ多様化する市民の福祉ニーズにきめ細かく対応するため、従来の福祉の枠組みだけでは捉えきれないニーズについても、相談支援が可能となるよう地域及び行政内部の相談体制を整備します。

### ○主な施策

- ①ひきこもりなど複合的な生活課題を抱える相談に対し、関係部門が共同して問題解決にあたることができるよう、連携体制の一層の充実を図ります。
- ②市民の利便性を高めるため、福祉、介護、子育てなどに関する市民の総合相談窓口を設置します。
- ③生活保護に陥るリスクの高い世帯の就労支援や貧困の繰り返しを根絶するため、包括的かつ継続的な相談支援を実施し、低所得者など生活困窮者の自立支援に取り組みます。

## 第4節 障害者の自立生活の実現

### (1) 障害者の相談支援体制の充実

#### ○施策の方向

障害があっても地域のなかで安心して生活することができるよう、福祉サービスの拡充を図るとともに、様々な生活相談に応じ、それらを適切なサービスに結び付けることができる相談支援体制を整備します。

#### ○主な施策

- ①障害者が地域生活を営むうえで直面するさまざまな課題に対応するために、「障害者相談支援センター」の相談支援の取組みを推進します。
- ②「障害者相談支援センター」を「基幹相談支援センター」として、障害者の権利擁護に関する啓発・支援や地域における相談支援事業者の助言指導を行うとともに、関係事業者などと連携して長期入院患者の地域移行支援などを推進します。
- ③幼児期から高齢期まで一貫した支援が行き届くよう、障害者の成長段階に応じた支援を行うため、保健、医療、保育、教育、雇用、福祉など関係機



関の連携を強化し、特に支援機関が移行する際の「つなぎ目」での連絡調整の仕組みづくりを進めます。

- ④障害者のさまざまなニーズに総合的かつ効果的に対応するために、関係機関、関係団体、相談支援事業者、福祉サービス事業所などによるネットワーク（障害者地域自立支援協議会）を強化します。
- ⑤「県立こころの医療センター（仮称）」との連携により、早期の発見、治療、療育が有効とされる知的障害、精神障害、発達障害などに係る医療・教育・福祉の包括的支援体制の構築を図ります。

## （２）障害者の地域生活支援の充実

### ○施策の方向

地域のなかで障害者が誇りと生きがいを持って自立した地域生活が営めるよう、※居住サービスや就労、余暇活動などの基盤整備を進めるとともに、心身の障害に対する市民の理解を進め、障害者にやさしい地域社会を構築します。

### ○主な施策

- ①障害者のためのグループホームなどの居住サービスや就労の場、※日中活動サービス、余暇活動の基盤整備を進めるとともに、障害者就労施設などの受注機会の増大を図り、就労する障害者などの自立を促進します。
- ②障害者が地域社会に温かく受け入れられるよう、市民の障害理解を進めるとともに、障害者の社会参加を促します。
- ③障害者や高齢者、児童も、誰もが安全・安心で、自由に街を歩くことができる※ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

## 第５節 高齢者がいきいきとした地域の実現

### （１）介護保険制度の適切な運営

#### ○施策の方向

介護を要する高齢者が増加していることから、住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう在宅サービスを充実させるとともに、施設サービスについても適切な水準を確保します。あわせて、介護サービスの質の向上、医療との連携強化、介護家族への支援などの一層の充実を図ります。

#### ○主な施策

- ①在宅生活を支える介護サービスが利用しやすい環境の整備を進めるとともに、施設サービスについても適切な水準の確保を図ります。

#### ※居住サービス

障害者が地域の中で安心して生活できるように、主に泊まりの場を提供するサービス。知的、精神などの障害者数人で共同生活を営むグループホームや、共同生活の中で介護や介助を受けるケアホームなどがある。

#### ※日中活動サービス

障害者の主に昼間の活動プログラムを提供する通所によるサービス、軽就労により工賃を得る就労支援、自立のための訓練を受ける自立訓練、介護を受ける生活介護などがある。

#### ※ユニバーサルデザイン

年齢や障害の有無にかかわらず、全ての人が利用しやすいように工夫された、製品、サービス、道路や施設、家屋などの意匠、設計。

- ②要支援認定者への適切なサービス提供を図り、あわせて予防効果などの評価、分析を行います。
- ③介護給付の分析を行いながら、各種給付の適正化を図るとともに、鶴岡市介護保険事業者連絡協議会における研修や情報交換はじめ各種研修機会などを充実し介護サービスの質の向上を図ります。
- ④在宅生活の維持に向け、終末期のケアなども含め介護と医療などの連携の一層の強化を図り、その情報のICT化を推進します。
- ⑤介護家族の実態把握に努め、相談体制の充実をはじめ、各種支援を強化します。
- ⑥介護保険制度が円滑に運営されるよう、要介護者の実態調査などを踏まえ、介護サービスの需要などを的確に把握した上で、介護保険事業計画を策定します。

## (2) 介護予防の充実

### ○施策の方向

高齢者が要介護状態になることをできる限り予防し、健康で生きがいを持って生活できるよう、地域資源の活用などにより各種介護予防事業の充実を図ります。また、高齢者自身の意思で主体的に介護予防に取り組むための支援や環境づくりを推進します。

### ○主な施策

- ①元気高齢者及び虚弱高齢者に対する予防事業の質と量の確保を図り、その普及に努めます。
- ②※ロコモティブシンドロームを予防するため、高齢者サロンなどでの健康教育・相談を実施し、健康寿命の延伸に努めます。
- ③虚弱高齢者などの状態の改善や重度化の防止を図るため、目標志向型の介護予防マネジメントを推進します。

※ロコモティブシンドローム  
骨や関節、筋肉などの「運動器」の働きが悪くなり、介護が必要になる危険性が高い状態。

## (3) 認知症支援策の充実

### ○施策の方向

高齢化の進行により、今後認知症高齢者が急速に増加することが予想されるなか、国が策定した「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」も踏まえつつ、認知症の発症や進行を可能な限り予防するとともに、尊厳を保ちながら、その家族も含めて住み慣れた地域で生活することができるよう、地域全体で認知症高齢者とその家族を支える仕組みづくりに取り組みます。

### ○主な施策

- ①認知症の予防や地域全体で認知症高齢者とその家族を支えるため、認知症を正しく理解してもらうための普及啓発などを推進します。
- ②生活習慣病の予防などを通じ、認知症の予防を推進します。
- ③認知症の症状を緩和し、進行を遅らせるため早期受診・相談などの支援体制を整備するとともに、保健・医療と介護の連携を深め、相談から受診までを支援し、受診後においても継続して支援する仕組みを確立します。
- ④認知症高齢者に対する介護保険給付対象サービスなどの各種サービスを充実させるとともに、認知症高齢者を支える家族への支援を行います。
- ⑤認知症の予防から早期の診断・対応まで、各段階において認知症高齢者やその家族を支える仕組みづくりを進めるとともに、関係機関などとの連携を強化し、ネットワークの構築を推進します。

## (4) 地域で高齢者を支える※地域包括ケア体制の整備

### ○施策の方向

高齢化の進展とともに、医療依存度の高い要介護者、認知症や一人暮らし高齢者など介護を必要とする方々が今後ますます増加することが予測されるなかで、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく生活を送ることができるよう、介護や医療などの個別サービスに加え、ボランティアや近隣住民の支え合いなど地域の様々な資源を活用した多職種協働の地域包括ケア体制を整備します。

### ○主な施策

- ①複雑化かつ深刻化する個別的、地域的課題に対応できるよう、※地域包括支援センターの機能を強化し、各関係機関などの連携を図りながら、地域における総合的なケア体制を整備します。
- ②高齢者一人ひとりの実態の把握に努めるとともに、認知症高齢者など要介護者の見守りや災害時の支援など、地域住民がお互いに支え合い、助けあう仕組みづくりに取り組みます。
- ③虐待の早期発見や未然防止体制の強化を図るとともに、意思判断が十分にできない高齢者については、※成年後見制度の活用を図るなど、高齢者の権利擁護を推進します。
- ④在宅療養体制を構築するため、鶴岡地区医師会や鶴岡市介護保険事業者連絡協議会との連携・協働の仕組みづくりに取り組みます。
- ⑤「※地域ケア会議」を開催し、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を推進します。

#### ※地域包括ケア体制

介護や支援を必要とする高齢者ができる限り住み慣れた地域での生活を継続できるように、ニーズに応じた介護サービス、予防サービス、医療サービスのほか、見守りなどの生活支援サービス、住まいを適切に組み合わせ提供し、24時間365日を通じた対応を可能とするしくみ。

#### ※地域包括支援センター

介護保険法で定められ、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。鶴岡市では、平成18年4月に設置された。

#### ※成年後見制度

判断能力が不十分な高齢者などを保護するため、法律行為を行い、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度。

#### ※地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備のために、個別ケースの解決から地域課題を発見し生活圏域での課題発見・把握をして、代表者レベルでの会議にあげて政策形成、地域づくり、資源開発を行うもの。

## (5) 高齢者の社会参加の促進

### ○施策の方向

趣味、学習、ボランティア活動、地域活動、経験を生かした就労をはじめ、高齢者が多様な生きがいに、より積極的に取り組むことができるよう各種環境の整備に努めます。

### ○主な施策

- ①世代を超えた生涯学習、社会教育の振興や高齢者スポーツの機会拡充などにより、高齢期における生きがいに、自己実現に取り組むことのできる環境整備に努めます。
- ②意欲や能力のある高齢者が活躍できるよう、高齢者の老人クラブでの自主活動やシルバー人材センターへの就労などを支援します。
- ③高齢者の技能や経験を生かすことができるよう、ボランティア活動や地域活動などへの参加を促進します。

## 第6節 医療の提供体制の充実

### (1) 荘内病院を中心とした地域医療連携の推進と医療の機能分担

#### ○施策の方向

市民に安全・安心な医療を提供するために、荘内病院を地域の中核病院として、地域の医療機関との連携・機能分担を推進するとともに、患者情報などのICT化による情報共有システムを活用し、医療の提供体制を確立します。

#### ○主な施策

- ①地域医療提供体制の確立に向けて、鶴岡地区医師会、鶴岡地区歯科医師会、鶴岡地区薬剤師会など関係団体が、Net 4 Uなどの医療情報ネットワークを活用し、情報の共有を図りながら連携強化を図ります。
- ②市民に対して日常的な健康管理も含めた「かかりつけ医」の重要性を市広報や荘内病院が行う各種研修会などを通じて周知し、普及を進めます。
- ③急性期医療から慢性期医療まで、また入院治療から在宅での治療まで、一貫した切れ目のない医療を提供するため、大腿骨近位部骨折や脳卒中などの地域連携パスの活用を推進します。

## (2) 災害医療・救急医療体制の整備と高度医療への対応

### ○施策の方向

救急告示病院、休日夜間診療所及び消防との連携を進め、救急医療の充実を図るとともに、災害医療に関しては広域的な情報ネットワークを活用しながら、災害拠点病院である荘内病院を中核として、行政、医療機関、警察など関係機関との連携を図りながら、患者受入れの訓練を実施するなど災害時医療体制の充実を図ります。

また、高度医療を提供するため高度医療機器などを計画的に整備します。

### ○主な施策

- ① 荘内病院などの救急告示病院と休日夜間診療所や消防との連携を進め、救急医療体制の充実を図ります。
- ② 大規模災害や事故などによる災害医療に関しては行政、医療機関、関係機関や関係団体などとの情報の共有と連携を図り、患者受入れなどを想定した訓練を実施するとともに、災害派遣(※DMAT)などの緊急時における迅速な医療提供や、災害などに対応するための資機材の整備を図ります。
- ③ 高度医療などに対応するため、高度医療機器や医療情報システムを計画的に整備します。

## (3) 医師および看護師等の医療従事者の確保

### ○施策の方向

地方における医師不足のなかで、地域の中核病院である荘内病院の医師の確保を図り、診療体制を充実します。また、医師以外の看護師などの医療従事者についても養成、確保に努め、地域における医療提供体制の更なる充実を図ります。

### ○主な施策

- ① 荘内病院の医師確保を図るため、医学生への修学資金貸与、山形大学などの医学生を対象とした「診療参加型臨床実習(ステューデント・ドクター)」や市内の高校生を対象にした「オープンホスピタル」などの取組みを推進します。
- ② 地域医療支援病院である荘内病院において、医療従事者のスキルアップを図るため、地域全体の医師や看護師などの医療従事者を対象にした研修会などを開催します。
- ③ 荘内病院の臨床研修医の確保を目指し、指導体制の充実・強化を図るとともに、合同ガイダンスへの参加などを推進します。

### ※DMAT

Disaster Medical Assistance Team の略。阪神・淡路大震災の際に初期医療体制の遅れがあったことを教訓としてつくられたもので、医師、看護師、薬剤師などで構成される。大地震や航空機・列車事故などの現場で、急性期(概ね 48 時間以内)に活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チーム。荘内病院は平成 25 年 3 月に DMAT 指定病院となった。

- ④看護師をはじめとした医療従事者のスキルアップを図るため、看護師の長期研修派遣や認定看護師資格など各種専門資格の取得を推進します。
- ⑤看護師の充足を図るため、荘内看護専門学校の看護師養成の充実に努めます。

#### (4) 在宅患者及び家族に対する支援体制の充実

##### ○施策の方向

高齢化社会を迎えて介護・福祉施設や在宅での医療需要が増大し、長期療養を要する患者や終末期患者の在宅医療が求められている状況を踏まえ、地域の医療機関や介護・福祉施設が連携し、患者と家族が安心して在宅医療を受けられる支援体制の整備を図ります。

##### ○主な施策

- ①地域の訪問診療及び訪問看護体制充実のため、荘内病院を中心に関係機関との連携、調整に努めるとともに、多職種による各種研修会を開催し、関係職員の育成を図ります。
- ②南庄内緩和ケア推進協議会を中心に、鶴岡地区医師会、荘内病院をはじめとした医療機関及び介護・福祉関係機関が連携を図り、がん患者などに対する※緩和ケアや在宅医療を推進します。
- ③リハビリテーション提供体制の充実、療養環境の整備を進めます。
- ④患者と家族が安心して在宅で医療を受けながら暮らせるよう、地域の医療機関や介護・福祉関係機関のICT化による情報の共有を推進し、一貫した支援を受けられる環境の整備を図ります。

##### ※緩和ケア

がんに伴う痛みなど単に病気に対する医療としてだけでなく、心の悩み、療養場所や医療費のことなど患者や家族が直面するさまざまな問題を解決する医療のこと。厚生労働省が進める「がん対策基本法」に定められた緩和ケアの推進で、平成19年4月に地区医師会を中心とした鶴岡地域が、全国で4か所のがん対策のための戦略研究地域の一つに選定された。

## 第3章

未来を担う子どもたちが、よりよい環境のもとでいきいきと育ち、それぞれの世代がともに学びあえる地域社会を創ります

### 第1節 学校教育の充実

#### (1) 「知育」、「徳育」、「体育」のバランスのとれた学校教育の推進

##### ○施策の方向

本市で大切にしてきた※致道館教育の理念である「自学自修」「※天性重視」「心身鍛錬」を継承しながら、知・徳・体が調和し、意欲と活力のあふれる子どもを育成します。

##### ○主な施策

- ①笑顔あふれる信頼される学校をめざし、教職員の多様な研修の充実と人的体制の整備を図るとともに、家庭や地域との連携を一層深め、創意工夫に満ちた学校経営を推進します。
- ②学習への関心と意欲を高めるとともに、基礎や基本を確実に定着させ、確かな学力を付ける指導を推進します。
- ③一人ひとりの教育的ニーズを的確にとらえた指導の充実を図るとともに、幼児期から高等学校までの連続性を考慮した※特別支援教育体制及び教育相談体制の整備を推進します。
- ④適切な情報活用能力の育成や環境保全の取組みなど、今日的な教育課題について積極的に対応できるよう指導の充実を図ります。
- ⑤郷土の自然や歴史、文化、産業などについて積極的に学び、「ふるさと」を愛する心を育む活動を推進するとともに、広い視野に立ち、国際理解に努め、共に生きる態度を育てます。
- ⑥人としてより良く生きようとする態度を育て、社会のルールを遵守し、他者への思いやりの心を行動化する教育を推進します。
- ⑦子どもたちの自尊感情を育むとともに、生命や人権を大切にする心を育てる指導の充実を図り、いじめ問題の未然防止と解決に向けた適切な対応に努めます。
- ⑧日常の清掃活動をはじめ、ボランティア活動、職場体験などの多様な体験学習を通して、発達段階に応じた望ましい勤労観や職業観を育む教育を推進します。
- ⑨関係機関と連携しながら、健康でたくましい子どもを育てる体育及び健康

##### ※致道館

1805年(文化2年)第九代庄内藩主酒井忠徳により設立された藩校。ここで培われた教育の伝統は、人づくりの環境、教育を重んずる風土となって鶴岡に受け継がれ、多くの人材を生み出している。

##### ※天性重視

個に応じた指導を重視し、一人ひとりの良さや才能を精一杯伸ばすこと。

##### ※特別支援教育

従来の特級教育の対象となる障害だけでなく、生活や学習上で困難を伴う学習障害、注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症等の発達障害を含め、それらを改善または克服するために適切な指導及び必要な支援を行う教育のこと。

や安全指導の充実を図ります。

- ⑩学校給食では地場産物の利用を促進しながら、食材を通して郷土の自然や食文化、産業への理解を深めるなど、食に関する指導の推進を図ります。
- ⑪子どもたちの生活の基盤となる「基本的な生活習慣」の確立に向け、家庭と連携しながら、幼・保・小・中の一貫した教育の充実を図ります。

## (2) 適正な教育環境整備

### ○施策の方向

地域社会の過疎化及び少子化などによる児童数減少により、学校の小規模校化が進み、複式学級のある学校が増加傾向にあることから、子どもたちにとって望ましい学校の規模、施設設備、学区、通学方法、学校配置などについて総合的な検討を行い、適正な教育環境の整備を進めます。

### ○主な施策

- ①学校の規模による教育効果を総合的かつ多角的な視点から調査、研究し、適正な規模や配置などについて検討するとともに、地域の意見も配慮しながら、学校の適正配置を推進します。
- ②学校施設は、地域住民にとってコミュニティの中核や防災拠点としての役割を担うものであることに十分配慮しながら、年次計画に基づき、安全・安心な教育環境の整備を進めるとともに、耐震化を推進します。
- ③警察・道路管理者・保護者や地域の協力を得ながら、通学路安全確保対策の充実を図ります。

## (3) 高等学校教育の充実

### ○施策の方向

少子化などによる高等学校の再編が検討されているなか、関係機関と連携し、地域における多様な進路選択と学習ニーズに対応した就学の機会を確保するとともに、将来の地域を担う人材を育成するため、高等学校の生徒の職業観や勤労意識、より高次の教育に対する意欲を高めます。

### ○主な施策

- ①生徒の能力や創造性を伸ばし、社会の変化に対応した多様な選択ができるよう公立及び私立高等学校の就学機会の確保と特色化や魅力づくりに取り組むよう関係機関に働きかけます。特に、自然を対象とした学びによる人格形成と農林水産業の振興、発展に不可欠な人材育成に寄与している県立庄内農業高等学校や県立加茂水産高等学校の教育環境の充実を関係機関に働きかけるとともに、これからの時代に求められるバイオ分野の人材



育成に関する新しい教育体制の整備を促進します。

- ②高等学校の生徒が地域の多様な活動に参加することを促すとともに、高等教育機関や企業などとの連携により、生徒の職業観や高次の教育に対する意欲の向上につながる取組みを推進します。
- ③中学校と高等学校との連携を進め、特別な支援が必要な生徒や不登校傾向の生徒に関する情報と指導の在り方について共通理解を図るとともに、社会的な自立に向けた支援の充実に努めます。

## 第2節 高等教育機関の充実

### (1) 高等教育機関の充実と学術研究機能の集積

#### ○施策の方向

若年層や優れた人材の流入及び定着と交流、地域の産業の高度化、新たな知識集約型産業の創造や誘致、新時代に即した社会理念や政策等の提案など、本市の諸々の分野の振興発展の基盤を築くため、高等教育機関である山大農学部、鶴岡高専、慶應先端研及び東北公益文科大学大学院の機能を充実強化し、その一層の集積を促進します。特に、本市では生物の生命に関する高度な教育研究が行われており、それらの機能を一層拡充し集積を高め生かすことで、他章他節で位置づけている市民の健康づくり、ベンチャー企業の創出育成などの事業と合わせ、生命科学の※メッカとなることをめざします。

#### ○主な施策

- ①山大農学部、鶴岡高専、慶應先端研及び東北公益文科大学大学院の教育研究機能の一層の充実を図るとともに、相互の交流や連携を促進します。
- ②高等教育機関から生み出される研究成果を、地域の農林水産業や商工業等に活用することを促進します。
- ③高等教育機関の輩出する人材が地域に定着し、地域の社会、経済、文化を支える環境を整備するとともに、高等教育機関が展開する人材育成事業を支援します。
- ④高等教育機関の集積という知的資源を生かした市民の学習機会や諸活動を拡充します。
- ⑤高等教育機関を核として設置している産学官連携協議会等が行う地域課題の解決をめざす取組みなどを促進します。
- ⑥既存の高等教育機関の高度で先端的な活動や発展の可能性を核にして、鶴岡バイオサイエンスパークの整備などとも連動させながら、新たな高等教

#### ※メッカ

イスラム教の聖地の意から転じてある分野の中心地や発祥地など人を引き付ける重要な場所。

育・研究機関の誘致を促進し、学術研究機能のさらなる集積を図ります。

### 第3節 地域のなかでの人づくり

#### (1) 生涯学習を通じた人づくり、地域づくり

##### ○施策の方向

暮らしのなかにおける個人の生きがいや、多様化、高度化する地域の様々な課題に対応するための学習活動を支援するとともに、人と人とのつながりのなかで自ら課題を見つけ考える力や他者との関係を築く力を身に付けるなど、お互い自立し支え合う心豊かな地域社会づくりを推進します。

##### ○主な施策

- ①趣味や教養に関する講座、※キャリアアップ講座など、多様な市民ニーズに応える学習情報や学習機会を提供します。
- ②自然や歴史、伝統文化などの地域学習をはじめ、学びが暮らしや地域における様々な課題の克服など社会的な活動に結びつくように学習活動を支援します。
- ③子どもや若者をはじめとする各世代に対応した学習や、世代を超えた交流を促進し、地域を支える人材の養成を図るとともに、よりよい人間関係を構築する機会を創出します。
- ④学習成果が個人の自立意識の向上や地域貢献意欲につながる学習プログラムの充実を図ります。

##### ※キャリアアップ

現在持っている以上の資格や能力を身に付けること。

#### (2) 社会教育施設等の充実

##### ○施策の方向

市民の学習活動を支援し社会教育活動を実践するなど、地域社会に役立つ施設としてその機能を発揮し価値を高めるために、様々な学習ニーズの把握や地域課題の分析を行いながら、適切な事業運営ができる体制を整備します。

##### ○主な施策

- ①誰もが公民館や図書館など身近な施設で学習機会や仲間づくり活動など必要な情報を得ることができるよう、施設設備のネットワークを充実します。
- ②公民館やコミュニティセンターなどにおける生涯各期の学習活動や世代

交流事業などを推進するとともに、学校、家庭や地域と連携した活動を支援します。

- ③住民が主体的に地域づくりに参加することができる仕組みづくりを推進し、これを担う人材の育成と、施設機能の充実を図ります。

### (3) 地域社会で子どもを育てる環境づくり

#### ○施策の方向

子育てにおいては、親や家庭が子どもとのコミュニケーションを大切に、自覚と責任を持って養育することが肝要であるため、さまざまな機会を活用し家庭の教育力を高めます。

また、地域全体として子どもを見守り、子育て家庭を支援していく環境をつくります。

#### ○主な施策

- ①乳幼児期からの一貫した子育て教育の実践や親たちが意欲を持って子育てに取り組んでいくための学習の機会や情報の提供、相談活動を展開します。
- ②孤立しがちな親へのアプローチとして、小学校区程度の身近な地域において、家庭教育講座や子育てグループ活動へ参加できる環境を整備します。
- ③地域に対する愛着を高めるため、地域の人たちの体験や知恵が子育てに生かされる場づくりや異なる年齢や世代が交流する取組みを推進します。

### (4) 豊かな自然のなかでの子どもの育成

#### ○施策の方向

豊かな自然環境のなかでの学びや多様な体験を通じて、子どもたちの探究心、生命の重みを感じる心、郷土に対する誇りと愛着を育み、心身共に元気で逞しい成長を促進します。

#### ○主な施策

- ①子どもたちが、学校や地域活動において、森林、海浜、田園などの自然に親しみながら学ぶ機会を積極的に提供します。

### (5) 男女共同参画の推進

#### ○施策の方向

男女共同参画の理念などについて市民の理解と認識を深めて、市民が男女の別に関わりなく、互いに助け合い、力を合わせて、家庭や地域の暮らしを

豊かで活発にする男女共同参画社会をめざします。

#### ○主な施策

- ①本市の男女共同参画計画に基づく具体的取組みを着実に推進します。
- ②広範囲にわたる施策を総合的に推進するため、有効な拠点機能の内容を検討するとともに、先進事例等の情報収集を行いながら、その充実を図ります。
- ③様々な立場や世代の方の相談事に対し、適切に専門的な相談窓口につながるワンストップサービスの提供など、男女共同参画の窓口機能を強化します。
- ④家庭や学校、社会教育・生涯学習を通じて、男女共同参画の理念などについて市民へ浸透を図ります。
- ⑤地域活動などへの女性の積極的な参画を促進します。

## 第4節 芸術の振興と文化資源の保存継承

### (1) 市民の芸術活動の環境の充実

#### ○施策の方向

本市の特性である優れた文化活動の伝統を継承発展させるため、人々に感動や生きる喜びをもたらし、豊かな人生を送るうえで大きな力となる市民主体の芸術活動を一層促進するとともに、広く内外の優れた芸術の鑑賞、体験、交流ができる活動環境の整備を進めます。

#### ○主な施策

- ①市民の芸術文化活動の発表の機会となる芸術祭や文化祭を通し全市的交流を促進します。
- ②文化施設、社会教育施設など公共施設や民間施設の活用を進め、練習、発表の場の拡充を図ります。
- ③本格的な舞台設備・ホールを有する文化会館の改築整備を推進するとともに、市民の参加・協力による運営と優れた芸術の鑑賞機会の充実を図ります。
- ④市民ニーズにあった鑑賞機会などを提供するため、市民や団体が主体的に企画、展開する事業への支援の充実を図ります。
- ⑤合唱や器楽、美術などの分野で、児童生徒を対象に、内外の優れた指導者による講習や体験機会を設けるなど子どもたちの感性を伸長し、レベルアップをめざす取組みを進めます。

## (2) 伝統文化と文化資源の保存継承

### ○施策の方向

本市の歴史と文化を表す多くの文化財、民俗芸能や伝統行事、歴史資料、文学資料など有形無形の文化資源について、住民自らが地域の文化を理解しながら後世に継承できるように、地域住民の主体的伝承活動を支援します。

### ○主な施策

- ①文化的特色と地域社会の維持に大きな役割を果たしている伝統芸能の後継者の育成を積極的に支援します。
- ②歴史を象徴する貴重な建造物について、民間と連携しながら保存活用を図ります。
- ③地域で継承されてきた歴史資料や文学関係資料等を調査、収集、保存するとともに、その価値を住民に還元していくための事業を民間と連携しながら実施します。また、拠点となる施設の機能拡充や整備を推進します。

## 第5節 市民スポーツの振興

### (1) 市民の健康・生涯スポーツの場の形成

#### ○施策の方向

市民誰もが日常生活のなかで目的や志向に応じて、いつでも、どこでもスポーツやレクリエーションに親しむことができる環境を整え、市民の心身の健康の保持増進、青少年の体力向上と健全な人格形成、一体感と活力のある地域づくりを進めます。

#### ○主な施策

- ①スポーツ少年団の育成等、子どもがスポーツを楽しめる環境を整備します。
- ②市民が主体的に参画する※総合型地域スポーツクラブを育成・支援します。
- ③スポーツを「する人」「みる人」「支える人」が協働・連携してスポーツ活動に取り組み、スポーツを通じたコミュニティづくりを推進します。
- ④多くの市民が参加し、楽しみ、交流できるスポーツイベントを自主的に開催し、運営できる人材や団体を育成します。
- ⑤健康づくりや交流の拡大などに効果があり、誰もが楽しみながら地域の自然や文化に触れることができるウォーキングや里山あるきなどの普及、振興を図ります。

※総合型地域スポーツクラブ

多種目、多世代、多志向を活動の基本とし、市民が理念を共有しながら自主的・日常的にスポーツ等に親しむことができる、地域に根ざしたスポーツクラブのこと。

## (2) 地域の活力となる競技スポーツの振興

### ○施策の方向

トップレベルの大会で地元選手が活躍することは、応援する市民の活力となり、地域の活性化にもつながることから、関係団体との連携の強化や活動の支援により、青少年がより充実したスポーツの指導を受けることができる環境を整備します。

### ○主な施策

- ①中学校、高等学校の運動部や競技団体などが連携をとりながら、一貫した選手の育成ができる環境を整備します。
- ②国際的、全国的な活躍を念頭に置いた地元選手の競技力の向上、強化を担う組織の育成を図ります。
- ③競技の普及やアスリートの育成を担う指導者の研修機会を拡充し、指導者の資質の向上とトップアスリート育成活動の充実を図ります。
- ④競技レベルの高い大会、東京オリンピックに向けた合宿の誘致などを積極的に進め、地元選手の競技意識の高揚を図るとともに、見る楽しさを提供することによって広くスポーツに対する関心を高め、市民のスポーツへの多様な関わりを促進します。

## (3) 充実したスポーツ施設の運営

### ○施策の方向

スポーツの振興を図るため、市民ニーズや利用実態を踏まえた施設の適切な管理運営、整備を進め、誰もが安全に安心して利用できる施設の環境を整えます。

### ○主な施策

- ①スポーツ施設の効率的、効果的な管理運営を進めるとともに、施設の利用状況の公開やネットワーク化などにより、利便性の高い、充実したサービスを提供します。
- ②既存施設の機能強化と有効な活用を進めるとともに、地域の拠点施設、全市的な広域施設などの用途に応じた施設機能を整備します。
- ③地域住民が利用しやすい身近なスポーツ活動の場として、学校体育施設を開放し、有効な活用を図ります。

## 第6節 都市交流の推進

### (1) 国内都市交流の推進

#### ○施策の方向

歴史的な縁や先人の人徳、本市の豊かな土地柄や人々の温かさによって築かれてきた都市交流の歩みを絶やさずに培われてきた友好や信頼の輪をさらに広げるため、都市交流盟約を締結している各都市との交流を推進します。

#### ○主な施策

- ①文化やスポーツ、芸術などによる他地域との交流や姉妹校等との交流を促進します。
- ②本市の自然環境のもと、他の地域との子どもたちの交流を通じて、逞しさと自然や生命を尊ぶ心を育てます。
- ③鶴岡市東京事務所を拠点とした、企業誘致に関する情報発信や、物産や観光の宣伝を行い、首都圏との結びつきを強化します。
- ④首都圏など他地域に在住する地元出身者や、多様な交流を通じて築いた人的ネットワークを介して、人と情報の交流を拡大します。

## 第7節 国際交流の推進

### (1) 多文化共生の推進

#### ○施策の方向

異なる国籍の人びとが互いの文化的な違いを認め合い、地域社会の構成員として地域を支え、共に生きていくことをめざし、外国人住民のコミュニケーション上の困難の解消を図るとともに、外国人住民が地域において安心して生活を送ることができるよう、定住化に伴う生活上の課題に対する支援を行います。あわせて、本市の「※草の根の国際交流」活動を推進し、市民が海外の歴史文化、生活習慣、価値観などを知り、相互が理解することができる豊かな国際感覚を涵養します。そのため、国際交流拠点である出羽庄内国際村を中心に、市民が自発的に取り組んでいる国際交流活動や多文化共生の取組みを促進します。

#### ※草の根の国際交流

一人ひとりが、国境を越え、互いを理解し、心と心を通わせるふれあいの交流。国や自治体間の交流ではない民間、特に市民による交流のこと。

### ○主な施策

- ①外国人の生活相談の窓口を設置し、生活の困難や不便を解消するための環境づくりを行います。
- ②外国人住民の日本の生活習慣などへの理解を進めるため、日本語講座などを開催するなど、円滑な意思疎通を促進する機会を提供します。
- ③医療、司法、教育に関することなど、専門用語が多用される分野でも通訳することができる人材を育成します。
- ④行政や地域情報の多言語化に努め、滞在中はもとよりその往来における利便性に配慮した情報の発信を行います。
- ⑤関係団体と連携しながら、市民が国際交流を身近に体験できるイベントや、国際理解を促進するための外国語講座などの機会を創出します。
- ⑥国際社会の理解促進や、国の境を超えて人と地域に貢献する活動などを行っている国際交流関係団体のネットワークづくりを推進します。

## (2) 国際都市交流の推進

### ○施策の方向

長い歴史を持つ国際都市交流事業に携わった、多くの市民による人的交流を通じて築かれた信頼関係をさらに深めるため、国際姉妹・友好都市交流を推進するとともに、世界的な規模での幅広い交流活動が展開されるための環境づくりを進めます。

### ○主な施策

- ①友好団体や子どもたちが主体となった特色ある国際姉妹・友好都市との交流を推進します。
- ②子どもたちが海外の人々との交流を継続することで、自国と他国どちらにも幅広い興味を持ち、深い理解と思慮に富む、将来の国際交流を担う人材が育成されるよう支援します。
- ③教育、学術、スポーツ、文化などの国際的イベントや※コンベンションの誘致と円滑な実施について、関係機関や団体と積極的に取り組みます。

#### ※コンベンション

国内外の人々が集う各種大会、会議、見本市、イベントなどの交流会。



## 第4章

恵まれた豊かな自然と風土を生かし、人と人の交流を図りながら、産地の「顔」づくりと安全で安心な食料づくりを進め、農林水産業をいきいきと発展させます

### 第1節 持続的に発展する農業の振興

#### (1) 農業の担い手の安定的な育成・確保

##### ○施策の方向

本市農業の持続的発展を図るために、優れた経営能力を有する※認定農業者を中心とした担い手を安定的に育成・確保するとともに、担い手がない集落や地区においては、新たな経営体の発掘と育成に努めます。特にこれまで本市の農業を支えてきた農業者の高齢化が進み、多くの離農が予測されることから、次代を担う農業後継者や新規就農者を積極的に育成し、将来にわたり農業の担い手を安定的に確保します。

一方、担い手の確保が困難な中山間地域などの集落においては、農業者の自主的な話し合い活動を推進し、意欲ある兼業農家や高齢農家、女性農業者及び小規模農家などの幅広い参画による※集落営農などの組織化を促進します。

##### ○主な施策

- ①意欲ある認定農業者については、「人・農地プラン」の中心経営体へ位置付けるとともに、経営改善計画に基づく経営の規模拡大・安定化を図るための取り組みを支援します。
- ②次代を担う新規就農者・農業後継者には、自立した農業経営のための指導・支援を関係機関と連携して行い、実践研修等の拡充を図ります。
- ③集落の話し合い活動を促進し、集落営農などの組織化、法人の設立などの方向性について合意形成を図ります。

#### (2) 地域の特性を生かした産地づくり

##### ○施策の方向

本市水田農業の推進については、農業者の理解と協力のもと、関係機関や関係団体が連携して策定する、生産、流通、消費の状況に的確に対応した※水田フル活用ビジョンのもと、米づくりをはじめ、土地利用型作物の生産を着実に進めます。

##### ※認定農業者

農業経営基盤強化促進法の規定に基づく「農業経営改善計画」を市町村に提出し、認定を受けた農業者（法人を含む。）のこと。農地の集積や長期・低利の資金などの支援を受けることができる。

##### ※集落営農

集落のような地縁集団を単位として、様々な農業生産過程の一部または全てを共同で行う組織。機械の共同利用や共同作業、特定の担い手に作業を委託する受託組織など多様な形態がある。

##### ※水田フル活用ビジョン

国の水田フル活用と米政策の見直しにより示された改革の方向を実現するため、各地域において、今後の作物戦略・販売、水田の利活用、担い手の育成等の将来方向をとりまとめた計画。

さらに、水稻の高品質・良食味の安定的生産基地として維持・発展を図るため優良農地の確保に努めるとともに、共同乾燥調製（貯蔵）施設や高性能農業機械の計画的な整備や導入を促進し、地域の実態に適した生産性の高い営農体制を確立します。あわせて消費者ニーズ、市場ニーズに応じた高品質良食味の売れる米づくりを進めます。

野菜、果樹、花き及び菌茸など園芸作物の生産を振興するため、生産技術の向上及び機械や設備の導入を推進します。特に、施設などを活用した周年栽培体系を確立し、水稻と園芸作物などによる複合経営の確立を図ります。

また、大豆やそばを始めとした転作作物の品質・収量の向上安定化による農家所得の向上に努めるとともに、在来作物の生産振興や消費の拡大に向けた取組みを推進します。

堆肥の供給元となる畜産を振興するために、経営規模の拡大、優良種及び機械や施設の導入、技術の向上による経営の安定化と生産の合理化を進めるとともに、担い手の確保や新規参入者も含めた後継者の育成を進めます。

農産物の流通と販売については、「安全・安心・おいしい」農産物を安定的に消費者に供給するため、市場をはじめ産直販売など多様な流通販売ルートの開拓と庄内米、メロン、だだちゃ豆（えだまめ）、温海かぶなどブランド力の高い農産物をけん引役としながら、これらに続く農産物などを幅広く発掘、育成し、「鶴岡ブランド」の確立により、販路拡大を促進します。

このようにして、地域の特性を生かした産地づくりを推進するとともに、農業者自らの前向きで多角的な取組みを助長することにより、地域農業の活性化を進めます。

さらに、地産地消の拡大や全国の消費者に向けた積極的な情報発信を進めるため、全市を一体とした産地の「顔」となるブランドイメージの形成といった産地戦略を進めます。

## ○主な施策

- ①新品種や有機栽培米、特別栽培米など消費者ニーズ、市場ニーズに応じた高品質良食味の需要に応じた売れる米づくりの生産を振興するとともに販路の拡大を図ります。
- ②米づくりの中核施設である共同乾燥調製（貯蔵）施設や無人ヘリコプターなどの共同利用施設、高性能農業機械の計画的かつ効果的な整備や再編を進めます。
- ③園芸作物、農産加工品の高品質かつ安定的な生産を図るための生産技術の向上及び機械や設備等の導入を推進します。また、地域特性を生かした畑作物や園芸作物などの産地化、ブランド化を促進するとともに、新たな地域特産物の開発及び化石燃料以外のエネルギー資源の活用など、施設園芸の高度化を進めます。

- ④転作田等における土地利用型作物については、産地交付金を活用し、平野部における大豆や麦、中山間地域におけるそばなど地域の状況に適した生産を振興するとともに、品質・収量の向上、安定化を図ります。
- ⑤豊富な在来作物の種子の維持・保存を図るとともに、在来作物の持つ個性を生かし、新たな需要を掘り起こすなど消費の拡大を進めます。
- ⑥良質な肉用牛や豚の生産拡大を図るため優良種の導入を促進するとともに、畜産農家の経営の近代化と安定化を図るため、機械や施設の導入を促進します。
- ⑦公共牧場の積極的な利用を促進するとともに、飼料自給率の向上を図り、夏山冬里方式による生産の合理化を進めます。
- ⑧農地の利用状況調査による実態把握と耕作放棄地の解消に加え、発生の未然防止策についても、農用地利用調整委員会の活用など、もう一段の対策を進めます。
- ⑨担い手への農地集積については、「人・農地プラン」を基本に、農地集積協力金など国の制度を最大限活用し、関係機関と連携を図りながら推進します。
- ⑩中山間地域等直接支払制度を活用し生産活動の維持を支援し、中山間地域における担い手の確保に努めるとともに、遊休農地の解消や土地の有効利用の促進を図るため、新規需要米の生産や産地資金による振興作物等への誘導、そばの生産振興を進めます。

### (3) 環境保全型農業の推進

#### ○施策の方向

※有機農産物や※特別栽培農産物など、化学肥料や農薬の使用を抑えた安全・安心な農産物に対する消費者ニーズに応えるため、環境に優しく質の高い食料の生産地をめざし、耕畜連携による有機性堆肥の活用をもとにした環境保全型農業を進めます。

今後は、米を中心に農薬を減らす取組みを基本とした環境に優しい農作物づくりを市全体で行うなど、環境保全型農業の取組みのすそ野を広げるとともに、環境に優しく安全安心で美味しい鶴岡産農作物のブランドイメージを高めます。

また、消費者や子どもたちが環境保全型農業を理解し、安全安心な農産物をより簡単に手に入れられる体制づくりに一層取り組むとともに、生物多様性の維持をより重視した取組みを普及・啓発します。

#### ○主な施策

- ①有機栽培や特別栽培、農薬を減らす取組みなどを全市的に推進し、有機農産物及び特別栽培農産物などの栽培面積の拡大及び販路の拡大を図ると

#### ※有機農産物

生産から消費までの過程を通じて化学肥料・農薬等の合成化学物質や生物薬剤、放射性物質、(遺伝子組換え種子及び生産物等)を全く使用せず、その地域の資源をできるだけ活用し、自然が本来有する生産力を尊重した方法で生産された農産物。

#### ※特別栽培農産物

農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、栽培期間中、節減対象農薬及び化学肥料(窒素成分)の双方を慣行の5割以下に減らして栽培された農産物。

ともに、環境にやさしい栽培技術の体系化及び一層の普及を図ります。

- ②新規参入者向けの相談体制や情報ネットワークの構築、米の収量減への補てんやメリット措置により、環境保全型農業を進める生産体制を強化します。
- ③農業者へ向けて適正な施肥管理を啓発する機会を設けるとともに、堆肥製造施設・機械の更新や機能強化の推進、堆肥散布の促進などにより、堆肥等有機性資材の活用による土づくりを進めます。
- ④環境に優しく安全安心で美味しい鶴岡産農作物の効果的なPRに努めるとともに、市の特色ある農作物認定認証活動を最大限活用し新たなブランドの展開を図ります。
- ⑤消費者を対象とした講座や小中学生を対象とした実習の開催などにより、環境保全型農業への理解促進を図るとともに、多様な生態系の維持保全につながる環境にやさしい農法の活用を推進します。

#### (4) 農業生産基盤と農山村の環境整備

##### ○施策の方向

農業生産の効率化と安定化を図るため、農業生産基盤の整備を促進します。

また、農地や森林の有する優れた景観や癒しの場としての機能を十分に発揮できるようにするとともに、農山村の住民が、安全で安心な生活、あるいは快適な生活を維持できるよう、農山村集落の防災対策・環境整備を促進します。

また、野生鳥獣の生息分布域が拡大、拡散する傾向が見られ、農作物への被害が拡大し深刻化していることから、実態の把握に努め、農業者と関係者、関係団体の連携のもとに、農作物被害を縮小させる取組みを進めます。

##### ○主な施策

- ①老朽化したかんがい排水施設の改修及び整備、ほ場の大区画化を進めるとともに、農道の改良などを計画的に進めます。また、中山間地域や海岸部などに散在する未整備地域での基盤整備を進めます。
- ②転作田の畑作物の収量の安定と品質の向上を図るため、排水対策などの水田畑地化基盤整備を進めます。
- ③地域住民の定住を図るために、優れた景観を維持・保全するとともに、近年多発している局地的豪雨による被害を防ぐため浸水・冠水対策に取り組み、安全かつ快適な暮らしを確保する農山村集落の防災対策・生活環境の整備を進める。
- ④市鳥獣被害防止計画などに基づき、農作物被害の発生源となるニホンザルやツキノワグマ等の捕獲業務を地元猟友会へ委託して実施します。

また、鶴岡市鳥獣被害防止対策協議会を運営し、猟友会による追い払い業務や被害把握、生態調査を実施します。

- ⑤野生鳥獣による農作物被害防止のため、電気柵や被害防止対策器具の購入補助、地域住民が一体となって農作物被害を主体的に防止する活動への補助を実施するほか、狩猟免許の取得支援を行います。
- ⑥野生鳥獣と人との接触を未然に防ぐために里山林縁部の間伐等を行う場合は、視界を確保するために間伐率を高くし、緩衝地帯を確保するなど、野生鳥獣の生息環境に配慮した森林施業を検討します。

## 第2節 森林資源の有効な保全と活用

### (1) 適正な森林経営と循環システムの構築

#### ○施策の方向

豊かな森林資源を市民が活用し、森林所有者も安定的に森林施業に従事できるようにするためには、森林資源が循環することが求められています。それには、木材需要に応じたスギ人工林での伐採と、その後の植林と保育が途切れることなく繰り返して行われ、木材生産が継続して行われることが必要なことから、このため、木材生産コストの低減を図りながら、市民のスギ人工林に対する関心を高め、生産された木材が、円滑に消費されるよう周知活動を進めます。

また、これまで山を守ってきた林業従事者の高齢化が進み、管理放棄された森林が増加している要因にもなっていることから、多様な林業の担い手の育成を図ります。

#### ○主な施策

- ①利用間伐の拡大や高性能林業機械の導入などにより、木材生産コストの低減を図るため、林道や作業道の路網整備を推進するとともに、災害による被害の低減につながるよう、その適切な維持管理に努めます。
- ②林業収入の確保のため、小規模林地を面的にまとめた集約化施業の実施や、低級材等のバイオマス利用を促進し、森林所有者の意欲向上を図ります。
- ③林業後継者をはじめとして多様な担い手の育成を図るとともに、森林組合の林業技術者の育成を強化し、森林所有者に対する施業指導を拡充します。
- ④将来的に森林の持つ機能を維持していくため、造林の低コスト化について検討を進めるとともに、※天然更新や※広葉樹混交林への転換など、地形

や地勢に適した森づくりを推進します。

- ⑤森林を見学する機会を設けることなどにより、市民のスギ人工林に対する関心を高め、木材の地産地消についての理解を深めてもらう取組みを推進します。特に、公共建築物については、教育効果や展示効果が大きいことから、地域材の活用を積極的に進めます。
- ⑥住宅供給、製材、素材生産の関係事業所などが相互に連携し、地元産材による地域の気候風土に合った家づくりの推進を図るとともに、木材乾燥センターの活用による地元産乾燥材をPRし、地元産材の消費を促進します。

## (2) 森林環境の保全

### ○施策の方向

森林の持つ多様な機能を市民の生活に生かす方策を研究するとともに、環境を重視した広葉樹の人工造林、スギ人工林の針広混交林化、広葉樹林化など多様な森林整備に取り組みます。また、病害虫による被害森林の拡大防止と保全対策や、森林に対する子どもたちの関心を高める森林環境学習などを拡充します。

### ○主な施策

- ①※ナラ枯れ被害対策として、※特定ナラ林の被害木調査を行い、被害木の伐倒駆除と予防活動に取り組みます。
- ②学校などと連携した自然環境学習や森づくり活動の体験学習、森林に関する各種学習会などの機会を提供し、子どもから大人まで森づくり・森林環境保全意識の醸成を図ります。
- ③海岸砂防林の松くい虫などの病害虫防除対策や、外来種であるニセアカシアの伐倒駆除を推進するとともに、地域住民の参加による保育活動などに取り組み、健全で公益的機能の高い松林を維持、保全します。

## (3) 地域資源としての森林の利活用

### ○施策の方向

森林の恵みを利活用できる環境をつくるため、里山の広葉樹林地から奥山の天然林に至る多様な森林について、その林相や地域の特色を生かした森林の整備を推進します。また、市民が、気軽に、親しみを持って森林に接していけるように、森林の多面的な機能と日常生活との関わりについての理解を促すとともに、森林を活用した市民の交流の取組みを進めます。

#### ※天然更新

森林の伐採後に植栽を行わず、自然に落下した種子から樹木を育成させることで再生を図る方法。

#### ※広葉樹混交林

針葉樹と広葉樹が混在している林のことで、湛水などの多面的機能や鳥獣の生息数が高いといわれている。

#### ※ナラ枯れ

ミズナラ、コナラ、ブナなどがカシノナガキイムシという体長5mm程の昆虫が運ぶナラ菌（カビの1種）により、集団で枯れること。

#### ※特定ナラ林

特に公共性が高く継続的になら類を保全してゆく森林で、県が指定するもの。鶴岡市ではケヤキの森、熊野長峰、温海岳、生き生きべんとう村が指定されている。

○主な施策

- ①森林浴や森林散策、健康づくり活動などにより、森林に親しみ、心安らげる空間としての活用を進めるため、遊歩道や案内板、標識など森林内の利用施設の整備を行うとともに、多様な森林形態を有する本市の特徴を生かした、新たな森林空間の整備についても推進します。
- ②森林や木を活用したイベントや森林浴、森林散策などの情報を収集、発信し、市民の森林に親しむ機会の拡充を図るとともに、山村地域における市民との交流や健康づくりなどの面で有望な地域資源を活用したプログラムを開発します。
- ③中山間地域の重要な資源となっている山菜やきのこ類などの※特用林産物について、間伐などの森林整備と結びつけた生産の拡大や低コスト化、付加価値を高めた販売方法などにより生産の振興を図ります。

(4) 森林バイオマスの利活用

○施策の方向

森林資源の有効活用を図るとともに、地球温暖化の防止に資するため、間伐材や林地残材、剪定枝、製材屑などの未利用の木質資源をエネルギー源として活用するなど、森林バイオマスの有効活用を図るとともに、森林資源を活用することで森林の保全や林業振興を図ります。

○主な施策

- ①※木質バイオマス発電、木質ペレット・薪などの熱源利用の拡大を図るとともに、森林資源の活用を、森林の保全や林業振興に結び付けます。

第3節 安定した水産業の振興

(1) 安定した漁業経営の推進

○施策の方向

水産物は、昔から重要な「食」の要素として、地域独自の文化と社会生活に深い関りを持ち続けてきました。また、水産業は、水産物の安定供給とともに、豊かで安心できる生活の基盤を支える役割を果たしており、水産業の健全な発展を図ることが重要となっています。このため、将来にわたって水産資源の確保を図るとともに、魚価向上の取組みを推進し、漁業収入の増収により、安定した漁業経営の確立を図ります。

※特用林産物

食用のきのこ、樹実類、山菜類などや非食用のうるし、木ろうなどの伝統的工芸品原材料及び竹材、桐材、木炭など森林原野を起源とする生産物のうち一般の木材を除くものの総称

※木質バイオマス

丸太、間伐材、林地残材、剪定枝、チップ、製材屑など、及びこれらから作られる材木、薪、炭、ペレットなどの製品を示す森林バイオマスに、廃材などの木質素材を加えたもの。

## ○主な施策

- ①市管理漁港整備計画に基づき市管理漁港の改修を計画的に進めるとともに、港内航行と荷揚げ作業等の安全性の向上を図るため、適正な維持管理を行います。
- ②将来にわたり水産資源の安定確保を図るため、イワガキ増殖施設の設置や藻場の保全活動、アワビ・トラフグ・ヒラメなどの種苗放流事業を積極的に推進します。
- ③高値で取引されるイワガキや寒ダラのように、他産地との差別化を図る取組みにより、鶴岡産水産物のブランド化を進めます。
- ④安全安心な水産物を提供するため、貝類による食中毒防止のためのモニタリング検査などの取組みを進めます。
- ⑤県や県漁協、「庄内浜文化伝道師」などと連携した、料理教室の開催や、海の産直カーによる内陸部での移動販売などにより、地産地消の取組みと鶴岡産水産物の消費拡大を図ります。
- ⑥燃油価格の高騰などの経済情勢や、大型クラゲの来遊や※磯やけなどの海洋環境の変化による、水産業への影響を緩和するための方策について、漁業者、関係機関と協調し対応を図ります。
- ⑦本市の河川流域にあるふ化施設や中間育成施設を活用し、内水面関係者と協働のもと、増殖事業と放流事業を継続して展開し、水産資源の安定確保を図ります。
- ⑧豊かな海づくりを目指すため、水産資源の保護・管理や海・湖沼の環境保全の大切さについて、広く周知を図ります。

## (2) 漁業の担い手の確保

### ○施策の方向

漁業者の減少と高齢化が進んでいるなかで、将来にわたり安定して水産物を供給していくには、担い手の確保や育成を図るとともに、漁業者の円滑な世代交代を推進していくことが必要です。このため、現漁業者の後継者育成を基本にしながら、都市部や他産業からの新規就業者の受入れの検討などにより、新たな漁業の担い手の確保を図ります。

また、漁業者、県漁協、行政組織で構成される「山形県漁業就業者確保育成協議会」において、漁業研修制度や独立時の負担軽減策などを検討するとともに、構成員が各々の立場で施策を実施することで、担い手の確保・育成を図ります。

### ※磯やけ

ある沿岸海域に生息する海草の多くが死滅し、それに伴って水棲生物が減少し、漁業に大きな打撃を与える現象。



### ○主な施策

- ①県や県漁協、指導的立場にある漁業者と連携した短期・長期研修制度の充実や漁船、漁具等の購入経費への補助制度の継続、また関係機関への制度資金の拡充の要請など一人乗り漁船漁業への独立を支援します。
- ②中学生や高校生の漁業に対する就業動機を高めるための漁業体験事業を実施します。

## 第4節 農山漁村の地域づくりと交流人口の拡大

### (1) 多様な主体の参画による農山漁村づくり

#### ○施策の方向

農山漁村地域では、人口の減少、高齢化や混住化が進んでいることから、農林漁業者のみならず幅広い地域や集落の住民の協力のもと、農林水産業の振興や地域の活性化に向けた話し合い活動を推進するとともに、実践的な取り組み活動を推進、助長し、発展の成果が地域に還元される仕組みづくりにより、農林水産業の維持発展と農山漁村地域の活性化を図ります。

#### ○主な施策

- ①農林漁業者を核とし、自治組織や生産組織、高齢者や女性並びに若者の組織など、多様な主体の参画による地域住民の自主的な組織づくりを進めます。
- ②地域づくりの組織化や実践的取り組み活動を推進するため、専門家の派遣や農協などの関係機関や関係団体で構成するサポート体制を拡充します。
- ③農林水産資源を活用した新たな産業の展開や都市と農山漁村との交流を推進するため、地域リーダーとなる人材の育成と情報発信に努めます。
- ④農地や農業用水などの保全管理活動への多様な主体の参画を通じて、適切な保全管理を図るとともに、コミュニティ機能の維持や再生を図ります。
- ⑤地域住民やボランティア、漁業者、企業など市民参加による「魚の森づくり」や「広葉樹の森づくり」などの森づくり活動や森林保全活動を推進するとともに、森林施業の見学や体験実習を実施するなど、森林の多面的機能を生かした交流の拡大に努めます。
- ⑥漁村地域に水産加工品の製造や水産物直売など新たな雇用の場を創出し、地域経済の活性化を図るとともに産業の振興による地域づくりを進めます。
- ⑦森林文化都市の実現に向けて、森林の資源を活用した活動の拠点となるフィールドを整備します。

## (2) 交流人口の拡大による地域の活性化

### ○施策の方向

広大で豊かな森林、水田、畑、樹園地と砂丘畑などの農地、雄大な日本海、温泉、農山漁村文化と伝統など本市の農山漁村が有する豊富な資源を有機的につなげ、本市のイメージアップを図ります。また、安全・安心な農産物生産の取組みなどの情報発信を積極的に行うことにより、交流人口を拡大し地域の活性化を図ります。

### ○主な施策

- ①農山漁村が有する優れた地域資源を掘り起こして※データベース化し、情報の発信や鶴岡らしい特徴ある※グリーン・ブルーツーリズム、また、これらを統合したルーラルツーリズムとして「鶴岡ツーリズム」の開発を進めます。
- ②友好都市や親交のある首都圏の地区との交流の促進など、都市と農山漁村との交流を通じて本市の農林水産業への「応援団づくり」を進め、農林水産物の販路の拡大を促進します。
- ③森林や木を活用したイベント情報、森林浴や森林散策などに関する情報の集積と発信、旬の魚介を活用したイベントの開催や水産物直売施設の整備、漁業体験や水族館、海洋研究施設での研修や農山村集落の生活体験などを組み合わせた体験プログラムを拡充し、森林や山村、漁村の持つ魅力を高め、交流人口の拡大を図ります。
- ④子どもたちの農林水産業や農山漁村体験の受入体制を確立するとともに、中学生や高校生の教育旅行については、温泉旅館や公共宿泊施設、宿坊民宿なども活用するなど、受入側に過度な負担が生じないような仕組みづくりを進めます。
- ⑤田舎暮らしを求める都市住民のニーズに応えるため、短期滞在型、長期滞在型、定住型などの※交流居住を進めます。

#### ※データベース

相互に関連する各種データを蓄積したもの。特に、コンピューターを使ってデータの検索、多目的利用が可能なもの。

#### ※グリーン・ブルー・ルーラルツーリズム

農山漁村にゆったりと滞在し、農林漁業の体験や、その地域の自然・文化にふれ、地元の人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。農場で休暇を過ごすものをグリーン・ツーリズムと呼び、漁村に滞在する場合はブルー・ツーリズムと呼ばれる。ルーラル(rural)は田舎、田園に関するさまと訳され、ルーラルツーリズムは農山漁村地域での滞在型余暇活動全般を指す。

#### ※交流居住

都市住民が都市と田舎に滞在拠点を持ち、双方を仕事や余暇で使い分け、地元の方達との交流を楽しみながら生活をする新しい生活志向、生活様式。

## 第5節 農林水産業の6次産業化の促進

### (1) 農林水産業の6次産業化の支援

#### ○施策の方向

「食の宝庫」を標榜する本市にとって、恵まれた農林水産物を活用した6次産業化の取組みは魅力的な分野であることから、その取組段階に応じた支援の充実により、農林水産業の6次産業化を推進します。

また、6次産業化にあたっての複雑かつ多様な課題の解決のため、農・商・工・観が情報共有を行うなど連携強化を図ります。

#### ○主な施策

- ①先進的で創意工夫を凝らした6次産業化の取組みに対して支援するとともに、相談窓口の常設や研修会の開催、※アグリメールの活用など6次産業化に取り組みやすい環境づくりを進めます。
- ②生産者と製造業者とのマッチング相談会の開催などにより、異業種間の連携を推進します。また、定期的に関係部署による庁内会議を開催し、情報共有と関連事業の連携を図ります。
- ③農林水産物の受注窓口の一本化に向けたシステムモデルの構築をはじめ、首都圏など域外への販路拡大の取組みや、地元保育園や福祉施設、旅館などへの流通の仕組みづくりを進めます。

### (2) 新たな生産加工技術・流通に関する研究開発の推進

#### ○施策の方向

本市の農林水産物の付加価値を高め、有利な販売に結びつけるため、地元高等教育機関や県立の試験研究機関、食品製造業などとの連携や協力体制を強化するとともに、新たな農林水産加工品の開発及び流通販売システムの改善などの研究開発を進めます。

#### ○主な施策

- ①高等教育機関などとの連携・協力体制の充実を図りながら、だだちゃ豆の食味成分比較検証調査や、カキ殻を活用した庄内柿の大玉生産に向けた栽培技術の研究などを進めます。
- ②安価な魚介など従来市場ルートに乗らなかった魚介を活用した水産加工品の開発を進めます。
- ③首都圏への活魚出荷など新たな流通販売ルートを開拓します。

#### ※アグリメール

農業者向けの補助事業の募集や研修会・セミナーの案内、注意喚起情報など、市の農業施策や国・県から提供される各種情報等を、本誌独自で携帯メールなどで配信する伝達方法。

### (3) 地産地消の推進

#### ○施策の方向

少量の農産物でも出荷しやすい環境を整え、地元農産物の流通拡大を図ります。

また、「鶴岡市食育・地産地消推進計画」に基づき、学校給食における地元産野菜・魚介類の利用率向上を図るとともに、食生活を通じて市民の本市農林水産業に対する理解を深め、地元産食材の利用率向上を図ります。

#### ○主な施策

- ①小規模農家や高齢農家等の身近な出荷先である産直施設を対象として研修会を開催するなど、少量の農産物であっても農家が出荷しやすい環境づくりを進めます。
- ②地場産野菜導入に係る協定や給食用米の価格差補てんなど、生産者が給食食材としての地元野菜を提供しやすい環境を整えるとともに、米飯学校給食を推進します。
- ③学校給食などでの地産地消を進めるため、魚介類を活用した食材の開発を行います。
- ④学校に生産者を招いて給食会を開催するなど、児童生徒や親子を対象とした食育事業を実施し、本市の農林水産業と農林水産物への理解を促進します。

## 第5章

地域に根ざす産業を守り育てるとともに、これからの 時代をひらく新しい産業を振興し、それぞれの地域をいっそう元気にします

### 第1節 雇用の促進とはたらく力を高める人づくり

#### (1) 若年層の職業意識・能力形成と地元就職の促進

##### ○施策の方向

若年層が早い段階から働くことの意義について認識を深め、職業意識と能力や知識を形成できるよう支援することにより、新卒者の職場定着を図るとともに、若年求職者の就職支援に努めます。また、若年層や早期離職者の地元企業就職を促進する取組みを促進するとともに、Uターン希望者に対する情報提供機能の強化を図ります。

##### ○主な施策

- ①雇用対策協議会、ハローワーク（公共職業安定所）との連携による地元企業就職に資する情報提供や指導機能を充実します。
- ②教育機関、企業、商工団体などとの協力により、子どもの就業体験や職場体験の機会を拡大し、また長期※インターンシップを推進します。
- ③若年者を対象とした無料職業紹介所を開設し、早期離職者など就職に困難を抱えた若年求職者の就職を支援します。
- ④山形県Uターン情報センターなど関係機関と連携し、本市のUターン受入企業などの情報発信を強化します。

#### (2) 就業構造の変化に対応したキャリア形成と就業機会の創出

##### ○施策の方向

企業が社員に求める能力の高度化や就業構造の変化に対応するため、自己の適性や職業能力の的確な把握と職業能力の向上を支援します。また、長寿化に伴う職業生活期間の延長、価値観の変化、生活の様式や志向の変化等に対応し、生きがいや社会参加の視点からも就業の場の創造と育成を図ります。

##### ※インターンシップ

学生が企業で一定期間企業活動について体験する制度。

○主な施策

- ①庄内地域産業振興センターを核とした研修及び訓練を拡充します。
- ②企業の人材育成や個々人の※スキルアップに資する情報提供やアドバイス機能等を拡充します。
- ③職業訓練機関等との連携により、幅広い職種での人材育成を図ります。

(3) 先進的な事業活動を支える人材の育成

○施策の方向

産学連携に基づく独創的な研究開発や技術創造をなす中核的な人材、技術の具体化や製品化の過程を実務面で支え、また生産性や品質向上をめざして自ら工夫する技術者等を育成し、企業の自立的な事業展開を促進します。

○主な施策

- ①高等教育、研究機関での研修や共同研究等を促進します。
- ②高等教育機関等による社会人のための※リカレント教育を拡充します。

第2節 地域の強みを生かした地力ある産業の振興

(1) 競争力のある企業の集積

○施策の方向

本市の特徴的な製造業である電子、電機、機械、輸送といった加工組立型産業と独自の技術や付加価値の高い製品等を持つ企画開発型企業の集積を促進します。

また、慶應先端研の研究成果等を核として、次代を担う新規、成長分野であるバイオに関する研究機関や企業を集積し、新しい産業の振興を図ります。

○主な施策

- ①※企業立地促進法に基づく新たな企業の立地促進と既に地域に根ざした企業の事業拡張や競争力を強化しやすい環境づくりを進めます。
- ②高等教育研究機関が持つ研究成果や新技術の産学連携、企業間連携に基づく事業化を推進するとともに、※ベンチャー企業の創出と育成を図ります。
- ③庄内地域産業振興センターを核とした企業間交流や異業種間交流、産業人材育成等の企業活動のサポート機能を拡充します。

※スキルアップ

訓練して技術、技能を身に付けること。

※リカレント教育

社会人の再教育。社会に出た人が自己実現や職業能力の開発などに必要な知識、技術、教養を身に付けるため再び受ける教育のこと。

※企業立地促進法

地域経済の基盤を強化するため国が地域の企業立地促進等を支援する法律で立地企業について税の減免などの優遇措置がある。平成20年に庄内地域の基本計画が採択された。

※ベンチャー企業

新技術や高度な知識を軸に、大企業では実施しにくい創造的、革新的な新規事業に挑戦する中小企業。

- ④高等教育研究機関の研究成果をもとに、医薬、食品、環境などバイオに関する研究機関や企業が集積するクラスターを形成するとともに、その受け皿となる鶴岡バイオサイエンスパークを整備します。

## (2) 伝統産業の再構築と地場産業の振興

### ○施策の方向

先人より受け継いだ製品づくりを未来にも継承しつつ、時代が求めるデザイン、機能、用途などを加えて、伝統的な製造業の高付加価値化に取り組むことにより、伝統産業の再構築と地場産業の振興を促進します。

### ○主な施策

- ①農商工観連携、産学連携等の多様な連携により消費者ニーズに対応した製品の開発とそれらの販路の拡大を促進します。
- ②事業者が自主的かつ意欲的に行う新商品や新サービスの開発、市場化の取組みに対して、※地域資源活用促進法等による支援を拡充します。
- ③本市の近代化の礎となった絹織産業を生かした新たな鶴岡シルク関連産業や国の伝統工芸品に認定されている羽越しな布をはじめとする伝統的な産業の活性化を推進します。
- ④地域の食文化を観光、飲食業、農林水産業、食品製造業等の産業振興や学術振興に生かすため、広く市民・事業者と連携して各種の推進事業を実施するとともに、ユネスコ創造都市ネットワークへの加盟をはじめとした国内外との交流を推進します。

### ※地域資源活用促進法

各地域の「強み」である産地の技術、地域の農林水産品、観光資源等の地域資源を活用して新商品の開発等を行う中小企業を支援する法律。

## 第3節 まちの賑わいを創る産業の振興

### (1) 地域に根ざした魅力ある個店・商店街づくり

#### ○施策の方向

地元商店街や商店が買物機能としてだけでなくコミュニティの場としての役割が期待されるなか、地域に根ざした付加価値づくりや担い手の育成を図り、地域住民等のニーズに対応した安定的かつ持続可能な店づくりと商店街づくりを推進します。

#### ○主な施策

- ①地域ニーズに対応した事業承継や新規創業に取り組む人材を育成します。
- ②商工会等関係団体との連携による地元消費の喚起や地域特性を生かした

意欲ある取組みを推進します。

## (2) 多様な交流による中心商店街の活性化

### ○施策の方向

中心商店街それぞれの特性を生かしながら、※中心市街地活性化基本方針に基づき、まちづくりと一体となった取組みを推進し、「住」「職」「遊」「学」「観光」の観点からの商店街の高付加価値化を図るとともに、まちなかにおける多様な交流や活動が行われ、歴史と伝統を継承しつつ新たな文化を創造する場としての商店街づくりを進めます。また、商店街自体の活動の活性化や魅力ある個店の集積による持続性のある商店街の形成を図り、来街者にとって歩いて楽しい商店街づくりを進めます。

### ○主な施策

- ①中心商店街を構成する店舗個々の特性やオリジナリティを生かした店づくりを促進するとともに、意欲ある事業者の出店を促す環境づくりを推進します。
- ②中心商店街への伝統産業や食材など地域資源を生かした店舗や工房型店舗の誘導を図り、職人技や地場産品に触れられる魅力ある商店街づくりを進めます。
- ③活力ある中心商店街をめざし、市民が交流する魅力あるまちづくりを進める鶴岡商工会議所のTMO事業の取組みを支援します。

## (3) 新たなニーズに対応したサービス産業の振興

### ○施策の方向

経済のサービス化、ソフト化が進展するなか、工業団地に立地する企業等のニーズに対応した、企業活動を支援する対事業所サービス機能や、市民の福祉や教育等のニーズに対応した対人サービス機能の集積を進めるとともに、新たなビジネスの創出と育成を図ります。

### ○主な施策

- ①デザイン、印刷、コンサルティング業務、ITソフト関連など、多様な企業活動を支援する対事業所サービス機能の充実を図ります。
- ②福祉や教育など市民生活を支援する対人サービス機能の充実を図ります。
- ③地域資源を生かしながら地域課題への対応について「ビジネス」の手法で取り組むコミュニティビジネスの創出と育成を図ります。

### ※中心市街地活性化基本方針

中心市街地活性化法及び国の基本方針に基づき、多彩な都市機能がコンパクトに集積した賑わいのあるまちを実現するため、中心市街地の活性化に関する施策や実施事業を定めたもの。鶴岡市では「住み、暮らし、活動する場」としての中心市街地づくりを目指している。



## 第4節 鶴岡ならではの観光の振興

### (1) 多様な観光ニーズを踏まえた誘客の促進

#### ○施策の方向

観光の振興は、交流人口の拡大による地域活性化に大きな役割を果たす一方、観光に対するニーズは、団体型旅行から、個人、家族、小グループ型旅行への移行、旅行の目的、ルート等の多様化といった旅行形態の変化が見られるため、その変化を踏まえつつ、本市特有の歴史、文化特性や自然環境など豊富な観光資源を活用、整備しながら、「テーマ観光」や「体験型観光」を一層充実していくとともに、市域を越えた広域観光を充実、強化します。

#### ○主な施策

- ①本市ならではの歴史的な施設、六十里越街道に代表される古道、地域で大切に継承されている数多くの伝統文化や伝統芸能など、個々の資源の磨き上げやサービスの向上を行い、観光資源としての更なる活用や再構築を図ります。
- ②「食」「文化」「健康」といった要素や、磐梯朝日国立公園、日本海などの豊かな自然を活用した「※トレッキング」「登山」「溪流釣り・磯釣り」など、本市の観光資源や地域特性を活用したテーマ観光を推進します。
- ③体験型観光メニューの充実や創出を図り、体験メニューと既存の観光資源との組合せなどにより一層の観光誘客を推進します。
- ④農林水産業・商工業分野と連携し、鶴岡の食の積極的な紹介や提供、グリーン・ブルーツーリズムの展開など、地域の強みを発揮した観光需要の取込みを図ります。
- ⑤高速交通ネットワークの充実にあわせ、国の「※広域観光連携圏域」の認定の動きも視野に入れつつ、日本海きらきら羽越観光圏の圏域自治体と一体となって、滞在日数の増加に結びつくよう積極的に広域観光を推進します。
- ⑥本市の観光資源のPRとリピーターにつながる誘客を促進するため、旅行代理店とのネットワークの強化を図り、早期の情報提供や旅行ニーズを把握するとともに、スマートフォンに対応した食文化サイトの開設や、旅行情報誌、映画の活用など、効果的な情報発信を推進します。
- ⑦外国人観光客の誘客に向け、北東・東南アジア地域を主な対象として、山形県国際観光推進協議会や隣県と一体となった取組みにより、出羽三山や黒川能など本市が誇る観光資源を積極的に宣伝します。
- ⑧老朽化している観光施設等の改築整備を図るとともに、関係機関や関係団体等と連携しながら、鶴岡公園周辺などにおいて城下町として培われてき

#### ※トレッキング

健康やレクリエーションのための山歩き。

#### ※広域観光連携圏域

庄内地域の観光圏よりもさらに広い領域で、県境を越えて、あるテーマ性などを持って回ることでできる広域観光ルートのこと。例えば羽越線エリアの新潟～秋田の日本海側などが想定される。

た歴史や文化的特性を踏まえた観光エリアの充実、整備を推進します。

⑨祭りや各種誘客イベント等について、伝統の保持に加え、新たな魅力付け等により誘客の促進を図るとともに、若い世代も加えながら推進体制の充実を図ります。

⑩リニューアルした加茂水族館「クラゲドリーム館」を、クラゲをはじめとする海洋生物に直接親しむことができる貴重な学習・展示施設として、さらには鶴岡ならではの魅力を発信する観光拠点施設として活用し、交流人口の拡大を推進します。

## (2) 温泉地や宿坊街の魅力の向上と賑わい創出

### ○施策の方向

温泉地や宿坊街の魅力の向上と賑わいの創出に向け、個々の宿泊施設の充実やサービス向上だけに止まらず、それぞれが有する地域の自然、歴史、文化的環境を生かし、通りの整備や良好な景観の形成などといったハード事業と地域資源を活用したソフト事業を推進し、散策などが楽しめるように、当該エリア全体の魅力アップを図ります。

### ○主な施策

①温泉街全体としての魅力の向上、賑わいの創出、滞在時間の拡大に向けて、ハードとソフト両面から各温泉地の環境や特性を活用した取組みを積極的に推進していくとともに、温泉地と一体となって、クオリティの高いおもてなしの取組みを展開するほか、地域にある多様な食材を観光振興に生かす仕組みづくり、温泉街歩きガイドの提供など新たな魅力付けや付加サービスの実施に取り組みます。

②出羽三山地域における受入環境の充実を図るため、手向宿坊街を本市の貴重な誘客資源として捉え、出羽三山信仰の歴史や伝統に配慮しながら景観整備を進めるとともに、宿坊街を活用した体験交流メニューの創出など新たな誘客受入体制を整備します。

③温泉地や宿坊街における街全体の魅力アップを図るため、当該地の観光推進組織だけに止まらず、商店主や住民に専門家や有識者も加え、継続的で組織的な「街づくり」の検討、実践の取組みを進めます。

## (3) 観光客受け入れ環境の充実

### ○施策の方向

観光客の移動手段として、駅や空港などからの公共交通だけに止まらず、点在する観光資源を結ぶ2次交通の充実を図るとともに、観光案内看板の設置をはじめ、観光ガイドや観光案内所、さらには市民による「もてなしの心」

などの醸成を図り、受け入れ環境の一層の充実を図ります。

#### ○主な施策

- ①市内の観光循環バスや駅からの定額観光タクシーなどの利用促進とともにレンタカーを活用した旅行商品の支援など、2次交通の一層の充実を図ります。
- ②団体観光から個人や小グループ旅行へ変化した観光動向に対応するため、観光案内、情報提供機能の一層の充実を図るとともに、観光ガイドや、観光レンタサイクル、観光共通券などソフト面での観光客受入体制の充実や新たな仕組みづくりを推進します。
- ③中心市街地活性化基本方針などのまちづくりと連携し、観光情報プラザ（仮称）などのハード面からも、歩いて楽しい観光の街づくりを推進します。
- ④山形DCを契機に企業や団体、自治会などが取り組むおもてなし活動を継続し、さらに広く市民に広がるよう支援するとともに、本市の歴史と文化や地域資源について理解を深め自らの地域に誇りを持つことを通じて、観光客や来訪者が再び訪れたいくなるような、鶴岡らしい「気遣いや思いやり、もてなしの心」の醸成に努めます。
- ⑤増加しつつある外国人観光客向けに、観光案内説明板などの多言語化を図っていくとともに、外国語版の観光パンフレット作成や通訳ガイドボランティアの育成を進めます。

### （４）観光推進組織の強化と人材の育成

#### ○施策の方向

観光振興においては、民間の果たす役割は極めて重要であり、現在、鶴岡市観光連盟など様々な観光推進組織が活動を展開していますが、その機能強化を進めていくとともに、観光に関わる団体との連携や人材の育成、※コミュニティサイトによる人材ネットなどの構築を図ります。

#### ○主な施策

- ①鶴岡市観光連盟の体制の強化を図り、会員相互の情報共有に努めるとともに、市全体の情報発信や誘客活動、コーディネート機能などを強化し、また、各地域観光協会についても、行政とのパートナーシップの構築の観点から連携、協力を図り、自発的な取り組みや活動を支援します。
- ②地域の活性化や観光振興の担い手となっている団体が、観光施設の運営などをはじめとした、観光誘客事業の取り組みを支援するとともに、地域の歴史や文化などに関する学習会の開催や誇りの醸成などを通じて、新たな人材の育成を図ります。

#### ※コミュニティサイト

例えば「出羽三山」に詳しい人たちが集まるインターネット上のファンクラブといった、関心や興味を共有する人々が集まる情報交換などのコミュニケーションを中心としたサイト（情報や文書が公開されているネット上の場所）のこと。

- ③鶴岡の観光のファンが集まるコミュニティサイトを構築し、広範な情報発信などとあわせ、全国的な人材ネットワークづくりを進めます。

## (5) 特産品の育成と物産展の充実

### ○施策の方向

既存の特産品に加え、農林水産分野や商工分野などにおいて、新たな地域特産品が製品化されており、これらの特産品を観光PRのため積極的に活用していきます。また、物産展については、販路拡大や物産販売だけに止まらず、観光誘客と一体となった取組みを進めます。

### ○主な施策

- ①地域固有の資源である「だだちゃ豆」や「しな織」をはじめ、食文化、伝統工芸品や民芸品、さらには地域資源を生かした新たな地域特産品などについて、観光誘客素材として県内外において積極的に宣伝し活用します。
- ②伝統工芸品や民芸品に携わる人材の育成について、関係団体と連携しながら推進します。
- ③県等が主催する物産展や都市交流地域での物産展などを通じて、物産業者による販路拡大や販売額の増加を促すとともに、観光PRや本市への観光誘客と一体的な取組みを推進します。

## 第6章

# 地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します

### 第1節 快適な都市環境の形成

#### (1) 快適な市街地と集落の基盤形成

##### ○施策の方向

市街地の無秩序な拡大を抑制するとともに、既成市街地や既存集落の土地の有効利用に留意しながら、人口規模に応じたコンパクトな市街地を形成するとともに、地域の特性に配慮した快適な生活環境の整備を進め、美しい田園や丘陵、海岸と調和した持続可能な活力ある市街地や集落の形成を図ります。

##### ○主な施策

- ①都市計画マスタープランの見直しを進めるとともに、コンパクトで持続可能な市街地の形成を図っていくため都市再興基本計画を策定します。
- ②※都市計画区域内の既成市街地や既存集落では、※区域区分に基づきその地域の特性に配慮した土地利用の誘導を図り、個性豊かな維持、発展を支えます。
- ③地域経済を支える新たな土地利用については、既存ストックの活用を図るとともに、計画的な開発による都市基盤整備を進めます。
- ④地区の特性にふさわしい良質な生活環境の維持・創造を促進するため、※地区計画制度などによるまちづくり計画の活用を図ります。
- ⑤鶴岡市街地北部の市街化区域内大規模未利用地となっている茅原地区については、土地区画整理事業により計画的に市街地形成を図ります。

#### (2) 歴史や伝統・文化を大切にしたい誇りの持てる地域づくり

##### ○施策の方向

地域の核となる区域を生活や文化などの地域活動の拠点として位置付け、地域が持つ歴史や伝統と文化を大切に維持、発展させ、そこに住む人が誇りを持って住み続けられる地域づくりを推進するとともに、※歴史的風致維持向上計画に基づき現代にいきづく魅力ある地域の形成を図り、活性化と交流人口の拡大を促進します。

##### ※都市計画区域

自然的・社会的条件、人口、土地利用、交通量などの現況や推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備や開発を行ったり、又は現状を保全したりするため、都市計画法、その他の法令の規制を受けるべき土地として指定した区域。

##### ※区域区分

都市計画区域を開発できる区域と、原則開発ができない区域に区分する制度で、開発できる区域を市街化区域といい、開発できない区域を市街化調整区域という。市街化区域では、市街地を計画的に整備・改善する一方、市街化調整区域では、開発行為を抑制し農村環境や自然環境を保全する。

##### ※地区計画制度

都市計画法は都市全体、建築基準法は敷地単位で建築を規制することによって、まちづくりに関する制限・規制等を行っており、地区計画はより良い環境を持つまちづくりのために、これより踏み込んだ制限等を定め、ゆとりや安らぎのある市街地の創出を目指した制度。

##### ※歴史的風致維持向上計画

地域における固有の歴史的な建造物およびその周辺と人々の営みが一体となった「歴史的風致」の維持、向上を図り、これ生かしたまちづくりを進めていく計画。

#### ○主な施策

- ①歴史的風致維持向上計画事業の促進を図るとともに、歴史的風致形成建造物の指定、活用を行うなど歴史的建造物や伝統的な人々の営みをいかしたまちづくり、地域づくりを進めます。
- ②地域の個性、創意工夫を源泉に、住民と行政が協働してまちづくりを進めます。

### (3) 地域の特性を生かした景観形成

#### ○施策の方向

これまで引き継がれてきた良好な景観を保全し、次代に継承するため、景観計画に基づき、自然や農地、歴史的建造物などそれぞれの地域の豊かな特性を生かした景観形成とまちづくりを推進します。

#### ○主な施策

- ①大規模な建築物、工作物の建築行為は届出を義務付け、良好な景観を損なうものの立地を規制します。
- ②歴史的風致維持向上計画に位置づけられた重点区域など景観上重要な地区として保全されてきた区域は景観計画に位置付け、建築物や工作物のほか土地利用についてもきめ細やかな規制や誘導を行います。
- ③美しい田園風景や山々の眺望景観を保全するため、建築物の高さの規制や誘導を図ります。
- ④景観を活かしたまちづくりを進めていくための地域ごとのガイドライン作成を進めます。

### (4) 賑わいある中心市街地の形成

#### ○施策の方向

都市機能の集積やまちなか居住の誘導を図り、地域の特性に合わせたまちづくりを推進し、「住み、暮らし、活動する場としての魅力ある中心市街地」の形成とその充実を図ります。

#### ○主な施策

- ①市民の快適性、利便性の向上と中心市街地の活性化のために、都市機能の集積と民間事業などによる立地誘導を図ります。
- ②交通結節点である鶴岡駅前地区では、その立地条件を生かした民間事業による土地・施設の活用を促進します。

- ③密集住宅地の狭小宅地・狭あい道路の改良を伴う区画再編事業を支援するとともに、中心部への若年世帯のまちなか居住回帰の誘導を図ります。
- ④先端的な要素と伝統的な要素が共存する鶴岡公園周辺では、互いの魅力が調和したまちづくりを推進するとともに、内川周辺を中心商店街につながるエリアとしてまちづくりを進めます。
- ⑤小路を活用するなど個性ある歩行者交通ネットワークとまちの賑わい創出とが連携した誰もが楽しく「歩いて暮らせるまちづくり」を推進します。
- ⑥市民と協働でまちづくりを進めるため、目標や関連する情報を市民と行政の間で共有するとともに、担い手の育成を図るなど市民のまちづくり活動を支援します。

## (5) 多様で複合的な公園・緑地の整備・保全

### ○施策の方向

レクリエーションの場、憩いの空間である公園、緑地の整備と保全を市民と協働しながら推進し、緑のネットワーク形成と市民生活の豊かさの向上、防災機能の強化を図ります。

### ○主な施策

- ①スポーツやレクリエーション、文化活動など、市民の活動を支えることにも配慮し、地域の特性を生かした公園、緑地、広場の整備を進めます。
- ②地域との協調・協力による公園・緑地などの整備と維持保全を進めます。
- ③誰もが安全で安心して利用できる公園、緑地などの保全と施設設備の維持更新を計画的に進め、長寿命化と経費の節減を図ります。
- ④鶴岡公園の桜など市民に親しまれている樹木の保護と計画的更新を進めます。
- ⑤公園、緑地、広場などの整備にあたっては、※ユニバーサルデザインと防災機能の拡充に配慮します。

### ※ユニバーサルデザイン

障害のある人の利便さ使いやすさという視点ではなく、障害の有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザイン。

## 第2節 交流・連携の推進と基盤の整備

### (1) 東北日本海沿岸地域等との連携と交流の推進

#### ○施策の方向

歴史的、文化的につながりの深い新潟から秋田にかけての日本海沿岸地域の各県、各都市との間で、経済や文化、学術研究、観光、防災などにおいて、地域の特性を生かしながら、相互の機能分担や連携の強化を推進することにより地域の振興を図るとともに、環日本海地域との交流を促進します。

#### ○主な施策

- ①連携の基盤となる高速交通ネットワークの整備など日本海沿岸地域共通の課題について、その実現に向けて協力して取り組みます。
- ②東北日本海沿岸地域などの自治体との自然、歴史、文化資源を活用した観光振興や産業の高度化など、地域連携、相互協力を推進します。
- ③東日本海を取り巻く韓国や中国、ロシアを視野に入れた環日本海交流を推進します。

### (2) 高速交通ネットワークの充実

#### ○施策の方向

首都圏や関西圏といった大都市圏をはじめ、日本海国土軸を一体的に構成する新潟などの日本海沿岸地域や仙台圏といった近隣地域、また環日本海沿岸諸国など海外との連携において、交流の活発化、物流の効率化を促進させる社会基盤である高速交通ネットワークの充実を推進します。

#### ○主な施策

- ①高速道路は、早期開通が望まれる日本海沿岸東北自動車道の新潟県境区間の事業を促進するとともに、山形自動車道の月山道路部分の整備を促進し、全国的高速道路網につながるネットワーク機能の充実を図ります。
- ②日本海沿岸東北自動車道新潟県境区間の開通にあわせ、「あつみ温泉 I C」「鼠ヶ関 I C (仮称)」の周辺整備について検討を進め、その整備計画を策定します。
- ③庄内空港に関しては、東京線の増便や運航ダイヤの改善など、利用しやすい環境づくりに努めるとともに、大阪線の復便など、運航の拡充を図



ります。

- ④鉄道に関しては、羽越本線の在来線高速化、及び新潟駅における新幹線と在来線の同一ホーム乗換えの早期実現に向け取り組みます。

### (3) 情報社会に対応した環境整備の推進

#### ○施策の方向

市民生活の向上や産業の活性化など、豊かな地域づくりのため、新たな情報通信技術を活用し、国、県や関係機関、民間事業者との連携を図りながら、情報社会に対応した環境を整備します。

#### ○主な施策

- ①災害時の通信手段の確保と市民や観光客等の利便性の向上のため、※公衆無線LAN環境の整備を推進します。
- ②地域のきめ細やかな情報発信や市民が連携して協働のまちづくりを進めるため、※ホワイトスペースを活用した地上一般テレビ放送（エリア放送）などの検討、整備推進と※ソーシャルネットワーキングサービス（※SNS）の利活用を推進します。
- ③地域の地理空間情報、防災情報や人口統計などの情報を、誰もが自由に利用できるようにすることにより、市民の安全・安心、起業や事業拡大による地域経済の活性化を図るため、公共データなど地域のさまざまな情報の整備と利活用を推進します。

### (4) 幹線道路網の整備

#### ○施策の方向

道路網の骨格となる国道、主要地方道、一般県道の整備を促進し、幹線道路ネットワークの強化を図ります。

#### ○主な施策

- ①国道7号、国道112号、国道345号の防災、交通安全対策、狭あい区間の整備を促進し、地域間の交流と物流を支え、観光振興にもつながる道路ネットワークの強化を図ります。
- ②都市間、地域間交通を円滑にするため、主要地方道や一般県道の未改良区間の整備を促進します。
- ③都市内に不要な通過交通が入り込まないように誘導し、都市内外の交通の円滑化を図るため、外環状道路及び都市内幹線道路の整備を促進します。

#### ※公衆無線LAN

公共施設、観光施設や店舗など人の多く集まる場所に通信事業者や施設の管理者等が設置している無線機器を利用し、インターネットへの接続を提供するサービス。

#### ※ホワイトスペース

電波の周波数帯のうち、放送用などある目的のために割り当てられているが、地理的条件や技術的条件によって他の目的にも利用可能な周波数。

#### ※ソーシャルネットワーキングサービス

Webサイトを利用して、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の会員制インターネットサービス。

## (5) 道路利用者の視点にたった市道整備と管理

### ○施策の方向

通行の快適性や利便性を求める道路利用者の様々な声に耳を傾けながら、高齢化社会への対応や安全な通学路の確保など、市民にとって安全・安心な道路整備を推進するとともに、安全で快適に利用できるよう管理します。

### ○主な施策

- ①市街地中心部と地域を結ぶ道路、地域と地域を結ぶ道路など日常生活圏での移動の円滑化、観光や余暇活動など豊かな地域資源を活用するための道路整備を推進します。
- ②中心部の自動車交通の利便性を高めるため、一方通行を見直し、道路整備を図ります。
- ③身近な生活道路の整備では、交通弱者や高齢化社会に対応した※バリアフリー対策や狭あい市道の改良や安全な通学路対策など、地域の実情に応じた道路整備を推進します。
- ④冬季間の積雪から市民の生活、産業、経済活動を守るため、道路の防雪及び除雪対策の充実を図ります。
- ⑤災害時における避難や復旧支援に対応できる道路ネットワークを構築します。
- ⑥橋梁等の重要な土木施設の長寿命化修繕計画を策定し、老朽化により更新時期を迎える土木施設の延命化とコスト縮減に取り組みます。

### ※バリアフリー

建築設計において、段差や仕切りをなくすなど高齢者や障害者に配慮をすること。

## (6) 公共交通ネットワークの確保

### ○施策の方向

公共交通ネットワークを維持、増進し、広範な市域における市民の日常の移動手段を確保します。

### ○主な施策

- ①バス事業を取り巻く社会的な環境の変化に対応しながら、実態に即した利用拡大の方策について民間事業者などとの検討を行い、既存の民間バス路線の維持存続に努めます。また止むを得ず廃止されるバス路線については、地域や民間主体で行う新たな公共交通システムの導入などを支援し、地域の公共交通を維持します。
- ②羽越本線について、利用しやすい運行ダイヤなど利便性の向上や、一層

の安全輸送の確保について事業者に働きかけるとともに、全線複線化の実現を促進します。

## (7) 港湾の利活用と魅力の創出

### ○施策の方向

船舶の安全を確保し、地域の振興化策と連携した港湾の利活用を促進し、魅力の創出を図るとともに、大地震や大津波などの災害に強い港湾整備を促進します。

### ○主な施策

- ①入港船舶の安全と防災対策のため、加茂港及び鼠ヶ関港の整備を推進します。
- ②地域の振興を図るため、地域の自然、歴史、文化、観光資源などを活用した取組みを展開し、港湾の利活用促進と魅力の創出を図ります。

## 第3節 安全・安心な生活基盤の整備

### (1) 快適で安全・安心な住環境整備

#### ○施策の方向

住宅施策の指針となる「住生活基本計画」に基づき、高齢者、障害者などの住宅困窮者のための住宅セーフティネットの構築を図り、若年・子育て世帯には定住促進につながる住宅建築の支援を行います。また、空き家の適正管理と有効活用により良好な住環境整備を図り、地場産木材や地元職人の技術を活かした快適な住まいづくりを促進します。

#### ○主な施策

- ①高齢者、障害者などの住宅困窮者への良質で安定した住宅の供給を図るため、公営住宅の整備・保全を計画的に進めるとともに、民間既存ストックを活用した住宅セーフティネットの構築に取り組みます。
- ②若年・子育て世帯向けに、低価格帯の住宅を求めやすくするような市街地の土地利用策や建築支援の仕組みをつくり、定住促進を図ります。
- ③空き家、空き地の所有者に適正管理を促し、空き家の発生を抑制するために、民間組織と連携し、良好な住環境整備や地域活性化につながる空き家などの活用に取り組みます。

- ④地元の職人技術や地場産木材を活用した新築住宅や住宅リフォームの支援により、地域資源の利用を促進し、地域住宅関連産業の活性化を図ります。

## (2) 住宅・建築物の耐震化の向上

### ○施策の方向

庄内平野東縁帯を震源とする大地震が将来発生することが予測されていることから、建築物の倒壊被害などを最小限に抑えるため、住宅や建築物の耐震改修などを促進します。

### ○主な施策

- ①昭和56年以前の旧耐震基準で建築され、現行の耐震基準に満たない1戸建木造住宅を重点として、市内の住宅や建築物の所有者が自ら耐震診断及び耐震改修を計画的に行うことができるよう支援します。
- ②不特定多数の市民が利用する民間の大規模な特定建築物などについては、県と協力し、耐震化を促進します。
- ③市民が安心して耐震改修などを行えるよう、相談体制及び情報提供を充実するとともに、関係団体等と連携し、周知、普及します。
- ④市有施設について、建物施設ごとの耐震要求性能、耐震診断及び改修の優先度などを勘案しながら計画的に、耐震化を進めます。

## (3) 既存ストックの維持管理と有効活用

### ○施策の方向

市有施設については年々老朽化が進んでおり、特に大規模で設備機器の比重が高い施設で修繕や改修が必要となるものが急増することが予測されることから、必要な新增改築を厳選して進める一方、既存施設の計画的な維持改修により、施設の延命化や更新時期の平準化を図り、より多くの市民が施設を長く有効に活用できるように努めます。

### ○主な施策

- ①市有施設の性能の維持、社会的変化や利用者の要望に応じた機能面の向上を図るため、建物や設備の老朽化や改修の実施状況などの情報を集約し、その分析に基づいて計画的かつ緊急性に応じた維持補修を実施します。
- ②統廃合による施設の空きスペースは、市民のニーズに応じられるよう安全性に配慮しつつ検討し、その活用を推進します。

#### (4) 安全な水の安定供給

##### ○施策の方向

水道は、快適な市民生活や産業活動などに不可欠な社会資本であることから、安全な水の安定供給を行います。

##### ○主な施策

- ①老朽化している施設と管路網の更新等を推進します。
- ②災害に強い施設と管路網を整備するとともに、被災後の迅速な復旧体制を確立します。
- ③上水道事業を効率的に運営するため、組織、事務作業などの見直しを行います。

#### (5) 下水道事業の健全経営と効率的な運営

##### ○施策の方向

公衆衛生の向上、生活環境の改善、公共用水域の水質保全を図るため未普及地域の整備を推進するとともに、資源循環型社会の形成に寄与するため下水道資源を有効活用します。また、施設の効率的な維持管理を行うとともに、下水道事業の健全な経営を進めます。

##### ○主な施策

- ①地形条件、人口動向など地域の実情を考慮しながら、公共下水道、集落排水、浄化槽事業の特色を生かし、効率的な整備事業を展開します。
- ②下水道管路や処理施設の耐震化や津波対策、ネットワーク化を進め、災害に強い施設造りを推進します。
- ③老朽化が進む下水道処理施設や管路施設の長寿命化計画や施設管理計画に基づき事業継続性を高めるため、適切に施設の改築や更新を図ります。
- ④下水道資源である下水が持つ熱や汚泥を処理する過程で発生するメタンガスの利用、汚泥の堆肥化、燃料化など有効利用を進め、循環型社会の形成を促進します。
- ⑤資産の管理に努め、下水道事業の経費縮減、使用料水準の適正化、接続率の向上を図り、下水道経営計画に基づく事業経営基盤強化を推進します。

## (6) 雨水対策の推進

### ○施策の方向

近年、短時間に局所的に発生する集中豪雨により、特に市街地においては道路冠水や低い土地における床上、床下浸水による被害が多発していることから、雨水対策の推進により浸水被害を未然に防除し、市民生活の安全・安心の向上に努めます。

### ○主な施策

- ①市街地の雨水対策として、公共下水道雨水計画に基づき既存の水路施設の検証やそれに基づく必要な対策工事を行うとともに、幹線排水路整備を推進します。

## 第4節 治水と市土の保全

### (1) 河川の整備

#### ○施策の方向

近年、これまでの想定を大きく超える記録的な集中豪雨が多発傾向にあることから、水害から市民の生命や財産を守り、社会基盤の安定を図るため、河川の整備を促進します。また、施設の適正な維持管理により、持続的治水機能を確保し、良好な河川環境の保全を図ります。

#### ○主な施策

- ①河川の氾濫を防ぎ、水害から市民の生命や財産を守るため、主要河川の河川改修を促進します。
- ②生態系、自然のおりなす景観の保全に配慮し、市街地にあっては親水性も取り入れながら、美しい河川づくりを推進します。
- ③市民と行政が河川環境や治水に関わる情報を共有し、協働により良好な河川環境を維持、保全します。

### (2) 砂防施設等の整備

#### ○施策の方向

土石流や土砂崩れなどの土砂災害から市民の生命や財産を守るため、砂防などの防災施設の整備を促進します。

○主な施策

- ①砂防施設や急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設などの整備を促進します。

**(3) 海岸の整備**

○施策の方向

冬季風浪などによる海岸の浸食を防ぎ、美しい浜辺を保全するため、自然との調和に配慮した海岸保全施設の整備を促進するとともに、市民と協働で取り組んでいる維持管理体制をもとに、美しい水辺環境づくりを推進します。

○主な施策

- ①海水または地盤の変動による浸食から海岸を防護する海岸保全施設（堤防、護岸、砂浜等）の整備を促進します。
- ②市民と協働で取り組んでいる維持管理体制をもとに、海岸の美化などを進め良好な環境を維持、保全します。

## Ⅲ 計画の推進のために

総合計画の推進のため、市民・地域・行政が互いの信頼を深め、まちづくりの基本的な方向性を共有しながら、協調・協力関係を構築するとともに、地方分権改革など構造的な改革が進展するのに対応し、施策の自立的かつ効果的な実施に向けて行政機能の充実強化を図ります。

このような取組みを積極的に推進し、計画の実効性を高めるため、市民参画による計画推進のシステムを整え、効果的な施策が講じられるように配慮します。

### 1 市民・地域・行政の協調・協力による総合力の発揮

多様化する市民ニーズに適切に対応するため、市民、NPO、企業等の多様な主体が活躍していただく意義は大変大きく、また時代の要請でもあります。市民・地域・行政が互いに協調・協力し、総合力を発揮することで持続可能な希望あふれる鶴岡市を市民とともにつくります。

#### ○主な施策

- ①「車座ミーティング」の開催など、市民の声を市政に反映する機会を創出します。
- ②「鶴岡パートナーズ」の実施など、市民・地域・行政の協働のまちづくりを推進します。
- ③「鶴岡サポーターズ」の拡充など、本市の支援者の拡充を図ります。
- ④「鶴岡まちづくり塾」の実施など、本市の将来を担う若者の人材育成を図ります。
- ⑤性別にかかわらず個性と能力が発揮される社会を構築するため、男女共同参画を推進します。

### 2 地方分権改革への対応と行財政改革の推進

国民主権の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようになるため、地方分権改革が進められています。

そのような中、本市は、新時代が求める行政ニーズに適切に対応するため、合併により効率的行政運営や財政基盤の強化を図ってきました。引き続き自主性・自立性の高い市政運営を一層推進するため、それを支える体制の構築や職員の資質向上を図るとともに、財政の健全性を維持し、総合計画の着実な推進が図られるよう、行財政改革を推進します。

#### ○主な施策

- ①総合計画の着実な進展を図り、将来にわたって誇りを持って住み続けたいと思える地域づくりを実現するため、行財政基盤の確立を図る行財政改革の着実な推進を図ります。
- ②将来の社会経済の構造的変化に対応するため、中長期的、分野横断的に取り組むべき課題の調査検討を行います。
- ③効率的かつ効果的な市政運営を図るため、定住自立圏構想の推進など、広域的な連携を推進します。
- ④各地域の実態や特性を踏まえ、地域の振興を推進するため、庁舎の施設や機能の整備充実を図ります。



⑤本市の総合力を高めるため、優秀な人材の確保と職員の資質・能力の向上を図ります。

### 3 地域の実態を踏まえた国などへの提言要望

地方分権改革が推進されるなか、市として地域の実態を踏まえながら具体的な制度・政策を積極的に国・県に対して提言・要望します。

## 第 2 回鶴岡市総合計画審議会

平成 25 年 12 月 25 日

東京第一ホテル鶴岡

**(人口問題)**

- ・人口問題においては、少子化対策と生産人口対策の二つが大きな問題である。生産人口を確保するには、安定的な雇用が必要であり、少子化対策ももっと強調し、いろいろな対策を具体的に大胆にやって欲しい。また、UターンやIターンでやって来る人たちにとっては、本市の幼児教育や小中学校の教育がどのようになっているかも大きな関心事と思われ、グローバル化への対応も含め、今後の教育の在り方も重要な課題である。

**(市民力の活用)**

- ・市民のマンパワーをうまく活用していくような具体的な提案が今は必要なのではないかな。

**(コミュニティ)**

- ・公務員も地域に帰れば地域の住民なので、その役割もその地域の中で果たすように頑張ってもらいたい。
- ・コミュニティのあり方について、交付金も含め、いろんなところで検討されているが、地域に合った地域コミュニティをどう構築していくかということが重要ではないかな。

**(地域防災)**

- ・地域力を高めるには、具体的にやれる防災というのは最も手近であり、住民自らが具体的に地域を作るという防災のことをもっと強調してはどうかな。

**(消防団)**

- ・消防団員ではないが、それに準ずる団員の登録とか、あるいは登録された方々の研修の機会を作っていくということもあっていいのではないかな。町内で火災が発生したときに消防署よりも早く初期消火をしたいと感じている人がかなりいるのではないかな。

**(再生可能エネルギー)**

- ・地球温暖化防止は鶴岡市だけで解決できる問題ではないが、一自治体として取り組めることは強気に進めるべきで、太陽光発電や風力発電の推進なども記載してはどうかな。
- ・温泉の廃熱を農業用ハウスなどに活用してはどうかな。

**(ごみ焼却施設)**

- ・新たなごみ焼却施設の整備について、廃熱を活用した発電機能を備えたものとして欲しい。そうすることで工業団地に電力として供給し、競争力を高めるなど、企業誘致にもつながるのではないかな。

### (高齢化社会)

- ・ 85 歳以上の医療依存度、介護依存度の高い人が増えていくという超高齢化社会の中で、ここ 2、30 年後、どういうふうの高齢化社会を乗り切るかというのが大きなテーマになる。鶴岡に関しては、これから医療の需要が増えるということはないと予測されているので、病院・医療というよりは、介護と福祉と医療との連携による共同体制の構築が求められている（ケア、高齢者のケアマネジメントを充実させていく仕組みづくり）。

### (自殺対策)

- ・ 東北地方は全国的にも自殺者が多い状況にあるが、「県立こころの医療センター（仮称）」との連携について、もう少し具体的に記載することはできないか。

### (認知症対策)

- ・ 間違いなく認知症が増えているが、認知症になるような年齢になってから対策を講じるのでは遅く、もっと早めの対応を検討して欲しい。

### (放課後子ども教室)

- ・ 郊外の放課後子ども教室について、働く親にとって土日や長期休みのときには放課後子ども教室がない、あるいは預かる時間が短いなどの課題もあり、小学校が統合される際に改めて放課後の子どもたちの過ごし方を検討して欲しい。

### (学術文化都市)

- ・ 「知を活かす学術文化都市」というくだりに、鶴岡市内にある試験場、研究機関というものも加えてはどうか。また、藤島地域の「農業関係機関」という表現は、「高等教育機関や試験研究機関の集積」とし、もっとそれを表面に出してはどうか。

### (一貫教育)

- ・ 鶴岡市の教育の現在の課題は少子化の中での人材育成をどうするかということ、そして小・中・高・大・企業を巻き込んだ地域としての一貫教育、それをどのように行っていくかということだ。

### (特別支援教育)

- ・ 特別支援が必要な子どもたちが高校を卒業した後、その働く場所をどのように確保するかが大事である。

### （廃校施設の活用）

- ・小中学校の統廃合により空いた学校施設について、例えばヨーロッパ、アメリカでは教会が地域のシンボルになっているように、日本では学校がその地域の人たちの拠りどころと思われることから、市からの提案を待つのではなく、地域の人たちがその施設をどう活用していくか、いろいろアイデアを出して市に要望するような形にするべきではないか。

### （自然のなかでの教育）

- ・「森林文化都市」の主な施策に「森林のなかでの子どもの育成」とあるが、「森林」と限定しないで、「恵まれた自然」と捉えるべきではないか。同時に「恵まれた自然を学ぶ自然の学習」あるいは「自然を使ったスポーツ」、例えば登山とか、海での水泳、あるいはスキーといったものを教育計画の中にきちんと位置付けてはどうか。

### （スポーツ振興）

- ・東京オリンピックにこの地域から選手を送り出すため、有望視されている水泳競技に支援する観点から、スイミングクラブへの支援をお願いしたい。
- ・後期基本計画の策定にあたり、現在検討中のスポーツ推進法に基づく市のスポーツ推進計画の内容も加味して欲しい。

### （スポーツ施設）

- ・本市のスポーツ施設は20年以上経っているものが多く、今までのような修理では対応が難しくなっていることから、計画的な修理修繕、あるいは改築等をお願いしたい。

### （6次産業化）

- ・農業の6次産業化の新たな起業のためにも人材の育成が必要で、そのための中心となる、実践実習ができる施設の整備が必要である。例えば酵母菌についても何百種類の酵母があり、それをどう開発し、どう製品化するかなど、農業を基幹産業とする企業起こしをお願いしたい。

#### (T P P 問題)

- ・ T P P 問題について、もう少し鶴岡市でも頑張ってもらって、力を入れてもらいたい。

#### (農業分野での新たな雇用創出)

- ・ 農業は、既存の農業関係者だけではなく、6次産業化など新たにチャレンジできる産業であり、新しい雇用を生み出す可能性もある。この地域の諸々の産業と複合的に組み合わせた新しい農業を営む人材の育成を図って欲しい(例：再生可能エネルギーを活用したもの、他の1次産業と含めたもの、コンピューターを活用したものなど)。

#### (有害鳥獣対策)

- ・ 有害鳥獣対策について、何か新しい作物をやろうとしたときに、非常に大きな障害となっており、狩猟免許のあり方など、山を守ることも含めて、その対応をお願いしたい。

#### (ふるさと納税と農産品活用)

- ・ ふるさと納税で地元の農産品がもらえる事例もあり、鶴岡にも在来野菜から始まって、非常に多くの農産品があるので、その辺ももっと活用しPRしてはどうか。

#### (森林の活用)

- ・ 「山が荒れると国土が荒れる、海が荒れる」と昔から言われているが、鶴岡市では公共建築物への鶴岡産材の活用や木質バイオマス発電などを推進していただいております、今後も森林の活用を進めて欲しい。

#### (山林火災対策)

- ・ 本市の東北一広い山林において火災が発生した場合、恐らく今の消防体制では対応できないと思われることから、山林火災防御訓練等について検討して欲しい。

#### (魚介類のPR等)

- ・ 「新鮮な魚介類のPRとブランド化」という施策もあるが、活カニが大変人気を博しており、また鼠ヶ関の大漁旗祭りとか、お魚夕市のようなものも大変好評なので、これからも継続して欲しい。

#### (全国豊かな海づくり大会)

- ・ 「全国豊かな海づくり大会」について、その場限りの大会にせず、その後の水産業のみならず、農業の振興や観光の振興に結びつくような大会となるように、鶴岡市の総力を挙げて尽力して欲しい。

#### (子どもの魚離れ)

- ・ 子どもの魚離れの問題について、学校給食などでも力を入れて取り組んで欲しい。

#### **(水産加工支援)**

- ・現在、鶴岡市庄内浜うめえ魚産地協議会の協力を得て開発した乾燥甘エビが大変好評であり、いいブランド品になると期待しているが、加工品にする機械が足りないことから支援をお願いしたい。

#### **(水産物の提供)**

- ・「安全安心な水産物の提供」という表現は、逆に中には安全でないものがあると取られる可能性もあるので、「新鮮な水産物の提供」としてはどうか。

#### **(雇用対策)**

- ・地元に定着する、地元に戻帰するためには、まず大学に行って戻ってこられる雇用場の作る必要があり、雇用の拡大、それから農林水産業の6次産業化を学べるような学校を作る必要があるのではないか。

#### **(地域内連携)**

- ・鶴岡高専と地元企業の関係について、お互いに情報交換が足りないと感じており、庄内地域全体の活性化のためにも横の連携をもう少し図る必要がある。

#### **(企業戦略)**

- ・企業は、外から人を呼べるような何か特徴的技術を持つことが必要ではないか。

#### **(観光振興)**

- ・観光振興のためには、交流人口の増加が最大の課題で、そのことはまちの活性化にも繋がることから、全市民挙げて鶴岡観光という立場で推進する必要があるのではないか。
- ・全体的な観光資源の発掘につなげるため、本市の郷土芸能や指定文化財の更なる発展を考えて欲しい。
- ・鶴岡は解体ブームという声も聞くが、致道博物館の旧鶴岡警察署もいよいよ解体して、5年後に修復完了となる予定で、これからも事業への協力をお願いしたい。
- ・多くの文化施設が右肩下がりとなる中、来年のデスティネーションキャンペーンは非常にいい機会であり、鶴岡の魅力をそこで十分に発信する必要がある。

#### **(地域振興策)**

- ・羽黒地域の観光振興について、豊富な観光資源を民間、あるいは自営業の人たちがうまくPRできるように、そういう人材育成を図る必要がある（市民協働で進める羽黒の観光）。
- ・日浴道の開通に向けて、温海地域の振興を図るためにも、鼠ヶ関のサービスエリア、インターチェンジの整備促進を図って欲しい。

#### (後期基本計画)

- ・若者世代が即行動できるような施策を打ち出して欲しい。
- ・後期基本計画は5年間の計画期間であるが、中間検証という意味でも、どのような取り組みをして、そこで検証してその後どういうふうに変えていくのかということも必要ではないか。

#### (計画の推進)

- ・計画を実現するため、「計画の推進のために」という部分をしっかり作って欲しい。

#### (鶴岡ルネサンス宣言)

- ・鶴岡ルネサンス宣言に基づくまちづくりの整理を具体的、かつ重点事項はどれかということが市民の皆さんに分かるようなまとめ方をして欲しい。

#### (庁舎機能)

- ・合併して東北一広い地域になったということで、それぞれの地域の特徴をどう活かすかと考えたときに、元気のある庁舎のあり方を是非検討して欲しい。

#### (組織内連携)

- ・縦割行政ではなく各部署が連携・統制をとれる仕組みを作っていないと、本当の効果を出せないこともあるので、そうした組織体制の構築をお願いしたい。

#### (職員の資質向上)

- ・職員の資質向上について、市職員はほぼ全てに渡ってまちづくり、まちおこしのプロであり、その力を上げていければ、どんなすごいことになるかと思うので、ここに力を入れて欲しい。

## 第 2 回企画専門委員会での主な意見

H25. 11. 27 開催  
市役所大会議室

## (人口減少)

- ・自治組織での一番の悩みは少子高齢化、人口減であり、収入の減、活動の停滞などの支障も出ている。

## (防災対策)

- ・防災基盤の強化がまだ不十分であり、情報網の整備など具体性が見える計画をお願いしたい。

## (コミュニティ)

- ・高齢化の進展の中で、歩いて生活できる範囲でのコミュニティの存在感というのは非常に大きく、顔見知り、人見知り、恋見知りというような形で繋がっていく、そういう人との繋がり方というのをもう少し明るく作って欲しい。

## (婚活)

- ・加茂水族館のクラゲを利用した婚活や、まちキネを利用した婚活などはできないか。
- ・人口を増やすためには、子どもを増やす方を他所から迎え入れなければいけないが、鶴岡の女性がいるのに他所から女性を連れてこなければいけないのかとの批判もあり、その辺は理解を得ながら進める必要がある。

## (若者定住)

- ・高校卒業までにそれぞれの伝統的な行事や集い、祭りなど、何かに参加して、それで会ったことのない人達と声を交し合ったというようなことが「ふるさとに帰る」、そういう要因になってくるのではないか。

## (若者の雇用対策)

- ・若者が地元で働けるための雇用開拓をしっかりとお願いしたい。

## (若手の育成)

- ・若い人材を育成するためにも、工芸的な表彰だけではなく、食の卓越技能者の表彰もあってもいいのではないか。若い人達が新たに挑戦するような、エネルギーを発散できるような、そんな機会を作って欲しい。計画全体にエネルギーが溢れているみたいな、そんな部分があって欲しい。
- ・人材の発掘と養成について、若い人達が思い切ったことをできなくなっていることから、若者組織と年寄り組織を作り、時々連携させるような形で思いっきり若手を信頼し、いろんなことをやらせてみてはどうか。



#### （地区担当職員）

- ・地区担当職員の力を十分に活用できるように、動けるようにして欲しい。

#### （過疎振興）

- ・過疎地域の生活や自然が守られるような支援をお願いしたい。

#### （特別支援教育）

- ・特別支援教育体制、教育相談体制整備について、小学校・中学校で手厚く支援しても、その後の支援体制が充実していないため、中途退学、反社会的行動、引きこもりなどにつながる傾向があり、その対策が必要である。

#### （キャンプ地誘致）

- ・東京オリンピックのキャンプ地として手を挙げたらどうか。

#### （6次産業化）

- ・産直に出す農家のお母さん達も、農林水産業の6次産業化にもっと参加できるようなものにして欲しい。

#### （グリーン・ツーリズム）

- ・鶴岡にはグリーン・ツーリズムに係わり、輝いている女性がたくさんいるので、そういう方をもっと政策の決定の場に呼んでいただくと、もっとできることがあるのではないかな。
- ・これまでもグリーン・ツーリズムの活動は行われてきたが、より一層の施策の充実をお願いしたい。

#### （しな織・シルク）

- ・「しな織」や「シルク」などについて、もっとデザイン力が必要なのではないかな。

#### （雪資源）

- ・雪対策について、雪もひとつの資源であるといった感覚も必要で、そうした記述も必要ではないかな。

#### （中心市街地活性化）

- ・中心市街地の活性化について、新庄の「100円商店街」などもいい発想であり、そうした事例も参考としてなんとか活性化を図って欲しい。

### (インバウンド)

- ・九州はインバウンドで韓国からのお客、台湾からのお客が何千人と来ているが、鶴岡こそ、まさにそれができるのではないかな。
- ・鶴岡には映画村や慶應先端研など、みどころが満載で、空港からのアクセスも非常によく、インバウンドとしての可能性が多くある。そこに「食」をうまく関係付けることでより効果的になる。

### (山形DC)

- ・山形DCの準備が進んでおらず、一緒になってみんなで考えるという方向性を出す必要がある。羽越本線では、どういう企画をするのかなど、積極的にいろんな知恵を出し合える場を設けて欲しい。また、コンセプトターと呼ばれている実行力のある、リーダーシップのある方、そういう方と積極的に繋いで欲しい。

### (観光大使)

- ・鶴岡観光大使には、もっといろんなことをやってもらった方がいいのではないかな。ここをお願いしたいとか、ここで宣伝してほしい、といった具体的なことをお願いするとういのではないかな。

### (まちづくり)

- ・「天空の竹田市」や「白壁の喜多方」のように、今後、ユネスコ登録などを踏まえ「食文化都市宣言」など、一つの大きなタイトルがあると鶴岡を強力にアピールでき、知名度も高められるのではないかな。
- ・人口10万人そこそこの地方都市というのは日本国中至るところにあるわけで、その中で鶴岡はどのように他と差別化を図るかが重要である。
- ・「ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ」の例に見るように、やはりイノベーションというのは非常に大事で、人のやっていないことをやっていくというのがこれから街でも、人でも、企業でも、非常に重要なことになってくる。

### (計画策定)

- ・「田園都市」という表現は、鶴岡の雰囲気非常に合っていると思われるので、総論的ところでそうした視点、考え方を入れているかどうか。
- ・文化都市の主な施策というのは「ローカル化」の結実であり、どこか総論的ところで「ローカル化」というような言葉を入れているかどうか。
- ・施策の優先順位が必要で、集中的にやらないと、みんな共倒れになるのではないかな。
- ・「本市を取り巻く状況」の中に市民が喜びを共有するということがないので、工夫と創意といろんなものが湧き出る活力の大元となる、喜びを共有できる計画であって欲しい。

### (ルネサンス宣言関連)

- ・ルネサンス宣言の5つの文化都市について、その理念を施策に繋げていく考え方を書くともっと分かりやすくなるのではないか。
- ・5つの「文化都市」が発散してしまい、鶴岡市がどういう都市なのと言われたときに説明しづらい。ビジョンとして1個大きなものがきて、その下にこの五つの重点実施项目的なものがあり、その下にもっと細かな施策がくると分かりやすいのではないか。
- ・経済の活性化に企業の活性化は非常に重要で、そのためにはイノベーションが必要であり、イノベーションを興そうとすれば人材が必要となる。そういったことから「学術文化都市」というのが非常に重要な項目と考えている。
- ・「創造文化都市」というのは、「創造文化」という言葉自体に非常に意味があって、従来の20世紀型の開発型のまちではない、「知力」とか「地力」、いろんな地域の力を使って発想を豊かにすることによってまちが変わっていくという考え方があると思う。ここに「創造文化都市」と入れるのであれば、少しそういう意味の言葉も書くといい。
- ・「観光文化都市」について、観光と文化を繋げるというのは非常にいいと思うが、これが普通の観光とどう違うか、そういったことも少しコメントしてもらえると、例えばグリーン・ツーリズムが持っている深い意味なども浮かび上がってくるのではないか。
- ・ルネサンス関連施策の進捗状況なり、成功度合いの分析も必要なのではないか。

## 各地域審議会での主な意見（第2回協議）

(H26. 1. 17～24 開催)

## 【総合計画関連】

## (コミュニティ)

- ・自治会の一般会員は、地域への帰属意識が希薄になってきており、そうした意識の転換が必要ではないか。
- ・市職員は退職後に町内会の役員を担うという意識を持ち、町内会活動に積極的に参加していただきたい。
- ・地域のこれから目指す方向性（地域の将来像）で、「広域コミュニティの組織づくり」を新たな取り組みとして位置付け、記載する必要があるのではないか。
- ・冬期間は高齢者が一人で家に閉じこもりがちになるので不安である。その対策として、公民館に集まって、お金になるような仕事（例えば干し柿づくりなど）をすれば、安心だし、生きがいにもなり、また収益を公民館の管理経費に還元したりもできるのではないか。
- ・民間が主体的に行っている地域づくり活動への支援を拡充して欲しい。

## (人口減少)

- ・人口減少は最大の問題として扱うべきであり、計画の中に移住・定住を入れてはどうか。
- ・少子高齢化と人口の減少は、経済の低迷を招くものであると考えることから、人口減少をいかに食い止めるかが求められる。人口減少の防止策として、会社勤めの共働きでも家庭を築き子育てができるような経済システムが求められる。

## (防災)

- ・現在、戸別設置されている防災無線が利用不能になっていることから、早急に代替措置を講じ、市民への周知徹底をお願いする。
- ・防災無線の代替措置を希望するが、そのためには補助事業の実施が必要と考える。
- ・温海地域は、1世帯に有線放送と防災無線の受信機が2台あるが、有線はたびたび修理が必要となり費用も高額であることから、自治会での負担も難しく、無線化を検討して欲しい。

## (消防)

- ・自主防災活動と消防団は密接にかかわっていることから、連携を強化して欲しい。
- ・消防団への女性の活用を進めてはどうか。
- ・火災現場に出動することも想定される消防団活動協力員には傷害保険が適用されておらず、現状で補償がない状況であることから、今後は保険をかけていくべきである。

- ・災害に強いまちづくりを目に見える形にし、消防団の活動を維持していくためにも、地域に適した消防装備をお願いしたい。
- ・女性消防隊員の不足が問題となっているが、その背景には、若い女性が多忙であり地域に出やすい環境が整っていないことが考えられることから、そうした環境整備が必要である。

#### (交通安全)

- ・鶴岡市民の交通マナーが悪く、交通安全教育をもっと推進すべき。

#### (庄内自然博物館構想)

- ・アマゾン博物館の跡地利用について、庄内自然博物館構想と連携した活用ができないか検討して欲しい。

#### (エネルギー)

- ・原発をはじめとするエネルギー問題が注目されるなかで、森林資源である木質バイオマスの活用や再生可能エネルギーを掲載しているところは良い。
- ・資源循環型社会が重要であると考えているが、環境関連の計画と総合計画との整合性に留意して記載いただきたい。
- ・地球温暖化対策が最大の課題であり、太陽光発電や風力発電についても触れてはどうか。
- ・防犯灯のLED化についても、この計画に盛り込んではどうか。
- ・ごみ焼却施設の更新にあたり、熱エネルギー回収による売電ができるような施設整備を検討していただきたい。

#### (少子化対策)

- ・他自治体では、第3子誕生祝金など少子化対策が講じられているところであるが、鶴岡市でもそうした対策を検討してはどうか。
- ・少子化対策を実施するうえで、若者の理解を得ないことには効果的な展開は望めない。計画の段階からこのような審議会の場に若者が出席し、関与することも重要である。
- ・計画において少子化対策をうたっているが、実際には保育料の値上げや保育園の統廃合など、施策が逆行しているように感じる。金銭的負担の少ない保育環境や若者向け住宅の整備、郊外地のための通学助成、学校給食の無料化など、総合的に取り組んで欲しい

#### (婚活)

- ・消防団員に未婚者が多く、消防団員へ婚活を進めてはどうか。
- ・婚活事業は継続することで効果が出ると思う。
- ・地域ごとで婚活イベントが開催されているが、地域間の交流も必要である。

- ・街コン（商店街等を活用した婚活イベント）は、商店街の活性化にもつながるので是非取り組んで欲しい

#### （健康）

- ・「健診受診率日本一をめざした施策の推進」が、総合計画に掲載されていることは珍しくもあり、良い取り組みであるが、一方で、健康診断通知の内容が分かりにくいなど細部の改善にも留意いただきたい。
- ・分野別の施策にも「健診受診率日本一をめざす」という文言を盛り込んでどうか。

#### （子育て・母子家庭）

- ・近年、母子家庭が増加傾向にある中で、子どもがご飯を十分に食べていないような場面に出くわす。学童保育の利用も増えており、家庭に子どもの居場所がなくなっていると思われることから、子育て環境の整備を望む。
- ・保育施設のサービスが縮小されることで、子育て世代の家庭が、地域を離れる傾向がみられる。子育てと仕事の両立ができる地域づくりが必要である。
- ・若い女性をもっと地域に出やすくするためには、少子化もそうだが、女性が働きやすく、安心して子供の産める環境づくりが必要である。

#### （高齢者）

- ・高齢者の引きこもり対策を講じてもらいたい。
- ・既存の高齢者の自主サークルが継続して活動できる体制を望む。
- ・高齢者の生きがいづくりについて、まちの活性化につながるような計画の策定を望む。
- ・民間では、超高齢化を見越して、介護施設などの充実が進んでいるように思われるが、市もこれら民間と連携を図りながら、福祉施設のさらなる充実を図るべきではないか。
- ・老人クラブ連合会として、自然減少する当会会員の増員運動の展開を予定している。また、健康寿命を延ばすことで少しでも医療費の縮減に寄与できればと考える。
- ・元気な高齢者の活躍の場が、これまで以上に必要である。

#### （教育）

- ・保育園や小学校の統廃合が進んでいくが、地域の個性や誇りが失われないような教育を行って欲しい。
- ・通学路の交通安全にも留意して欲しい。

#### （スポーツ）

- ・チャレンジデーについて、やるならもっとしっかりやってもらい、もっと市民のスポーツ振興に繋げて欲しい。
- ・社会体育施設などへの指定管理者制度の導入については行政と指定管理者だけの問

題として整理するのではなく、市民の意見も十分に踏まえて対応して欲しい。

- ・ 体育施設は各体育協会が指定管理者となり管理運営を行い、また生涯スポーツも担っていくなど体制にも変化があるが、記載内容を変更しなくていいか。

#### （農業）

- ・ 鶴岡の基幹産業である農業振興に関する内容をもう少し盛り込んでもらいたい。
- ・ 農業に関しては、概ね網羅されている内容であると思う。
- ・ 減反政策の廃止など農政の転換が図られている中で、鶴岡市には現場目線での臨機応変な対応を望む。
- ・ 今後の米価下落をにらみ、米の輸出に対する支援策を希望する。
- ・ 国の農業政策の転換により、今まで以上に中山間地域農業の衰退が懸念されるので、しっかり対策を講じてもらいたい。
- ・ グリーンツーリズムを推進するうえで、地域をコーディネートできるような人材の育成が重要である。
- ・ 鶴岡は、朝日ワインやつや姫など、良質な農産物を生産する地域として誇れるものであり、それを地域振興に結び付けて行って欲しい。
- ・ 農業の6次産業化に関しては、一般農家は人手も限られており、農家が全てに取り組むのは現実的ではなく、生産者と加工者などの役割分担が必要である。
- ・ 人口減少が進み市場規模が小さくなっているため、地産地消の取組みだけではどうにもならない。首都圏や海外への販売拡大についても記載して欲しい。

#### （林業）

- ・ 森林文化都市の部分に、所得や産業につながるような施策を記述して欲しい。

#### （水産業）

- ・ 放流活動により、特にフグは首都圏への活魚の出荷が増えており、高値で取引されていることなどを踏まえ、水産物のブランド化を具体的に記載して欲しい。
- ・ 鼠ヶ関に新鮮な魚介類を提供する食堂や直売所が少ないので、その整備が必要。
- ・ 県の魚であるサクラマスPRのためにも、加茂水族館に来た家族が、焼いて食べるなど楽しめる施設の整備を、海づくり大会に向けて、進めて欲しい。

#### （雇用）

- ・ 「雇用創出」は大きな柱であると思うので、計画に含めていただきたい。
- ・ 若者が地域内で働けるようにするためにも、起業を推進する取組みについてもっと強く記載して欲しい。

#### （観光）

- ・ 山形DCを踏まえた観光施策を展開すべきであるとともに、一過性のものにしなないためにも、県、他市町村とも連携を図ってはどうか。

- ・山形 DC は鶴岡の観光振興にとって重要であり、観光客の受入準備を十分に進める必要があることから、観光施設だけではなく、市民を含めた地域全体の受入態勢の整備が必要である。
- ・羽黒山の午歳御縁年、山形 DC に合わせ行われる蜂子皇子御尊像の公開を期待する。
- ・鶴岡を訪問した優秀な人材からは何度も来ていただき、観光大使になっていただいてはどうか。
- ・観光振興を進めるうえで、遠方の観光客をターゲットとすることもいいが、まずは地元観光客を誘致することから始めるべきではないか。
- ・羽黒の松例祭大松明行事が国重要無形文化財に指定するよう文化審議会が答申していることを、しっかり地域振興に反映させるように計画に盛り込んでもらいたい。

#### （高速交通基盤）

- ・櫛引の P A をもっと拡大し、給油サービスや更衣室付きのトイレ、施設のバリアフリー化等の付加価値を付けるとともに、地場商品の販売を行って客を呼び込むといいのではないか。

#### （景観形成）

- ・「地域の特性を生かした景観形成」について、農業（農地）を生かした景観形成についても触れて欲しい。

#### （建築物の耐震化）

- ・ホテルや旅館など耐震補強費用は膨大になるので、地域振興の観点からも、ある程度行政からの支援をお願いしたい。

#### （道路・交通）

- ・市街地道路の拡幅や角切りを推進して欲しい。
- ・温海から新潟方面に行く場合、う回路がないことが懸念材料であり、日沿道開通までどうするかが問題。
- ・温海地域の国道 3 4 5 号線、また周辺の県道について、（高速道路の事業化が決定した）今の時期に、整備を進めるよう働きかけを強めないと将来的には難しくなるのではないか。そのため、地域の機運を高めていかなければならないし、その推進体制が必要。
- ・交流人口の拡大のためにも、いらがわ I C をーフインターからフルインターにするよう活動を展開して欲しい。
- ・加茂水族館周辺など海側は道路が狭いので、安心して通れるよう、整備を進めて欲しい。

#### （河川整備）

- ・河川の整備についてはハード整備だけに依存するのではなく、農業や林業を活用し



た人の手による治水についても触れて欲しい。

#### (計画全般、その他)

- ・向こう5ヶ年間の計画であれば、目標をイメージし易いよう具体的に数値目標を掲載したほうが良いのではないか。
- ・人口減少の部分でデータを扱っているように、目に見える形としてデータで表現する部分を入れていただきたい。
- ・総合計画は、過去の施策の結果をしっかりとレビューしたうえで記載願いたい。
- ・優先順位をつけて表現して欲しい。
- ・「計画の推進のために」は重要な部分であり、推進するためのプロセスを具体的に記載することで、活用者（市職員）の指標にもなると思う。
- ・意識共有のために総合計画書をできるだけ広範にわたって配布してはどうか。
- ・地域審議会や農商工観連携総合推進協議会など多様な組織との総合的な連携を図っていくことで、総合力が発揮できる体制を構築してもらいたい。
- ・文章の末尾の表現が、「意識の向上を図る」や「活動を支援する」など抽象的なので、できる限り具体的な内容を入れてもらいたい。
- ・総合計画の中で、使用せざるを得ない外来語や行政用語、専門用語については、注釈を付けるなど配慮が必要である。
- ・具体的計画を掲載する実施計画の策定においては、地域に入り市民と共同で作り上げることで市民の意識醸成を図ってもらいたい。
- ・若者を含めた多様な市民が参加できる地域振興のための勉強会の場を確保して欲しい。
- ・行財政改革などにおいて、合併前からの地域ごとの違いを一律に直してしまうと、住民サービスの低下につながるので配慮して欲しい。
- ・車座ミーティングで毎年1回は地域で市長と話し合う機会を持って欲しい。
- ・施策に取り組むにあたって、市民に負担（税金）がどの程度かかるのかといった部分についても記載して欲しい。
- ・どこの市町村でも書ける内容にとどまっており、鶴岡市独特の取組みが無いので、例えば米軍基地を誘致するといった奇想天外な発想も必要ではないか。
- ・図・絵・チャートや漫画を使ったり、色どりを豊かにするなど、見やすい計画書にして欲しい。
- ・関連する項目について、他章他節との関連性がわかるように明示して欲しい。
- ・総合計画後期基本計画の「地域振興のビジョンに基づく施策」の部分と、「地域振興計画」の文言の整合性をとって欲しい。
- ・前期基本計画からどこがどのように見直されたのかがわかるように記載して欲しい。
- ・後期基本計画にあげられた施策の実施にあたっては、市が直接行うのではなく、委託等により関係団体が行う部分も多いと思われ、そうした団体の育成や連携についても考慮すべきでないか。

## 【地域振興計画関連】

### （藤島）

- ・誰が、いつまで、何をやるのかが分からないので、具体的に表現して欲しい。
- ・歴史公園に関連する行政の窓口が不透明なので、ふじの里づくりを推進するうえで、藤島庁舎の体制をしっかりと整備し、地域住民に周知徹底をお願いしたい。
- ・藤島地域は、水稻による農業経営が中心であることから、基本方針にこれら農業関連資源を生かした地域振興を位置付けていただいたのは良い。
- ・藤島農業の情報発信について、現状で藤島庁舎の支援は決して十分ではないと考えるので、農業体験受入れ時の農村環境改善センター宿泊料の減免など支援施策拡充を望む。

### （羽黒）

- ・耕作放棄地の目立つ月山麓の団地を、市民農園や観光的に活用していくためには、圃場の排水対策などを検討していかなければならない。
- ・月山麓などの中山間地域農業は、基盤整備を行い担い手に農地集約をしていくべきである。それでも集約化が困難な農地は、太陽光発電や風力発電などの施設を建設するような計画も視野に入れてはどうか。
- ・松例祭大松明行事が国重要無形文化財に指定されることを、文言として計画に入れていただきたい。
- ・観光と農業の二本柱となっているが、観光振興を通じて羽黒の伝統文化が守られ、結果として農業にも恩恵が生まれると考えるので、今まで以上に観光振興に力を入れてもらいたい。
- ・いでは文化記念館の観光発信機能を庁舎に集約する構想のようであるが、観光は現場からの発信がベストであると思う。
- ・東京都新島村との交流とスキー場の振興策を計画に入れてもらいたい。
- ・農業の後継者不足や庄内柿栽培の衰退への対策が必要である。

### （楡引）

- ・鶴岡市の農業と観光の連携窓口として、コミュニティビジネスが担える部分があると考えてるので、地域振興計画の中に含めていただきたい。
- ・過去にほのかたらのきだいは、経営難によりグリーンツーリズムから撤退した経過があるが、グリーンツーリズムを展開するうえで、実施主体の自立した経営が重要な要素となってくるのではないか。
- ・黒川地域で農家民宿を営んでいるが、黒川のお祭りの時期などは、受入れできないほどの需要があることから、民泊なども視野に入れた観光客の受入体制の整備を望む。
- ・黒川能も少子高齢化の影響を大きく受けて、伝統芸能の継承もままならないことから、後継者育成が必要である。

- ・櫛引地域の除雪体制が来年度から委託化されると聞いているが、除雪作業内容が後退しないよう現状維持を望む。
- ・地域振興には雇用がポイントになる。産直めぐりは、年間 25 万人～26 万人の来客があり、櫛引地域で一番人の集まる場所であることから、産直事業を展開する中で、新規就農者の確保、従業員の雇用など地域の雇用創出に貢献できればと思う。

#### (朝日)

- ・山ぶどうの加工品開発にのみ強く触れられているが、もっと他の農産物振興も記載して欲しい。
- ・農家が農業施設等を活用して小水力発電を行い、収入を得られるような取り組みを推進して欲しい。
- ・六十里越街道を活用した地域振興については、出羽商工会を中心に取り組んでいる「月山新八方十口プロジェクト」などとの連携を図って欲しい。
- ・朝日らしさを生かした具体的な観光振興策について盛り込んで欲しい。
- ・「観光資源の再生と人材活用」の「①観光の根幹を担う人材の育成」の内容をもう少しわかりやすい表現にして欲しい。
- ・朝日らしいコンセプトを持った移住・定住の推進について記載するといいいのではないかな。
- ・木質ペレットの活用や薪ストーブの導入推進については、1 項目起こして記載したほうがいいのではないかな。
- ・山ぶどうだけでなく、山菜の促成栽培や、沖田なすなどの在来作物の振興も取り上げて欲しい。
- ・山ぶどうの栽培面積の拡大を進めるという記述があるが、JA では収量の制限をかけ、新規参入も受け入れてない現状にあるので、連携をとって方向性を定めて欲しい。

#### (温海)

- ・温海地域の蓬萊塾（鼠ヶ関地域）、福の里（福栄地域）、YUKA I（温泉地域）など各団体が地域を超えて連携できる仕組みづくりを検討してはどうか。
- ・温海地区は中山間地も多く、農業をするには難しい条件であることもあり、農業をしている若者が非常に少ないが、新しい作物栽培に取り組むなど温海地域に特化した特色ある農業施策があってもよいと考える。
- ・温海地域振興計画に、農林水産業の特徴として耕地面積が狭小とあるが、たとえば郷清水は水質も良く、豊富な水量があるなど若い人が誇りを持って農業ができるよう前向きな表現も加えてはどうか。
- ・「温海かぶ」や「しな織」は組織があるが、「あつみこけし」は一定の人気があるものの、個人経営となっており、自然消滅が危惧される。あつみ温泉名物として代々引き継げるよう、指導者育成のためにも組織化を図って欲しい。
- ・あつみ大工は優れた技能を持つ貴重な人材も多いため、地域産木材を活用する運動

とあわせて、後継者の育成についても取り組んでいただきたい。

- ・あつみ温泉は大手旅行代理店を介した観光客が2泊、3泊と連泊する人数が増えており、あつみ温泉内に気軽に立ち寄って食べる場所、遊べる場所が必要だと感じている。また、つつじ園を観光の起爆剤とし、温泉街をいかにきれいにしていくかが重要であると考えている。
- ・観光ガイドの詰め所をあつみ温泉の中心部に設けてはどうか。また、免許を返納した高齢者を呼び込むための手立てが必要である。高齢者の楽しみは何と言っても食べることであると思うので、食材が豊富な温海地域の資源を生かして、さらに洗練して自信を持ってPRし、またイメージ作りをして欲しい。
- ・あつみ温泉の各旅館・ホテルについて、地元の人でも気軽に風呂だけ入りに行けるようにできるとよい。

## 鶴岡まちづくり塾での主な意見（第2回協議）

(H26.1.16開催)

## （移住・定住）

- ・移住者を受け入れるため、空き家を有効活用したり、働く場として農家の担い手になってもらうなど、移住者が来やすい環境づくりをしてはどうか。

## （少子化対策）

- ・少子化への対応には「妊活」も大事である。子どもが増えることは個人事業者の後継者不足解消にもつながる。
- ・年金不安の解消には子どもを増やす必要があり、さらにそのために子を持つ親の負担、たとえば大学の進学費用を減らすなどの施策が必要。

## （子育て）

- ・子どもが遊べる場が少ないので、もっと自然を使った遊び場を整備して欲しい。

## （教育）

- ・朝日地域では保育園や小学校の統合が進められているが、そのことで地元の豊かな自然などに対する理解が進まなくならないように、地域の自慢話ができる、地元の資源が説明できるようにする教育が大事。

## （雇用）

- ・少子化、人口減少への対応には、雇用の場を増やすことが一番。
- ・人口が減少するのは、高校卒業時などの流出が一因であり、地元の雇用の場を増やすことが少子化への対策にもなる。
- ・温海地域には世帯の収入の柱になるような企業がないので、地域に企業が必要。

## （産業振興）

- ・この計画には食文化、6次産業、地産地消など食に関する施策も多くあるが、ここでしか作れない資源（農産物）を使って、消費の仕方など文化も含めて、地元扎根した産業を育てること、また、強い食品産業の育成に努めるべき。
- ・重点施策として、創業支援や企業誘致という経済の項目をダイレクトに記載してはどうか。
- ・雇用されることばかりでなく、起業するスキルやビジネス感覚、金銭に関する感覚を養う必要があり、農業にあってもそれは同じである。

(商業・観光)

- ・新文化会館などハード面では変化があるので、若い人が中心市街地で商売を始めやすくする仕組みづくりを検討して欲しい。そのことが旧町村部の観光施設など周辺部の交流人口の拡大にもつながるのではないかな。

(総合計画全般)

- ・計画書が見づらいので、見てワクワクするような体裁にすれば、もっと市民も一緒にまちづくりができるのではないかな。